Ⅲ参考資料

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・・・・・・・・・・	43
福島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
福島市クリーンセンター設置規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
廃棄物搬入取扱要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
福島市清掃施設条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
福島市健康福祉センター条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
福島市健康福祉センター条例施行規則・・・・・・・・・・・・	79
福島市リサイクルプラザ条例・・・・・・・・・・・・・・・・	82
福島市リサイクルプラザ条例施行規則・・・・・・・・・・・・	84
福島市環境基金条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
福島市衛生処理場管理規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
粗大ごみ処理要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
福島市清掃指導員要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
福島市集団資源回収報奨金及び助成金交付要綱・・・・・・・・・	92
福島市ごみ集積所設置等に関する要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
福島市廃棄物処理施設連絡協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
福島市廃棄物減量等連絡協議会設置要綱・・・・・・・・1	01
クリーンセンター施設事故調査委員会設置要綱・・・・・・・1	03
福島市ごみ分別収集計画検討委員会要綱・・・・・・・・1	04
福島市ダイオキシン類対策委員会設置要綱・・・・・・・・1	06
ダイオキシン類へのばく露防止推進計画・・・・・・・・1	07
福島市ふれあい訪問収集実施要綱・・・・・・・・・・1	09
福島市ごみ集積所構造物設置費助成要綱・・・・・・・・1	11
福島市ごみ散乱防止ネット購入費助成要綱・・・・・・・・1	13
福島市産業廃棄物処理指導要綱・・・・・・・・・・1	15
福島市廃棄物処理施設設置専門委員要綱・・・・・・・・1	28
福島市県外産業廃棄物処理指導要綱・・・・・・・・・1	30
福島市不法投棄等の防止に関する要綱・・・・・・・・・1	31
令和6年度福島市一般廃棄物処理実施計画・・・・・・・・1	34
福島市廃棄物減量等推進審議会委員名簿・・・・・・・・・1	41
一般廃棄物収集・運搬業許可業者・・・・・・・・・1	42
	44

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成30年1月12日条例第25号

改正

平成30年3月30日条例第75号 平成31年3月29日条例第15号

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第24号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 廃棄物の排出の抑制、再利用の促進等(第8条―第10条)
- 第3章 清潔の保持等(第11条・第12条)
- 第4章 廃棄物減量等推進審議会(第13条・第14条)
- 第5章 一般廃棄物の適正処理(第15条―第22条)
- 第6章 一般廃棄物処理業(第23条—第30条)
- 第7章 一般廃棄物処理施設(第31条—第45条)
- 第8章 産業廃棄物の処理(第46条―第48条)
- 第9章 一般廃棄物処理手数料等(第49条—第51条)
- 第10章 雑則(第52条—第57条)
- 第11章 罰則(第58条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進するとともに、適正な処理の促進に関し、市、事業者及び市民の責務及び役割を明確にし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。 以下「法」という。)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の例による。
- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 家庭系廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
 - (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
 - (3) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用すること をいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、国及び県と連携し、廃棄物の排出の抑制及び再利用の促進に努めるとともに、廃棄物の処理が 適正に行われるよう必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、ごみの減量及び再資源化の促進等による廃棄物の適正な処理を確保するため、これらに関する事業 者及び市民の意識の啓発を図るよう努めなければならない。
- 3 市は、一般廃棄物の処理に関する実態把握に努めるとともに、職員の資質の向上、一般廃棄物処理施設の

整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、 物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難 になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。 (市民の役割)
- 第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用及び分別による排出を図るとともに、その生じた廃棄物をなるべく自ら処理すること等により、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力するよう努めるものとする。

(相互協力)

第6条 市、事業者及び市民は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持及び美化に関し、 相互に協力しなければならない。

(非常災害時の協力)

第7条 市、事業者及び市民は、非常災害により生じた廃棄物の処理について、人の健康又は生活環境に重大な被害が及ばないよう円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するよう努めなければならない。

第2章 廃棄物の排出の抑制、再利用の促進等

(減量活動の支援等)

- 第8条 市は、広報活動、教育活動及びその他の効果的な方法を通じて、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進等に関する事業者及び市民の理解を深め、自主的な活動を促進するとともに、その活動を支援するよう努めなければならない。
- 2 市は、事業者及び市民が行う自主的な活動の支援及び資源物の効率的な再利用等について、効率よく廃棄 物の排出の抑制及び処理が行われるよう定期的に検討を行うものとする。

(市の取組)

第9条 市は、自らも事業所であるとの認識の下、その使用する物品について再生品の積極的な使用に努め、 市の施設で排出される廃棄物について分別排出を徹底することによって、廃棄物の減量及び再利用の推進に 努めなければならない。

(適正処理困難物に対する協力要請)

第10条 市長は、法第6条の3第1項の規定により指定された一般廃棄物又は市において適正な処理が困難であると認めた廃棄物について、製造、加工、販売等を行う事業者に対して回収等必要な協力を求めることができる。

第3章 清潔の保持等

(施策の推進と協力)

- 第11条 市は、生活環境の清潔の保持及び美化に関し、積極的に施策を推進するとともに、事業者及び市民 の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。
- 2 事業者及び市民は、自ら生活環境の清潔の保持及び美化に努めるとともに、市の行う施策及び地域の団体等の行う自主的な活動に協力するように努めるものとする。

(清潔の保持)

- 第12条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。
- 2 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下「清掃責任者」という。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保ち、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正に管理し

なければならない。

3 清掃責任者は、犬、猫その他の動物の死体を、自ら処分することが困難な場合は、市長に申し出なければ ならない。

第4章 廃棄物減量等推進審議会

(廃棄物減量等推進審議会)

- 第13条 一般廃棄物の減量及び再利用の推進を図るため、市長の附属機関として福島市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 一般廃棄物の減量に関すること。
 - (2) 一般廃棄物の再利用に関すること。
 - (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(審議会の組織等)

- 第14条 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 関係団体を代表する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前条及び前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 第5章 一般廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の処理計画、分別収集計画)

- 第15条 法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定めたとき、又はこれを変更したときは、市長がこれを告示するものとする。
- 2 市は、一般廃棄物処理計画に適合するように分別収集計画(容器包装リサイクル法第8条第1項に規定する市町村分別収集計画をいう。)を定めるものとする。

(一般廃棄物の処理)

- 第16条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、 これを運搬し、及び処分しなければならない。
- 2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分(一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあっては、当該収集、運搬及び処分の委託)は、法第6条の2第2項及び第3項に規定する基準に基づき 処理しなければならない。
- 3 市は、家庭系廃棄物(ふん尿を除き、市民の美化活動その他規則で定める公共的な活動から発生する一般 廃棄物を含む。)に限り、定期的に又は臨時に収集するものとする。
- 4 市は、一般廃棄物の処理に当たっては、家庭系廃棄物の処理に支障が生じない範囲で事業系一般廃棄物の 処分を行うことができる。

(排出基準等)

- 第17条 事業者及び市民は、市が行う家庭系廃棄物の処理に際して、市長が定める一般廃棄物の分別の区分 及び排出の方法(以下「排出基準」という。)に従って排出しなければならない。
- 2 事業者及び市民は、市の処理施設への一般廃棄物の搬入に際して、市長が定める一般廃棄物の分別の区分 及び市の処理施設への搬入の方法(以下「搬入基準」という。)に従って搬入しなければならない。

3 市長は、排出基準及び搬入基準並びに一般廃棄物処理計画に適合しない一般廃棄物については、収集又は 市の処理施設への搬入の受入れを行わないことができる。

(排出等の禁止物)

- 第18条 事業者及び市民は、市が行う家庭系廃棄物の処理に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出し、又は 市の処理施設に搬入してはならない。
 - (1) 有害性のある物
 - (2) 危険性のある物
 - (3) 引火性、発火性又は爆発性のある物
 - (4) 著しく悪臭を発する物
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、家庭系廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を 及ぼすおそれがある物

(ごみ集積所)

- 第19条 市民は、市が定期的に行う家庭系廃棄物の収集に際して、規則で定めるところにより、あらかじめ 届け出た排出場所(以下「ごみ集積所」という。)に当該家庭系廃棄物を排出しなければならない。
- 2 ごみ集積所に関する基準等については、市長が別に定める。

(収集又は運搬の禁止)

第20条 市及び市長が指定する者以外の者は、ごみ集積所に排出された廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

(事業系一般廃棄物の適正処理)

- 第21条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法第6条の2第2項及び第 3項に規定する基準に従う等、生活環境の保全上支障のない方法によらなければならない。
- 2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しないときは、一般廃棄物の収集、運搬又は 処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。
- 3 前項の場合において、事業者は、その事業系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に従って、分別し、これを 保管し、及び排出しなければならない。
- 4 事業者は、その事業系一般廃棄物の保管場所の清潔を保持しなければならない。

(事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物の処理)

第22条 法第6条の2第5項に規定する事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物を運搬すべき場所及び方 法については、規則で定める。

第6章 一般廃棄物処理業

(実績報告)

第23条 法第7条第1項又は同条第6項及び浄化槽法第35条第1項に規定する許可を受けた者(以下「処理業者」という。)は、規則で定めるところにより、毎月の業務状況について、当該月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(施設器材の検査)

- 第24条 処理業者は、積替施設、保管施設、処理施設、車庫及び運搬用器材を使用しようとするときは、市長 の検査を受け、検査証の交付を受けなければならない。
- 2 前項の検査証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、再交付を受けなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めたときは、第1項の器材等を随時検査することができる。 (従業員証の交付)
- 第25条 処理業者は、その作業に従事させる者を市長に届け出て、従業員証の交付を受けなければならない。
- 2 前項の従業員証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、再交付を受けなければならない。

- 3 第1項の従業員が作業に従事するときは、従業員証を携帯し、関係人から提示を求められたときは、これ に応じなければならない。
 - (一般廃棄物の再生輸送業等の指定の更新)
- 第26条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。) 第2条第2号に規定する指定(以下「一般廃棄物再生輸送業の指定」という。)及び省令第2条の3第2号 に規定する指定(以下「一般廃棄物再生活用業の指定」という。)は、1年を下らない規則で定める期間ごと にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(一般廃棄物の再生輸送業等の指定の基準)

- 第27条 市長は、一般廃棄物再生輸送業の指定又は一般廃棄物再生活用業の指定の申請があった場合には、 再生利用されることが確実であると認められる一般廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う 者であって、規則で定める基準に適合していると認めるときは、一般廃棄物再生輸送業の指定又は一般廃棄 物再生活用業の指定を行うものとする。
- 2 市長は、前項の指定を行うときは、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。 (変更の指定の申請等)
- 第28条 一般廃棄物再生輸送業の指定を受けた者(以下「一般廃棄物再生輸送業者」という。)又は一般廃棄物再生活用業の指定を受けた者(以下「一般廃棄物再生活用業者」という。)が取り扱う一般廃棄物の種類を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 2 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、指定の申請の内容に変更があったとき(前項に 規定する変更をしようとする場合を除く。)は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならな い。
 - (一般廃棄物の再生輸送業等に係る廃止の届出)
- 第29条 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、その事業の全部又は一部を廃止したとき は、当該廃止の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

- 第30条 市長は、一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者が次の各号のいずれかに該当すると きは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - (1) 指定に係る一般廃棄物が再生利用されなくなったとき。
 - (2) 法若しくは条例又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。

第7章 一般廃棄物処理施設

(生活環境影響調査報告書の縦覧等の対象となる施設の種類)

第31条 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第 1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(次条第1項及び第36条 において「報告書」という。)の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書(次条第2項並び に第34条第1項及び第2項において「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物 処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。) 第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場 (次条、第35条及び第36条において「施設」という。)とする。

(縦覧等の告示)

第32条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書を 縦覧に供する場所(次条第1項において「縦覧の場所」という。)及び期間(次条第2項及び第34条第2項 において「縦覧の期間」という。)のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- 2 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(縦覧の場所及び期間)

- 第33条 縦覧の場所は、市長が前条第1項の告示において指定するものとする。
- 2 縦覧の期間は、前条第1項の告示の日から起算して1月間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

- 第34条 意見書の提出先は、市長が第32条第2項の告示において指定するものとする。
- 2 意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧の期間が満了する日の翌日から起算して2週間を経過する日まで とする。

(環境影響評価との関係)

第35条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は福島県環境影響評価条例(平成10年福島県条例第64号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第32条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

- 第36条 市長は、施設の設置又は変更に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。
 - (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
 - (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
 - (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、本市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(非常災害に係る報告書の縦覧期間等の特例)

第37条 法第9条の3の2第1項の規定による同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における第33条及び第34条の規定の適用については、第33条第2項中「1月間」とあるのは「1月間(市長が非常災害の状況により期間の短縮を認めた場合は、短縮後の期間)」と、第34条第2項中「2週間」とあるのは「2週間(市長が非常災害の状況により期間の短縮を認めた場合は、短縮後の期間)」と読み替えるものとする。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る受託者施設生活環境影響調査報告書の縦覧等の対象となる 施設の種類)

第38条 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「災害廃棄物処分受託者」という。)が行う法第9条の3の3第2項の規定による同条第1項に規定する調査(以下「受託者施設生活環境 影響調査」という。)の結果を記載した書類(次条及び第43条において「報告書」という。)の公衆への縦 覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書(次条並びに第41条第1項及び第2項において「意見書」と いう。)の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設(次条、第42条及び第43条において「施設」という。)とする。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書の縦覧の公告)

- 第39条 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書を縦覧に供する場所(次条第1項において「縦覧の場所」という。)及び期間(次条第2項及び第41条第2項において「縦覧の期間」という。)のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。
 - (1) 災害廃棄物処分受託者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)
 - (2) 施設の設置の場所
 - (3) 施設の種類
 - (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
 - (5) 施設の処理能力
 - (6) 実施した受託者施設生活環境影響調査の項目
 - (7) 施設の設置に関し利害関係を有する者は、意見書を提出できる旨
 - (8) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書の縦覧の場所及び期間)

- 第40条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。
 - (1) 災害廃棄物処分受託者の事務所
 - (2) 受託者施設生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 2 縦覧の期間は、公告の日から1月間(市長が非常災害の状況により期間の短縮を認めた場合は、短縮後の期間)とする。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る意見書の提出先及び提出期限)

- 第41条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。
 - (1) 災害廃棄物処分受託者の事務所
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 2 意見書の提出期限は、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して2週間(市長が非常災害の状況により期間の短縮を認めた場合は、短縮後の期間)を経過する日までとする。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る受託者施設生活環境影響調査と環境影響評価との関係)

第42条 施設の設置に関し環境影響評価法又は福島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価(受託者施設生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第39条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書に関する他の市町村との協議)

- 第43条 市長は、災害廃棄物処分受託者による施設の設置又は変更に関する区域が、次の各号のいずれかに 該当するときは、当該災害廃棄物処分受託者をして当該区域を管轄する市町村の長に対し報告書の写しを送 付させ、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。
 - (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
 - (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
 - (3) 施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、本市の区域に属しない地域が含まれているとき。
 - (一般廃棄物処理施設の設置者の氏名等の変更届)
- 第44条 法第8条第1項の規定による許可を受けた者又は法第9条の5第3項、法第9条の6第1項若しく

は法第9条の7第1項の規定によりその地位を承継した者は、その氏名又は住所(法人にあっては、名称若しくは代表者の氏名又は所在地)を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(技術管理者の資格)

- 第45条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。
 - (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
 - (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
 - (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
 - (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。) 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号) に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上 廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第8章 産業廃棄物の処理

(産業廃棄物の処理)

第46条 法第11条第2項の規定により市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物については、規則で定める。

(産業廃棄物再生輸送業等の指定への準用)

第47条 第26条から第30条までの規定は、産業廃棄物再生輸送業の指定(省令第9条第2号に規定する 指定をいう。)及び産業廃棄物再生活用業の指定(省令第10条の3第2号に規定する指定をいう。)につ いて準用する。 (産業廃棄物処理施設の設置者の氏名等の変更届)

第48条 法第15条第1項の規定による許可を受けた者又は法第15条の4において準用する法第9条の5 第3項、法第9条の6第1項若しくは法第9条の7第1項の規定によりその地位を承継した者は、その氏名 又は住所(法人にあっては、名称若しくは代表者の氏名又は所在地)を変更したときは、規則で定めるとこ ろにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第9章 一般廃棄物処理手数料等

(一般廃棄物処理手数料等)

- 第49条 市が行う一般廃棄物等のうち別表第1に掲げるものの処分については、それぞれ同表に定める額の 手数料を徴収する。
- 2 既納の手数料は、還付しない。
- 3 市長は、災害その他特別の事由があると認めたときは、第1項の手数料の全部又は一部を免除することができる。

(一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業等の許可申請手数料等)

- 第50条 別表第2に掲げる許可、許可の更新、変更の許可、認定、認定の更新、変更の認定、認可、登録及び 登録の更新の申請に対する審査並びに許可証、変更許可証、認定証、変更認定証及び登録証の再交付につい ては、それぞれ同表に定める額の手数料を徴収する。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による手数料の徴収について準用する。 (し尿くみ取り手数料)
- 第51条 市が、し尿を収集処理したときは、別表第3の規定により算出した額に消費税法(昭和63年法律 第108号)の規定に基づき算出される消費税の額に相当する額及び地方税法(昭和25年法律第226号) の規定に基づき算出される地方消費税の額に相当する額を加えた額を手数料として徴収する。
- 2 前項の手数料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数額を切り捨てるものとする。
- 3 第49条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による手数料の徴収について準用する。 第10章 雑則

(指導及び助言)

第52条 市長は、この条例の目的を達成するため必要と認めるときは、事業者及び市民に対し指導又は助言を行うことができる。

(報告の徴収)

第53条 市長は、法第18条第1項、自動車リサイクル法第130条第1項、浄化槽法第53条第1項に規 定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要と認める者に対し、必要な事 項について報告を求めることができる。

(立入検査)

- 第54条 市長は、法第19条第1項、自動車リサイクル法第131条第1項、浄化槽法第53条第2項に規定する立入検査のほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の減量若しくは適正な処理又は生活環境の清潔の保持若しくは美化に関し、業務の状況又は帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (届出台帳の閲覧)
- 第55条 法第19条の11第1項の台帳(以下「届出台帳」という。)の閲覧をしようとする者は、市長に閲覧の請求をしなければならない。

- 2 届出台帳を閲覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 届出台帳は、外部に持ち出さないこと。
 - (2) 届出台帳は、丁寧に取り扱い、これを損傷し、若しくは汚損し、又はこれに加筆等の行為をしない こと。
- 3 市長は、前項の規定に違反した者に対し、届出台帳の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。
- 4 届出台帳の閲覧は、無料とする。

(登録簿の閲覧)

第56条 前条の規定は、自動車リサイクル法第47条(同法第59条において準用する場合を含む。)の規 定による登録簿の閲覧について準用する。

(委任)

第57条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第11章 罰則

第58条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第5条の3第2項の規定により福島市廃棄物減量等推進審議会の委員として委嘱されている者は、施行日に、この条例による改正後の福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における従前の福島市廃棄物減量等推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成30年3月30日条例第75号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日条例第15号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第49条関係)

区分		単位	金額
事業活動に伴って生じた一般廃	焼却又は破砕処分する	10キログラムにつき(10キ	100円
棄物	物	ログラム未満は、10キログラ	
		ムとみなす。)	
	埋立処分する物	10キログラムにつき(10キ	100円
		ログラム未満は、10キログラ	
		ムとみなす。)	
法第11条第2項の規定に基づ	焼却又は破砕処分する	10キログラムにつき(10キ	100円
いて市が処分する産業廃棄物	物	ログラム未満は、10キログラ	
		ムとみなす。)	
	埋立処分する物	10キログラムにつき(10キ	100円

		ログラム未満は、10キログラ	
		ムとみなす。)	
犬、猫その他動物の死体で収集	遺骨の引取りを希望す	1頭につき	3,000円
運搬処分に係るもの	る場合		
	遺骨の引取りを希望し	1頭につき	2,000円
	ない場合		
犬、猫その他動物の死体で自己	遺骨の引取りを希望す	1頭につき	2,000円
搬入処分に係るもの	る場合		
	遺骨の引取りを希望し	1頭につき	1,000円
	ない場合		

別表第2(第50条関係)

区	単位	金額	
法第7条第1項の規定による一般	1件につき	1万円	
法第7条第2項の規定による一般	廃棄物の収集又は運搬の業の許可	1件につき	1万円
の更新			
法第7条第6項の規定による一般	廃棄物の処分の業の許可	1件につき	1万円
法第7条第7項の規定による一般	廃棄物の処分の業の許可の更新	1件につき	1万円
法第7条の2第1項の規定による	一般廃棄物の収集若しくは運搬又	1件につき	1万円
は処分の事業の範囲の変更の許可			
一般廃棄物収集運搬業又は一般廃	棄物処分業の許可証又は変更許可	1件につき	5,000円
証の再交付			
法第8条第1項の規定による一般	法第8条第4項に規定する一般廃	1件につき	13万円
廃棄物処理施設の設置の許可	棄物処理施設に係るもの		
	その他の一般廃棄物処理施設に係	1件につき	11万円
	るもの		
法第9条第1項の規定による一般	法第8条第4項に規定する一般廃	1件につき	1 2 万円
廃棄物処理施設の変更の許可	棄物処理施設に係るもの		
	その他の一般廃棄物処理施設に係	1件につき	10万円
	るもの		
一般廃棄物処理施設設置の許可証	1件につき	5,000円	
法第9条の2の4第1項の規定による熱回収施設に係る適合の認定		1件につき	33,000円
法第9条の2の4第2項の規定に	よる熱回収施設に係る適合の認定	1件につき	2万円
の更新			
法第9条の5第1項の規定による	1件につき	7万円	
借受けの許可			
法第9条の6第1項の規定による	1件につき	7万円	
置者である法人の合併又は分割の			
法第12条の7第1項の規定によ	1件につき	147,000	
物の処理に係る特例の認定		円	
法第12条の7第7項の規定によ	1件につき	134,000	
物の処理に係る特例の認定に係る	事項の変更の認定		円

00円				
00円				
00円				
)万円				
00円				
00円				
00円				
00円				
00円				
00円				
, 0, 1				
) 万円				
,,,,,				
00円				
, 013				
00円				
נוטנ				
00円				
00円				
4万円				
2万円				
3万円				
1万円				
00円				
00円				
定				
2万円				
1				

法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による	1件につき	7万円
産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可		
法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による	1件につき	7万円
産業廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の		
認可		
浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可	1件につき	1万円
浄化槽清掃業の許可証の再交付	1件につき	5,000円
自動車リサイクル法第42条第1項の規定による引取業者の登録	1件につき	3,800円
自動車リサイクル法第42条第2項の規定による引取業者の登録の	1件につき	3,400円
更新		
自動車リサイクル法第53条第1項の規定によるフロン類回収業者	1件につき	3,800円
の登録		
自動車リサイクル法第53条第2項の規定によるフロン類回収業者	1件につき	3,400円
の登録の更新		
自動車リサイクル法第60条第1項の規定による解体業の許可	1件につき	78,000円
自動車リサイクル法第60条第2項の規定による解体業の許可の更	1件につき	7万円
新		
自動車リサイクル法第67条第1項の規定による破砕業の許可	1件につき	84,000円
自動車リサイクル法第67条第2項の規定による破砕業の許可の更	1件につき	77,000円
新		
自動車リサイクル法第70条第1項の規定による破砕業の事業の範	1件につき	67,000円
囲の変更の許可		
引取業若しくはフロン類回収業の登録証、解体業の許可証又は破砕	1件につき	5,000円
業の許可証若しくは変更許可証の再交付		

別表第3(第51条関係)

区分		単位	金額	備考
定額制	世帯割	くみ取り1回につ	220円	原則として一般家庭に適用す
		き		る。
	人員割	1人1カ月につき	370円	
		18リットルにつ	167円	原則として事業所等に適用す
		き		る。最低料金は、1,360円
				とする。
加算料		ホース延長40メートルを超えるときは、前2項により算出した金		
		額にその100分の20に相当する金額を加算する。		

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

平成30年3月30日規則第26号

改正

平成31年3月29日規則第60号 令和元年12月25日規則第24号 令和2年9月29日規則第84号 令和3年2月25日規則第2号 令和3年9月30日規則第67号 令和4年3月30日規則第27号

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年規則第11号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 廃棄物減量等推進審議会(第3条—第5条)
- 第3章 一般廃棄物の適正処理(第6条-第8条)
- 第4章 一般廃棄物処理業(第9条—第32条)
- 第5章 一般廃棄物処理施設(第33条—第52条)
- 第6章 産業廃棄物の処理等(第53条―第58条)
- 第7章 一般廃棄物処理手数料等(第59条)
- 第8章 雑則(第60条—第64条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)、 浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成30年条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、自動車リサイクル法、浄化槽法及び条例の例による。

第2章 廃棄物減量等推進審議会

(会長及び副会長)

- 第3条 条例第13条第1項に規定する福島市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び 副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、任期の満了等に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部ごみ減量推進課において処理する。

第3章 一般廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の発生を伴う公共的な活動)

第6条 条例第16条第3項の規則で定める公共的な活動は、町内会、自治会、婦人団体、ボランティア団体 その他の公共的団体の活動とする。

(ごみ集積所設置届出等)

- 第7条 条例第19条第1項の規定により排出場所(以下「ごみ集積所」という。)の設置又はごみ集積所の変更若しくは廃止をしようとする次に掲げる者は、市長にごみ集積所設置等届出書(様式第1号)を提出しなければならない。
 - (1) 町内会又は自治会の代表者及びこれに代わる者
 - (2) 町内会又は自治会を持たないマンション、アパートについては、建築主又は管理責任者
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) ごみ集積所の設置場所を確認できる付近の見取り図及び設置個所の配置図
 - (2) 通り抜けができない道路にごみ集積所を設置する場合は、収集車両が方向転換のために近隣の土地に立ち入ることを認める土地利用同意書(様式第2号)
- 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合は、必要に応じて現地を確認の上審査を行い、承認する場合はごみ集積所設置等承認通知(様式第3号)を交付する。

(事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物の処理)

- 第8条 条例第22条に規定する事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物は、継続的な場合においては1日 平均の排出量がおおむね4キログラム以上のものとし、その他の場合においては市長がその都度認定するものとする。
- 2 条例第22条に規定する一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法は、次に定めるところによる。
 - (1) 運搬すべき場所 焼却処分によるものは福島市クリーンセンター設置規則(昭和48年規則第32 号)に規定するクリーンセンターとし、その他の処分方法によるものは市長が指定する場所とする。
 - (2) 運搬方法 市が行う一般廃棄物の運搬方法に準じ、市長が指示する方法による。

第4章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請)

- 第9条 次の各号に掲げる申請書は、当該各号に定める申請書によるものとする。
 - (1) 法第7条第1項又は第2項の規定による許可又は許可の更新に係る申請書 一般廃棄物収集運搬業 許可・許可更新申請書(様式第4号)
 - (2) 法第7条第6項又は第7項の規定による許可又は許可の更新に係る申請書 一般廃棄物処分業許可・ 許可更新申請書 (様式第5号)
- 2 前項各号に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 申請者の住民票の写し(申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書)
 - (3) 従業員名簿(法人にあっては役員及び従業員名簿)
 - (4) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
 - (5) 申請者の資産に関する調書並びに直前2年の所得税、県民税及び市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(申請者が法人である場合は、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税、法人事業税、法人県民税及び法人市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類)
 - (6) 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、事務所、事業場、車両その他事業の用に供す

る施設を明らかにする書類及び図面(事業の用に供する車両がある場合は、自動車検査証の写し及びその 写真)

- (7) 一般廃棄物の処分を業として行う場合には、事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、 立面図、断面図、構造図、設計計算書及び当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあっては、周囲の 地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(当該処分場が法第8条第1項の許可を受けた 施設である場合を除く。)
- (8) 申請者が第6号又は前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、 当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類
- (9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 法第7条第2項又は第7項の規定により許可の更新を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、 その内容に変更がない場合に限り、同項第8号及び第9号に掲げる書類の添付を省略することができる。 (事業の範囲の変更の許可申請)
- 第10条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(様式第6号)をあらかじめ市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 前条第2項の規定により提出した添付書類のうち、その内容に変更が生ずることとなる書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(浄化槽清掃業許可申請書等)

- 第11条 浄化槽法第35条第1項の許可の期間は、2年とする。
- 2 浄化槽法第35条第3項の申請書は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第7号)とする。 (許可証の交付)
- 第12条 市長は、次の各号に掲げる許可を行った場合は、当該各号に定める許可証を交付するものとする。
 - (1) 法第7条第1項又は第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新 一般廃棄物 収集運搬業許可証(様式第8号)
 - (2) 法第7条第6項又は第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は許可の更新 一般廃棄物処分 業許可証(様式第9号)
 - (3) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可 一般廃棄物処理業 事業範囲変更許可証(様式第10号)
 - (4) 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可 浄化槽清掃業許可証(様式第11号) (不許可等の通知)
- 第13条 市長は、次の各号に掲げる処分を行うときは、当該各号に定める通知書により通知するものとする。
 - (1) 法第7条第1項、第2項、第6項及び第7項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物 処理業の許可又は許可の更新をしないとき 一般廃棄物処理業不許可通知書(様式第12号)
 - (2) 法第7条の2第1項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可をしないとき 一般廃棄物処理業事業範囲変更不許可通知書(様式第13号)
 - (3) 浄化槽法第35条第3項の規定による申請があった場合において、浄化槽清掃業の許可をしないと き 浄化槽清掃業不許可通知書(様式第14号)

(許可証等の再交付)

第14条 第12条各号に規定する許可証の交付を受けた者で、許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、許可証等再交付申請書(様式第15号)を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。この場合において、汚損又は破損により許可証の再交付を受けようとする者は、その汚損し、又は破損した

許可証を添付しなければならない。

(事業の廃止等の届出)

- 第15条 法第7条の2第3項に規定する事業の全部又は一部を廃止した場合の届出は、一般廃棄物処理業廃 止届出書(様式第16号)により行うものとする。
- 2 浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出は、浄化槽清掃業廃業等届出書(様式第17号)により行う ものとする。
- 3 前2項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) その内容を明らかにする書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更の届出)

- 第16条 法第7条の2第3項に規定する住所その他環境省令で定める事項及び第9条又は第10条に規定する申請書又は添付書類の記載事項を変更した場合には、一般廃棄物処理業変更届出書(様式第18号)を市長に提出するものとする。
- 2 浄化槽清掃業者は、浄化槽法第37条の規定による変更の届出は、浄化槽清掃業変更届出書(様式第19号)により行うものとする。
- 3 前2項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) その内容を明らかにする書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(欠格要件に係る届出)

第17条 法第7条の2第4項及び第5項の規定による届出は、一般廃棄物処理業者欠格要件該当届出書(様式第20号)により行うものとする。

(許可の取消し等)

- 第18条 市長は、次の各号に掲げる処分を行うときは、当該各号に定める通知書又は命令書により通知する ものとする。
 - (1) 法第7条の3の規定による事業の全部又は一部の停止命令 一般廃棄物処理業停止命令書(様式第 21号)
 - (2) 法第7条の4第1項及び第2項の規定による許可の取消し 一般廃棄物処理業許可取消通知書(様 式第22号)
 - (3) 浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消し 浄化槽清掃業許可取消通知書(様式第23号)
 - (4) 浄化槽法第41条第2項の規定による事業の全部又は一部の停止命令 浄化槽清掃業停止命令書(様式第24号)

(許可証等の返還)

- 第19条 第12条の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに 当該許可証を市長に返還しなければならない。
 - (1) 許可証の有効期間が満了したとき。
 - (2) 事業の全部を廃止したとき。
 - (3) 法第7条の2第1項の規定による変更の許可を受けたとき。
 - (4) 許可を取り消されたとき。
 - (5) 許可証の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した許可証を発見したとき。
- 2 第12条の規定により許可証の交付を受けた者で、その事業の全部の停止を命ぜられたとき又はその事業 の全部を休止したときは、許可証を一時市長に返還しなければならない。

(実績報告)

第20条 条例第23条に規定する報告は、一般廃棄物処理実績報告書(様式第25号)により行うものとする。

(施設器材の検査等)

- 第21条 条例第24条第1項の規定により積替施設、保管施設、処理施設、車庫及び運搬用器材(以下「処理施設等」という。)の検査証の交付又は同条第2項の規定により再交付を受けようとする者は、廃棄物処理施設及び運搬用器材検査証交付申請書(様式第26号)を市長に提出しなければならない。この場合において、汚損又は破損により検査証の再交付を受けようとする者は、その汚損し、又は破損した検査証を添付しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、検査証(様式第27号)を交付するものとする。
- 3 検査証の交付を受けた者は、当該検査を受けた処理施設等の見やすい場所に当該検査証を掲示しておかなければならない。
- 4 第2項の規定により検査証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに検査証を 市長に返還しなければならない。
 - (1) 検査証の有効期間が満了したとき。
 - (2) 検査証の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した検査証を発見したとき。
 - (3) 検査証の交付を受けた処理施設等を撤去その他の理由により使用しなくなったとき。

(従業員証)

- 第22条 条例第25条第1項の規定により従業員証の交付又は同条第2項の規定により再交付を受けようとする者は、従業員証交付申請書(様式第28号)を市長に提出しなければならない。この場合において、汚損又は破損により従業員証の再交付を受けようとする者は、その汚損し、又は破損した従業員証を添付しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、従業員証(様式第29号)を交付するものとする。
- 3 従業員証の交付を受けた作業に従事する者は、作業を実施する場合は従業員証を携帯しなければならない。
- 4 第2項に規定する従業員証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに従業員証 を市長に返還しなければならない。
 - (1) 従業員証の有効期間が満了したとき。
 - (2) 従業員証の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した従業員証を発見したとき。
 - (3) 従業員証の交付を受けた者が、退職その他の理由により作業に従事しなくなったとき。
 - (一般廃棄物の再生輸送業等の指定の申請)
- 第23条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。) 第2条第2号の規定により指定(以下「一般廃棄物再生輸送業の指定」という。)を受けようとする者は再 生輸送業指定申請書(様式第30号)を、省令第2条の3第2号の規定により指定(以下「一般廃棄物再生 活用業の指定」という。)を受けようとする者は再生活用業指定申請書(様式第31号)を、次に掲げる事項 を記載して市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
 - (3) 事務所及び事業場の名称並びに所在地
 - (4) 再生利用の目的
 - (5) 事業の用に供する施設の種類及び数量
 - (6) 再生活用の方法(一般廃棄物再生活用業の指定を受けようとする場合に限る。)
 - (7) 取引業者(一般廃棄物再生輸送業の指定を受けようとする者にあっては再生利用のための一般廃棄

物の排出者及び当該一般廃棄物の再生活用を行う者、一般廃棄物再生活用業の指定を受けようとする者にあっては再生利用のための一般廃棄物の排出者及び当該一般廃棄物の収集及び運搬を行う者)の氏名又は名称及び所在地

- (8) 事業開始予定年月日
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 申請者の住民票の写し(申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書)
 - (3) 申請者の履歴書(申請者が法人である場合には、その役員の名簿及び履歴書)
 - (4) 取引業者との取引関係を証する書類
 - (5) 生活環境の保全上の対策を記載した書類
 - (6) 平面図、構造図、再生工程図等事業の用に供する施設の概要を明らかにする書類及び図面
 - (7) 再生活用により生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類(一般廃棄物再生活用業の指定を受けようとする場合に限る。)
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 (指定の有効期間)
- 第24条 条例第26条の規則で定める期間は、2年とする。
 - (一般廃棄物の再生輸送業等の指定の基準)
- 第25条 条例第27条第1項に規定する一般廃棄物再生輸送業の指定に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 再生活用(再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみの処分をいう。以下同じ。) を業として行う者が自ら再生輸送を行い、又は再生活用を業として行う者の委託を受けて再生輸送を行う こと。
 - (2) 再生輸送を確実に行うための施設、人員等を備えていること。
 - (3) 再生輸送において、生活環境の保全上支障が生じないこと。
- 2 条例第27条第1項に規定する一般廃棄物再生活用業の指定に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 廃棄物を原則として無償で引き取ること。
 - (2) 再生活用を確実に行うための施設、人員等を備えていること。
 - (3) 引き取る廃棄物の全てが再生活用の用に供されること。
 - (4) 排出者との取引関係に継続性があること。
 - (5) 再生活用において、生活環境の保全上支障が生じないこと。
 - (6) 再生活用において生ずる廃棄物を適正に処理できること。

(変更の指定の申請)

- 第26条 条例第28条第1項の申請は、次に掲げる事項を記載した再生輸送業・再生活用業変更指定申請書 (様式第32号)により行うものとする。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 指定の年月日及び指定番号
 - (3) 変更の内容
 - (4) 変更の理由
 - (5) 変更に係る施設の種類及び数量
 - (6) 変更に係る再生活用の方法(一般廃棄物再生活用業者に限る。)
 - (7) 変更に係る取引業者

- (8) 変更予定年月日
- 2 第23条第2項の規定は、前項の申請について準用する。ただし、その内容に変更のない書類及び図面については、添付を要しないものとする。

(指定証の交付)

- 第27条 市長は、次の各号に掲げる指定を行った場合は、当該各号に定める指定証を交付するものとする。
 - (1) 一般廃棄物再生輸送業の指定 再生輸送業指定証(様式第33号)
 - (2) 一般廃棄物再生活用業の指定 再生活用業指定証(様式第34号)
 - (3) 前2号に係る変更の指定 再生輸送業・再生活用業変更指定証(様式第35号)

(指定証の再交付)

第28条 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者が指定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、指定証再交付申請書(様式第36号)を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。 この場合において、汚損又は破損により指定証の再交付を受けようとする者は、その汚損し、又は破損した 指定証を添付しなければならない。

(変更の届出)

- 第29条 条例第28条第2項に規定する変更の届出をしようとする者は、当該変更の日から30日以内に、 市長に再生輸送業・再生活用業指定内容変更届出書(様式第37号)を提出しなければならない。
- 2 前項の変更届には、変更の内容を明らかにする書類及び図面を添付しなければならない。 (廃止の届出)
- 第30条 条例第29条の規定による届出は、再生輸送業・再生活用業廃止届出書(様式第38号)により行うものとする。

(指定の取消し等)

第31条 条例第30条の規定による指定の取消しは再生輸送業・再生活用業指定取消通知書(様式第39号) により、業務の全部又は一部の停止命令は再生輸送業・再生活用業停止命令書(様式第40号)により通知するものとする。

(指定証の返還)

- 第32条 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 直ちに当該指定証を市長に返還しなければならない。
 - (1) 指定証の有効期間が満了したとき。
 - (2) 事業の全部を廃止したとき。
 - (3) 第27条第3号に規定する変更の指定を受けたとき。
 - (4) 指定を取り消されたとき。
 - (5) 指定証の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した指定証を発見したとき。
- 2 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、その事業の全部の停止を命ぜられたときは、指定証を一時市長に返還しなければならない。

第5章 一般廃棄物処理施設

(縦覧の手続)

第33条 条例第32条の規定により縦覧に供された報告書を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。) は、生活環境影響調査結果縦覧申込書(様式第41号)に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

- 第34条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
 - (2) 報告書を汚損し、又は損傷しないこと。

- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、当該指示に従うこと。
- 2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(縦覧の期間等)

- 第35条 条例第33条第2項の規定による縦覧の期間のうち、福島市の休日を定める条例(平成元年条例第23号)第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日は、休日とする。
- 2 縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、縦覧の期間又は時間を変更することができる。

(意見書の記載事項)

- 第36条 条例第34条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
 - (2) 施設の名称
 - (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る公告の方法)

- 第37条 条例第39条の公告は、次に掲げる方法のうちいずれか1以上の方法により行うものとする。
 - (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
 - (2) インターネットの利用
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、適切な方法

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書の縦覧に係る縦覧者の遵守事項)

- 第38条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
 - (2) 報告書を汚損し、又は損傷しないこと。
 - (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
 - (4) 災害廃棄物処分受託者の指示があった場合には、当該指示に従うこと。
- 2 災害廃棄物処分受託者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。 (災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書の縦覧の期間等)
- 第39条 条例第40条の規定による縦覧の期間のうち、福島市の休日を定める条例第1条第1項第1号から 第3号までに掲げる日は、休日とする。
- 2 縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、災害廃棄物処分受託者は、あらかじめ市長の承認を得て、縦覧の期間又は時間を変更することができる。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る意見書の記載事項)

- 第40条 条例第41条の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業書の所在地)
 - (2) 施設の名称
 - (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(一般廃棄物処理施設に係る申請書等)

- 第41条 次の各号に掲げる申請書及び届出書は、当該各号に定める申請書及び届出書によるものとする。
 - (1) 法第8条第2項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第42号)
 - (2) 省令第4条の4第1項の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第43号)
 - (3) 省令第4条の4の2の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第44号)

- (4) 省令第5条の3第1項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第45号)
- (5) 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届 出書(様式第46号)
- (6) 省令第5条の5の3の届出書 一般廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書(様式第47号)
- (7) 省令第5条の11第1項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(様式第48号)
- (8) 省令第5条の12第1項の申請書 一般廃棄物処理施設合併・分割認可申請書(様式第49号)
- (9) 省令第6条第1項の届出書 一般廃棄物処理施設相続届出書(様式第50号)
- (一般廃棄物最終処分場に係る申請書等)
- 第42条 次の各号に掲げる申請書、届出書及び報告書は、当該各号に定める申請書、届出書及び報告書によるものとする。
 - (1) 省令第4条の17の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第51号)
 - (2) 省令第5条の5第1項の届出書 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(様式第52号)
 - (3) 省令第5条の5の2第1項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書 (様式第53号)
 - (一般廃棄物処理施設熱回収施設に係る申請書等)
- 第43条 次の各号に掲げる申請書、届出書及び報告書は、当該各号に定める申請書、届出書及び報告書によるものとする。
 - (1) 省令第5条の5の5第1項の申請書 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定・認定更新申請書 (様式第54号)
 - (2) 省令第5条の5の10第1項の届出書 一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書(様式第5 5号)
 - (3) 省令第5条の5の11第1項の報告書 一般廃棄物処理施設熱回収報告書(様式第56号) (市が設置する一般廃棄物処理施設に係る申請書等)
- 第44条 次の各号に掲げる届出書、申請書及び協議書は、当該各号に定める届出書、申請書及び協議書によるものとする。
 - (1) 法第9条の3第1項の規定による届出に係る届出書 市の設置に係る一般廃棄物処理施設設置届出書 (様式第57号)
 - (2) 省令第5条の8第1項の届出書 市の設置に係る一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第58号)
 - (3) 省令第5条の9の2第1項の届出書 市の設置に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式 第59号)
 - (4) 省令第5条の10第1項の届出書 市の設置に係る一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書 (様 式第60号)
 - (5) 省令第5条の10の2第1項の申請書 市の設置に係る一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書 (様 式第61号)
 - (6) 省令第5条の10の3の協議書 市の設置に係る非常災害発生時一般廃棄物処理施設設置協議書(様 式第62号)

(特例による一般廃棄物処理施設等に係る届出書)

- 第45条 次の各号に掲げる届出書は、当該各号に定める届出書によるものとする。
 - (1) 省令第12条の7の17第2項の届出書 特例による一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第63号)
 - (2) 省令第12条の7の17第5項の規定による届出に係る届出書 特例による一般廃棄物処理施設産 業廃棄物処理施設種類等変更・事業廃止届出書 (様式第64号)

(許可証等の交付)

- 第46条 市長は、次の各号に掲げる許可、検査、認定、認可又は届出の受理を行った場合は、当該各号に定める許可証、通知書、認定証、認可証又は受理書(第51条において「許可証等」という)を交付するものとする。
 - (1) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可又は法第9条第1項の規定による当該施設の変更の許可 一般廃棄物処理施設設置・変更許可証(様式第65号)
 - (2) 法第8条の2の2の規定による一般廃棄物処理施設の検査 一般廃棄物処理施設定期検査結果通知 書(様式第66号)
 - (3) 法第9条の2の4第1項又は2項の規定による熱回収施設に係る適合の認定又は認定の更新 一般 廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証(様式第67号)
 - (4) 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可 一般廃棄物処理 施設譲受け・借受け許可証 (様式第68号)
 - (5) 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の許可施設設置者等である法人の合併又は分割の認可 一般廃棄物処理施設合併・分割認可証(様式第69号)
 - (6) 法第9条の3第1項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出の受理又は同条第 8項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更届出の受理 市の設置に係る一般廃棄物 処理施設設置・変更届出受理書(様式第70号)
 - (7) 法第15条の2の5の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に ついての特例に係る届出の受理 特例による一般廃棄物処理施設設置届出受理書(様式第71号) (許可証等の再交付)
- 第47条 第14条の規定は、第46条に規定する許可証等の交付を受けた者に準用する。 (不許可等の通知)
- 第48条 市長は、次の各号に掲げる処分を行うときは、当該各号に定める通知書により通知するものとする。
 - (1) 法第8条第1項又は法第9条第1項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理施設 設置の許可又は一般廃棄物処理施設変更許可をしないとき 一般廃棄物処理施設設置・変更不許可通知書 (様式第72号)
 - (2) 法第9条の2の4第1項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理施設熱回収施設 設置者の認定又は認定の更新をしないとき 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者不認定通知書(様式第 73号)
 - (3) 法第9条の5第1項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理施設譲受け又は借受けの許可をしないとき 一般廃棄物処理施設譲受け、借受け不許可通知書(様式第74号)
 - (4) 法第9条の6第1項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理施設合併又は分割の 認可をしないとき 一般廃棄物処理施設合併・分割不認可通知書(様式第75号)

(事故時の措置に係る届出)

第49条 法第21条の2第1項の規定による届出は、特定処理施設事故状況等届出書(様式第76号)により行うものとする。

(許可の取消し等)

- 第50条 市長は次の各号に掲げる処分を行うときは、当該各号に定める命令書又は通知書により通知するものとする。
 - (1) 法第9条の2第1項の規定による使用停止命令 一般廃棄物処理施設使用停止命令書(様式第77号)
 - (2) 法第9条の2の2第1項の規定による許可の取消し 一般廃棄物処理施設設置許可取消通知書(様式第78号)

(3) 法第9条の2の4第5項に規定する認定の取消し 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定取消 通知書(様式第79号)

(許可証等の返還)

- 第51条 第46条の規定により許可証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ち に当該許可証等を市長に返還しなければならない。
 - (1) 事業の全部を廃止したとき。
 - (2) 許可を取り消されたとき。
 - (3) 許可証等の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した許可証等を発見したとき。
- 2 許可証等の交付を受けた者は、その事業の全部の停止を命ぜられたとき又はその事業の全部を休止したときは、許可証等を一時市長に返還しなければならない。
 - (一般廃棄物処理施設の設置者の氏名等の変更届)
- 第52条 条例第44条に規定する届出は、廃棄物処理施設設置者氏名等変更届出書(様式第80号)に届出者の住民票の写し(届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書)を添付して行わなければならない。
- 2 条例第44条に規定する届出は、その変更のあった日から30日以内に行わなければならない。

第6章 産業廃棄物の処理等

(市が処分することができる産業廃棄物)

- 第53条 条例第46条に規定する市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物については、 次に掲げるものであって、市長が市において処分することが適当であると認めるものとする。
 - (1) 一般廃棄物とあわせて処分することが容易な固形状のもの
 - (2) 一般廃棄物の処分に支障を生じない範囲の量のもの

(産業廃棄物収集運搬業等の許可等への準用)

- 第54条 第14条及び第19条の規定は、法第12条の7第1項の認定を受けた者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。
- 2 第23条から第32条までの規定は、産業廃棄物再生輸送業の指定(省令第9条第2号に規定する指定をいう。)及び産業廃棄物再生活用業の指定(省令第10条の3第2号に規定する指定をいう。)について準用する。この場合において、第24条中「2年」とあるのは、「5年」と読み替えるものとする。

(欠格要件に係る届出)

- 第55条 法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する法第7条の2第4項及び第5項の 規定による届出は、産業廃棄物処理業者欠格要件該当届出書(様式第81号)により行うものとする。
- 2 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第6項及び第7項の規定による届出は、産業廃棄物 処理施設設置者欠格要件該当届出書(様式第82号)により行うものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置者の氏名等の変更届)

第56条 第52条の規定は、条例第48条に規定する変更の届出について準用する。

(自動車リサイクル法に関する登録証の交付等)

- 第57条 市長は、次の各号に掲げる通知は、当該各号に定める登録証、通知書又は命令書により行うものとする。
 - (1) 自動車リサイクル法第44条第2項(同法第46条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知 引取業者登録証(様式第83号)
 - (2) 自動車リサイクル法第45条第2項の規定による通知 引取業者登録拒否通知書(様式第84号)
 - (3) 自動車リサイクル法第51条第2項において準用する同法第45条第2項の規定による通知のうち

登録の取消しに係るもの 引取業者登録取消通知書(様式第85号)

- (4) 前号の通知のうち事業の全部又は一部の停止の命令に係るもの 引取業停止命令書(様式第86号)
- (5) 自動車リサイクル法第55条第2項(同法第57条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知 フロン類回収業者登録証(様式第87号)
- (6) 自動車リサイクル法第56条第2項の規定による通知 フロン類回収業者登録拒否通知書(様式第 88号)
- (7) 自動車リサイクル法第58条第2項において準用する同法第56条第2項の規定による通知のうち 登録の取消しに係るもの フロン類回収業者登録取消通知書(様式第89号)
- (8) 前号通知のうち事業の全部又は一部の停止の命令に係るもの フロン類回収業停止命令書(様式第90号)
- (9) 自動車リサイクル法第62条第2項の規定による通知 解体業不許可通知書(様式第91号)
- (10) 自動車リサイクル法第66条の規定による許可の取消し 解体業許可取消通知書(様式第92号)
- (11) 自動車リサイクル法第66条の規定による事業の全部又は一部の停止 解体業停止命令書(様式 第93号)
- (12) 自動車リサイクル法第69条第2項の規定による通知 破砕業不許可通知書(様式第94号)
- (13) 自動車リサイクル法第70条第2項において準用する同法第69条第2項の規定による通知 破砕業事業範囲変更不許可通知書(様式第95号)
- (14) 自動車リサイクル法第72条において準用する同法第66条の規定による許可の取消し 破砕業 許可取消通知書(様式第96号)
- (15) 自動車リサイクル法第72条において準用する同法第66条の規定による事業の全部又は一部の 停止 破砕業停止命令書(様式第97号)
- 2 第14条及び第19条の規定は、前項第1号及び第5号に規定する登録証を受けた者又は使用済自動車の 再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省、環境省令第7号)第56条及び第61条の規定 により許可証を受けた者について準用する。

(自動車リサイクル法に関する廃業等の届出)

- 第58条 自動車リサイクル法における次の各号の掲げる廃業等の届出は、当該各号に定める届出書により行うものとする。
 - (1) 自動車リサイクル法第48条第1項の規定による届出 引取業廃業等届出書(様式第98号)
 - (2) 自動車リサイクル法第59条において準用する同法第48条第1項の規定による届出 フロン類回 収業廃業等届出書 (様式第99号)
 - (3) 自動車リサイクル法第64条の規定による届出 解体業廃業等届出書(様式第100号)
 - (4) 自動車リサイクル法第72条において準用する同法第64条の規定による届出 破砕業廃業等届出書(様式第101号)
- 2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) その内容を明らかにする書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第7章 一般廃棄物処理手数料等

(手数料及び費用の減免)

第59条 条例第49条第3項、条例第50条第2項及び条例第51条第3項の規定による手数料等の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書(様式第102号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

第8章 雑則

(身分証明書)

- 第60条 条例第54条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 法第19条第1項又は浄化槽法第53条第2項の規定による立入検査 身分証明書(様式第103号)又は環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)別記様式
 - (2) 自動車リサイクル法第131条第1項の規定による立入検査 身分証明書又は経済産業省及び環境 省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する 省令(令和3年経済産業省・環境省令第1号)別記様式

(改善命令)

- 第61条 法第19条の3の規定による改善命令は、改善命令書(様式第104号)により行うものとする。 (措置命令)
- 第62条 法第19条の4、第19条の4の2、第19条の5又は第19条の6の規定による措置命令は、措置命令書(様式第105号)により行うものとする。

(届出台帳の様式及び閲覧)

- 第63条 条例第55条第1項の届出台帳は、一般廃棄物・産業廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳(様式第106号)とし、市長が調製し、これを保管する。
- 2 条例第55条第1項の規定による届出台帳の閲覧の請求は、一般廃棄物・産業廃棄物最終処分場埋立終了 届出台帳閲覧請求書(様式第107号)により行うものとする。
- 3 第35条の規定は、届出台帳の閲覧時間について準用する。

(委任)

第64条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第60号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月25日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年9月29日規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年2月25日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月30日規則第67号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則(第1条から第107条までの規定により改正される規則をいう。)(以下次項において「旧各規則」という。)に定める様式により提出されている書類は、この規則による改正後の各規則の様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている旧各規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和4年3月30日規則第27号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

福島市クリーンセンター設置規則

昭和48年7月1日規則第32号

改正

昭和52年10月25日規則第29号 昭和56年2月28日規則第3号 昭和62年12月3日規則第28号 平成11年3月24日規則第9号

福島市クリーンセンター設置規則

廃棄物の処分を行うため、次のとおりクリーンセンターを設置する。

名称	位置
あぶくまクリーンセンター	福島市渡利字梅ノ木畑1番地
あらかわクリーンセンター	福島市仁井田字北原1番地の1

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 福島市じん芥焼却場設置規則(昭和39年規則第25号)は、廃止する。

附 則(昭和52年規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年規則第3号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和63年2月1日から施行する。
- 2 福島市事務分掌規則(昭和39年規則第25号)の一部改正(略)
- 3 福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年規則第11号)の一部改正(略)
- 4 福島市職員安全衛生管理規則(昭和60年規則第20号)の一部改正(略)

附 則(平成11年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

廃棄物搬入取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成30年福島市条例第25号。以下「条例」という。)第22条、第46条の規定に基づき、本市の廃棄物焼却施設又は埋立地(以下「処理施設」という。)に廃棄物を搬入する場合における市長の指示及び承認の取扱基準を明確にするとともに、その管理の適正を図るために必要な事項を定めるものとする。

(搬入できる廃棄物)

第2条 搬入できる廃棄物(以下「搬入廃棄物」という。)は、一般廃棄物及び福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成30年福島市規則第26号。以下「規則」という。)第53条に定める産業廃棄物(別表1の区分)で、その排出場所が本市域内であって、かつ廃棄物の種類、搬入量等について、承認を受けたものでなければならない。

(減量の指導)

第3条 市長は、古紙、古布、金属等の再生利用が可能な物又は未使用の製品等を処理施設に搬入しようとする者 に対し、再生利用の方法、廃棄物の排出抑制等について指導できるものとする。

(搬入の申請)

- 第4条 市の処理施設に継続的に廃棄物を搬入する者は、あらかじめ市長に廃棄物搬入申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出して承認を受けなければならない。
- 2 臨時に搬入する者については、廃棄物搬入時の確認のため、ごみ搬入受付書(様式第2号)を記入し、提出のう え直接係員の検査を受け、承認を受けなければならない。

(搬入の承認)

- 第5条 搬入の承認は、次の各号にすべて該当すると認めるときに行うものとする。
 - (1)搬入する廃棄物が条例第18条第1号から第5号に該当しない廃棄物で、かつ、別表1、別表2の区分に適合しているものであること。
 - (2)搬入者は、別表3の遵守事項に従うものとする。
 - (3) 前条の申請書に虚偽の記載がないものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、本市の行う一般廃棄物の適正処理及び処理施設の安全管理の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、承認をしないことができる。

(搬入届済証の交付)

第6条 市長は、提出された申請書の内容を審査して搬入に支障がないと認めたときは、廃棄物搬入届済証(様式第 3号。以下「搬入証」という。)を交付するものとする。

(搬入証の提示)

第7条 搬入証は、搬入の都度、係員に提示しなければならない。

(搬入証の転貸、譲渡の禁止)

第8条 搬入証を他に転貸、又は譲渡することはできない。

(搬入廃棄物の検査)

- 第9条 廃棄物の搬入に際し、その都度処理施設の係員にその内容、火気の有無等の検査を受けなければならない。 (運搬方法)
- 第10条 規則第8条第2項第2号の市長が指示する方法とは、搬入者は、廃棄物の運搬途上における飛散又は流出 の防止並びに悪臭を放つことのないよう処置するとともに、シート等で覆うこと。

(搬入期間及び時間)

第11条 搬入者が処理施設に搬入することができる期間は、次の各号に掲げる日を除く午前8時45分から午前

- 11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで(埋立地は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで)とする。
- (1)日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) その他特別の事由により処理施設を閉鎖する日
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、搬入者の範囲を定めて、廃棄物の搬入を受け入れることができる。

(処理施設の指定変更)

第12条 搬入者は、処理施設の都合等により変更が生じた場合は、市長の行う指示に従うものとする。 (費用の徴収)

第13条 条例第49条別表第一に規定する搬入廃棄物の処分に要する費用の徴収方法は、現金で納入するものとする。ただし、納入通知書を発行し、徴収することもできる。

(承認の取消)

- 第14条 搬入者が、法令・条例等及びこの要綱の規定に違反した場合は、市長は承認等を取り消すことができる。 (雑 則)
- 第15条 この要綱に定めない事項で、市長が必要と認める事項は、別に定める。

附則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 即

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2年1日から施行する。

別表1

産業廃棄物の範囲

区分		産業廃棄物の範囲
1. 一般廃棄物と	焼却処分するもの	紙<ず
あわせて処分する		木くず
ことが容易な固形		繊維くず(天然繊維)
状もの	埋立処分するもの	ガラスくず及び陶磁器くず
		工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これ

		に類する不要物
2. 一般廃棄物の	埋立処分するもの	1ヶ月2t以内
処分に支障を生じ		
ない範囲の量のも		
0		

別表2

搬入する前に、必要な処理をすること

- 1. 厨芥類については十分に水切りされていること。
- 2. 可燃物及び不燃物がきちんと分別されていること。
- 3. 可燃物及び不燃物とも長物は、60cm以下に切断、または破断して搬入すること。

別表3

(搬入遵守事項)

搬入者は、搬入の際次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1. 処理施設内の掲示、信号等の表示に従うこと。
- 2. 処理施設の構内では、搬入車両を最徐行させること。
- 3. 計量台へは、一旦停止してから最徐行で進入し、計量台上で急停止、急発進はしないこと。
- 4. 廃棄物の計量及び検査を受け、計量票あるいは廃棄物搬入伝票(様式第4号)の交付を受けること。破砕機及 び埋立地に搬入する廃棄物についても、搬入伝票(様式第5号)の交付を受けること。
- 5. プラットホーム入口では、一旦停止し、安全を確認した後に進入すること。
- 6. 計量票、あるいは廃棄物搬入伝票をプラットホームの係員に提示すること。
- 7. 搬入作業は、複数人員により行い、作業しやすい服装、履物で行うこと。
- 8. 処理施設内で火気を使用しないこと。(禁煙)
- 9. 搬入車輌の後退は、同乗者の誘導により行うこと。
- 10. ごみの投入作業にあたっては、安全に注意して、転落防止に努めること。
- 11. 処理施設内では、車両の荷箱の中には入らないこと。
- 12. 処理施設内では、テールゲートの下には入らないこと。
- 13. 搬送又は投入の際に廃棄物を飛散、流出させた場合は、自らその清掃を行うこと。
- 14. 投入後は、速やかに退出すること。
- 15. その他係員の指示に従うこと。
- ※様式第1号~第4号は略

福島市清掃施設条例

昭和39年3月31日条例第43号

改正

昭和42年3月29日条例第22号 昭和45年3月30日条例第25号 昭和46年3月25日条例第22号 昭和47年3月27日条例第24号 昭和47年10月4日条例第53号 昭和54年3月28日条例第19号 昭和56年3月27日条例第34号 平成元年12月25日条例第48号 平成4年3月27日条例第23号 平成5年3月30日条例第15号 平成7年3月28日条例第40号 平成12年12月25日条例第45号 平成17年9月29日条例第34号 平成23年3月30日条例第4号 平成24年3月27日条例第16号 令和4年6月22日条例第24号

福島市清掃施設条例

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条第6項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、公衆の利用に供するため、福島市清掃施設(以下「清掃施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 清掃施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(利用)

第3条 清掃施設は、だれでも利用することができる。

(賠償責任)

第4条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又は毀損した者は、市長の指示するところにより、 その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認める ときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、清掃施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年条例第22号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年条例第25号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年条例第22号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第24号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、第17条の規定は、昭和47年7月1日から施 行する。

附 則(昭和47年条例第53号)

この条例は、昭和47年10月5日から施行する。

附 則(昭和54年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年条例第34号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第48号)

この条例は、平成2年3月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第23号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第15号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第40号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第45号)

この条例は、平成13年2月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第34号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条から第5条まで、第8条及び第9条、第13条、第22条、第24条、第32条及び第33条、第49条(福島市荒井牧野に係る部分に限る。)、第52条、第54条、第56条から第60条まで、第62条から第64条まで並びに第65条(御倉町地区公園(旧日本銀行福島支店長役宅)に係る部分に限る。)の規定については、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第4号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第16号)

この条例は、平成24年3月31日から施行する。

附 則(令和4年6月22日条例第24号)

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	位置
湯沢公共便所	福島市飯坂町字湯沢地内
滑滝公共便所	福島市飯坂町茂庭字滑滝地内
福島駅前公共便所	福島市栄町地内

福島市健康福祉センター条例

平成3年3月29日条例第9号

改正

平成10年3月27日条例第5号 平成17年9月29日条例第34号 令和5年6月23日条例第37号

福島市健康福祉センター条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、市民の健康の増進と福祉の向上を図るため、福島市健康福祉センター(以下「センター」という。)を設置する。 (名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ヘルシーランド福島	福島市岡部字上川原26番地

(事業)

- 第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。
 - (1) センターの施設及び設備を一般の利用に供すること。
 - (2) 健康相談に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、センター設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は午前9時から午後8時までとし、次の表に掲げる施設の利用時間は同表の左欄 に掲げる施設区分に応じ、同表の右欄に掲げる利用時間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これ を変更することができる。

	施設区分	利用時間	
多目的集会施設	談話・図書・AV室 娯楽室 相談室	午前9時から午後5時まで	
	シルバールーム こどもの部屋 研修室		
	和室		
	<u>浴室</u>	午前10時から午後4時まで	
サウナ室		午後1時から午後8時まで	
屋内プール		午前10時から午後8時まで	

(休館日)

- 第5条 センターの休館日は、毎月15日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後の直近の休日以外の日を休館日とする。
- 2 市長は、必要と認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。 (使用の許可)
- 第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 市長は、前項の許可に際し、センターの管理上必要と認めるときは、その使用の許可に条件を付すること ができる。

(使用の制限)

- 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、センターの使用を許可することができない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。
 - (3) 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
 - (4) 営利を目的とする行為その他これに類する行為を行うおそれがあるとき。
 - (5) その他管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又は その使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用許可の取消し等)

- 第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その使用の条件を変更し、使用を 停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 使用許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) 第7条各号のいずれかに該当したとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
 - (5) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。
- 2 前項の規定による使用の条件の変更、使用の停止又は使用の許可の取消しにより、使用者に損害を及ぼす ことがあっても市長は、その責めを負わない。災害その他緊急事態の発生によりセンターの使用が不能とな った場合も、同様とする。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が公益上必要と認めると きは、これを減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

- 第12条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を禁止し、又は退館させる ことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
 - (3) その他管理運営上支障があるとき。

(賠償責任)

第13条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又はき損した者は、市長の指示するところにより、 その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認める ときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

- 第14条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法第244条 の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせる。
- 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第4条及び第5条の規定(この場合において、あらかじめ市長の承認を得なければならない。)並びに第6条、第7条、第9条第1項及び第10条

から第12条までの規定の適用についてはこれらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条及び第11条の規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、センターを適正に市民の 利用に供しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第15条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。
 - (1) 第3条各号に掲げる事業の計画及び実施に関する業務
 - (2) 第6条第1項に規定する使用許可に関する業務
 - (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を 除く業務

(利用料金)

- 第16条 第14条第2項の規定によりセンターの管理を指定管理者が行う場合において、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものと する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(福島市屋内ゲートボール場条例の廃止)

- 2 福島市屋内ゲートボール場条例(平成元年条例第47号)は、廃止する。
- 3 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例(昭和40年条例第19号) の一部改正(略)

附 則(平成10年条例第5号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第34号抄)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月23日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第10条関係)

施設区分	使用区分		使用料		摘要	
多目的集会施設	個人使用	普通券	一般	1人1回	300円	
			高校生			
			中学生	1人1回	150円	
			小学生			
		回数券	一般	12回券	3,000円	
			高校生			
			中学生	12回券	1,500円	
			小学生			

サウナ室	個人使用	一般		1人1回	500円	
屋内プール	個人使用	普通券	一般	1人1回	300円	1回の使用は、2
			高校生	1人1回	200円	時間以内とする。
			中学生	1人1回	100円	
			小学生			
		回数券	一般	6回券	1,500円	
			高校生	6回券	1,000円	
			中学生	6回券	500円	
			小学生			
	専用使用	25メート	ルプール	2時間に	つき 1,200円	
		1コース				

備考

- 1 小学校就学前の者の使用料は、無料とする。
- 2 専用使用者が入場料を徴収する場合の専用使用料は、この表に掲げる料金の3倍に相当する額とする。

福島市健康福祉センター条例施行規則

平成3年3月29日規則第8号

改正

平成4年3月30日規則第4号 平成10年3月27日規則第11号 平成18年3月30日規則第26号 平成23年2月25日規則第19号 令和3年9月30日規則第67号 令和5年6月23日規則第48号

福島市健康福祉センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福島市健康福祉センター条例(平成3年条例第9号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

- 第2条 条例第6条第1項の規定により多目的集会施設の使用(20人以上の団体で使用する場合に限る。)の許可を受けようとする者はヘルシーランド福島団体使用許可申請書(様式第1号)を使用しようとする日(以下「使用日」という。)の5日前までに、屋内プールの使用(個人使用を除く。)の許可を受けようとする者はヘルシーランド福島屋内プール専用使用許可申請書(様式第2号)を使用日の5日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 市長が必要と認めるときは、前項に規定する使用許可申請書のほか、申請の内容を説明する書類その他必要と認める書類を提出させることができる。
- 3 市長は、福島市健康福祉センター(以下「センター」という。)の使用の許可の申請について、予約の受付をする場合は、使用日の属する月の1月前の初日から、別に定める方法によりその予約の受付を行い、最も早く予約をした者を当該施設の使用の許可を申請することができる者に決定する。ただし、当該施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

- 第3条 市長は、条例第6条第1項の規定により多目的集会施設の使用(20人以上の団体で使用する場合に限る。)の使用の許可をしたときはヘルシーランド福島団体使用許可書(様式第4号)を、屋内プールの使用(個人使用を除く。)の許可をしたときはヘルシーランド福島屋内プール専用使用許可書(様式第5号)を交付するものとする。
- 2 個人使用の場合は、利用普通券(様式第7号)及び利用回数券(様式第7号。サウナ室を除く。)を交付することにより、使用の許可をしたものとみなす。

(使用の変更及び取消し)

- 第4条 条例第6条第1項の規定により使用(個人使用を除く。)の許可を受けた者が、使用の許可を受けた 事項を変更し、又は取り消すときは、使用日の5日前までに、ヘルシーランド福島使用変更(取消)申請書 (様式第8号)に当該使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該施設の使 用に支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 市長は、使用の変更又は取消しの許可をしたときは、ヘルシーランド福島使用変更(取消)許可書(様式第9号)を交付するものとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第10条ただし書の規定により使用料の減免を受けようとする者は、ヘルシーランド福島使用料

減免申請書 (様式第10号) を市長に提出しなければならない。

- 2 使用料の減免の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 市(市の機関を含む。以下この条において同じ。)が使用する場合 全額
 - (2) 市の共催により使用する場合 100分の50に相当する額
 - (3) 市の後援により使用する場合 100分の25に相当する額
 - (4) 市内に居住する勤労者又は市内に勤務先を有する者が20人以上の団体で使用する場合 100分 の25に相当する額
 - (5) その他市長が特に必要と認めた場合 市長が定める額
- 3 市長が必要と認めるときは、第1項に規定する減免申請書のほか、関係書類を提出させることができる。 (使用料の還付)
- 第6条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、ヘルシーランド福島使用料 還付申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。
- 2 使用料の還付の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 条例第6条第1項の規定により使用(個人使用を除く。)の許可を受けた者の責めによらない理由 により使用できない場合 全額
 - (2) 使用日の5日前までに第4条第1項の規定による使用の取消しについて申請があり、使用の取消し を許可した場合 100分の50に相当する額
 - (3) 使用日の5日前までに第4条第1項の規定による使用の変更について申請があり、使用の変更を許可し、使用料が減額された場合 減額された額

(使用者等の遵守事項)

- 第7条 条例第6条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)及び入館者は、センターの使用に当っては、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 許可を受けないで物品を展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。
 - (2) 秩序維持に努め、清潔及び整頓を保持すること。
 - (3) 許可された施設以外の施設及び備付物件等を使用しないこと。
 - (4) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
 - (5) 酒気を帯びての使用又は館内での飲酒はしないこと。
 - (6) 係員の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第8条 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(原状回復義務)

- 第9条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は条例第9条第1項の規定により使用の条件の変更、 使用の停止若しくは使用の許可の取消しを命ぜられたときは、速やかにその使用に係る施設及び備付物件を 原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。 (滅失又は毀損の届出)
- 第10条 使用者は、施設及び備付物件を滅失し、又は毀損したときは、直ちにヘルシーランド福島滅失(毀損)届(様式第12号)を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第2条、第3条第1項、第4条、第5条(第2項を除く。)、第6条第1項及び第8条の規定の適用についてはこれらの規定中「市長」とあるのは「指定

管理者」と、第5条(第3項を除く。)及び第6条の規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号から様式第5号まで及び様式第8号から様式第11号までの規定の適用についてはこれらの規定中「福島市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第2号、様式第5号、様式第10号及び様式第11号の規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(委任)

第12条 この規則で定めるもののほか、センターの管理運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

(福島市屋内ゲートボール場条例施行規則の廃止)

2 福島市屋内ゲートボール場条例施行規則(平成元年規則第50号)は、廃止する。

附 則(平成4年規則第4号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第11号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島市健康福祉センター条例施行規則(以下「改正前の規則」という。) 第4条第1項第1号及び第2号の規定により提出されている申請書は、改正後の福島市健康福祉センター条 例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第1項の規定により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第4条第1項第1号及び第2号の規定により交付されている許可書は、改正後の規則第3条第1項の規定により交付された許可書とみなす。

附 則(平成23年規則第19号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日規則第67号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則(第1条から第107条までの規定により改正される規則をいう。)(以下次項において「旧各規則」という。)に定める様式により提出されている書類は、この規則による改正後の各規則の様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている旧各規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和5年6月23日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

福島市リサイクルプラザ条例

平成10年12月25日条例第36号

改正

平成17年9月29日条例第34号

福島市リサイクルプラザ条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、廃棄物の減量及び再利用 を推進し、快適な生活環境づくりに資するため、福島市リサイクルプラザ(以下「プラザ」という。)を設置 する。

(位置)

第2条 プラザは、福島市仁井田字北原3番地の3に置く。

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語に意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
 - (2) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(事業)

- 第4条 プラザは、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 廃棄物の減量及び再利用に係る普及啓発に関すること。
 - (2) 廃棄物の再生及び再生品の展示に関すること。
 - (3) 廃棄物の減量及び再利用に関する市民の自発的な活動の場を提供すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、プラザ設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第5条 プラザの開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、 これを変更することができる。

(休館日)

- 第6条 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時 に休館することができる。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)

(使用の許可)

- 第7条 プラザのうち次に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
 - (1) 第1工芸室
 - (2) 第2工芸室
 - (3) 第1研修室
 - (4) 第2研修室
- 2 市長は、前項の許可に際し、プラザの管理上必要と認めるときは、その使用の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、プラザの使用を許可することができない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは 使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。
 - (3) 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
 - (4) 営利を目的とする行為その他これに類する行為を行うおそれがあるとき。
 - (5) その他管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又は その使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用許可の取消し等)

- 第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その使用の条件を変更し、使用 を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 使用許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) 第8条各号のいずれかに該当したとき。
 - (4) 偽りその他不正手段により許可を受けたとき。
 - (5) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。
- 2 前項の規定による使用の条件の変更、使用の停止又は使用の許可の取消しにより、使用者に損害を及ぼす ことがあっても市長は、その責めを負わない。災害その他緊急事態の発生によりプラザの使用が不能となっ た場合も、同様とする。

(入館の制限)

- 第11条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を禁止し、又は退館させる ことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
 - (3) その他管理運営上支障があるとき。

(賠償責任)

第12条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又はき損した者は、市長の指示するところにより、 その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認める ときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第34号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条から第5条まで、第8条及び第9条、第13条、第22条、第24条、第32条及び第33条、第49条(福島市荒井牧野に係る部分に限る。)、第52条、第54条、第56条から第60条まで、第62条から第64条まで並びに第65条(御倉町地区公園(旧日本銀行福島支店長役宅)に係る部分に限る。)の規定については、公布の日から施行する。

福島市リサイクルプラザ条例施行規則

平成11年3月26日規則第10号

改正

平成17年9月29日規則第43号 平成23年2月25日規則第18号 令和3年9月30日規則第67号

福島市リサイクルプラザ条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、福島市リサイクルプラザ条例(平成10年条例第36号。以下「条例」という。)の施行 について必要な事項を定めるものとする。
- 第2条及び第3条 削除

(使用許可の申請等)

- 第4条 条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、福島市リサイクルプラザ使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長が必要と認めるときは、前項に規定する使用許可申請書のほか、申請の内容を説明する書類その他必要と認める書類を提出させることができる。
- 3 市長は、福島市リサイクルプラザ(以下「プラザ」という。)の使用の許可の申請について、予約の受付をする場合は、使用しようとする日の属する月の1月前の初日(1月にあっては、4日とする。)から、別に定める方法によりその予約の受付を行い、最も早く予約をした者を当該施設の使用の許可を申請することができる者に決定する。ただし、当該施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 市長は、条例第7条第1項の規定により使用の許可をしたときは、福島市リサイクルプラザ使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用の変更及び取消し)

- 第6条 条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、使用の許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときは、福島市リサイクルプラザ使用変更(取消)許可申請書(様式第3号)に当該使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、使用の変更又は取消しの許可をしたときは、福島市リサイクルプラザ使用変更(取消)許可書(様式第4号)を交付するものとする。

(使用者等の遵守事項)

- 第7条 使用者その他の入館者は、プラザの使用に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 許可された施設以外の施設及び物件等を使用しないこと。
 - (2) 秩序維持に努め、清潔及び整とんを保持すること。
 - (3) 所定の場所以外で飲食しないこと。
 - (4) 敷地内で喫煙しないこと。
 - (5) 係員の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第8条 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、プラザの使用を終了したとき、又は条例第10条第1項の規定により使用の条件の変更、

使用の停止若しくは使用の許可の取消しを命ぜられたときは、速やかにその使用に係る施設及び備付物件を 原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。 (滅失又は毀損の届出)
- 第10条 使用者は、施設及び備付物件を滅失し、又は毀損したときは、直ちに福島市リサイクルプラザ滅失 (毀損)届(様式第5号)を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。 (季任)
- 第11条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年規則第18号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日規則第67号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則(第1条から第107条までの規定により改正される規則をいう。)(以下次項において「旧各規則」という。)に定める様式により提出されている書類は、この規則による改正後の各規則の様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている旧各規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福島市環境基金条例

平成19年3月28日条例第1号

福島市環境基金条例

(設置)

第1条 環境の保全及び美化を図り、廃棄物の減量化事業を効果的に促進し、及び環境関連施設の整備を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、福島市環境基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計予算の定めるところによる。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 (繰替運用)
- 第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

- 第5条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。 (処分)
- 第6条 市長は、基金設置の目的を達するため必要と認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福島市衛生処理場管理規則

昭和37年3月10日規則第3号

改正

昭和47年4月1日規則第22号 昭和52年10月25日規則第30号 平成9年3月18日規則第6号 平成10年3月27日規則第15号 平成30年3月30日規則第27号 令和3年9月30日規則第67号

福島市衛生処理場管理規則

(目的)

第1条 この規則は、市が設置する衛生処理場の管理及び使用等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称等)

第2条 衛生処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 福島市衛生処理場

位置 福島市堀河町9番20号

(使用の申請)

- 第3条 福島市衛生処理場(以下「処理場」という。)を使用しようとする廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により許可を受けた者は、あらかじ め使用承認申請書(様式第1号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、処理場の管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

(使用の承認)

- 第4条 市長は、前条の申請があつたときは、次に該当する者に対して使用を承認する。
 - (1) 市長から法第7条第1項の規定により許可を受けた者で「バキユーム車」を所有し、市の区域(福島市支所設置条例(昭和23年9月18日条例第40号)第2条の表に規定する福島市飯坂支所、福島市松川支所及び福島市飯野支所の所管区域(大笹生の一部(字中沢、中沢西、中道、釜平)を除く。)を除く。)からし尿及び浄化槽汚泥のくみ取りを行う者
 - (2) その他特に市長が必要と認めた者
- 2 使用の承認は、使用承認証(様式第2号)を交付して行う。

(使用承認証の更新)

第5条 前条の使用承認証の有効期間は2年とし、引続いて承認を受けようとする者は、有効期日10日前までに更新の申請をしなければならない。

(使用承認の取消)

- 第6条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の一に該当する場合には、市長は、使用の承認を取り消すことができる。
 - (1) 使用者が法及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)並びに福島市廃棄物の処理及び清掃に関する 条例(平成30年条例第25号。以下「条例」という。)及び福島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則 (平成30年規則第26号)に違反したとき。
 - (2) 法第7条第1項に規定する許可を取り消されたとき。

(投入時間)

- 第7条 処理場の投入時間は、午前8時30分から午後4時までとする。 (閉場日)
- 第8条 処理場の閉場日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 市長は、必要と認めるときは、前項の閉場日を変更することができる。

(使用者の義務)

- 第9条 使用者は、使用する車両について条例第24条第1項の規定により交付を受けた検査証の交付番号を 当該車両の側面に表示しなければならない。
- 2 使用者は、処理場の内外を清潔にし、故意に汚染してはならない。

(賠償の責任)

第10条 使用者は、処理場の使用について施設及び備付物件等を毀損又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、その一部又は全部を免除することができる。

(委仟)

第11条 前各条に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、昭和37年3月12日から施行する。

附 則(昭和47年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年規則第6号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第15号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第27号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日規則第67号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則(第1条から第107条までの規定により改正される規則をいう。)(以下次項において「旧各規則」という。)に定める様式により提出されている書類は、この規則による改正後の各規則の様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている旧各規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- ※様式第1号、第2号は略

粗大ごみ処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される粗大ごみ(以下「粗大ごみ」という)の処理に関し、福島市廃棄物の 処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(収集する粗大ごみ)

- 第2条 収集する粗大ごみの範囲は、家庭内において日常使用された大型の耐久消費材(概ね長さ60cm以上200cm未満、または重量10kg以上100kg未満)をいい、別表第1に掲げるものとする。
- 2 地域別収集日は、別に定めるものとする。

(収集方法)

第4条 収集方法は、戸別収集とする。

(収集の申込)

第5条 排出しようとする者は、あらかわクリーンセンターリサイクルプラザへ、電話等により申し込むものとする。 2 前項の申し込みを受付けたときは、受付書(様式第1号)を作成し、あらかじめ定めてある収集日を、申し込み 者に通知しなければならない。

(排出の場所)

第6条 排出しようとする者は、排出する粗大ごみ全てに受と世帯主の氏名を記入した紙を貼り付け、道路からできるだけ近い敷地内の場所等に排出しておかなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、排出場所をその都度市と協議のうえ、変更することができる。 (広報)

第7条 粗大ごみの範囲、収集期日等は、市政だより等により、市民に周知するものとする。 (その他)

第8条 この要綱に定めない事項で市が必要と認めた場合は、別に定める。

附則

この要綱は、昭和57年8月2日から施行する。

附則

この要綱は、昭和59年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

家庭内で日常使用していた大型の耐久消費財

1. 家庭用電気製品類	電子レンジ、脱水機、除湿機など
2. 乗り物類	自転車、リヤカー、乳母車など
3. 家具調度品類	机、タンス、ミシン、応接ソファー、下駄箱、戸棚、 オルガンなど
4. 寝具敷物類	ベット、布団、じゅうたん、マットレスなど
5. 建築設備類	浴槽など
6. その他市が認めるもの	趣味娯楽用品等その他市が認めるもの

[☆]建築廃材・危険物(ガス・ボンベなど)・ピアノは除く。 様式第1号

粗大ごみ収集受付書		受付者	
No.			
受 付 月 日	白	月	日
氏名(世帯主名)			
住 所			
電話番号			
品 名(数量)			
置場所	正面、裏口、	玄関、車庫	Ī
	庭、その他	()
置場所の目標			
収集予定日 年	月日山	収集日	年 月 日
連絡事項	•	·	

福島市清掃指導員要綱

(目的)

第1条 市は、市民の清掃思想の普及高揚ときれいな街づくりの実現及び清掃事業の円滑な運営を図るため、清掃指導員(以下「指導員」という。)を置く。

(職務)

- 第2条 指導員は、次の各号に掲げる職務を遂行するものとする。
 - (1) 清掃事業に関する普及・啓発活動に関すること。
 - (2) ごみ減量とリサイクルの推進及び分別排出の指導に関すること。
 - (3) 一般廃棄物の不法投棄防止についての指導に関すること。
 - (4) 適正なごみの出し方の指導に関すること。
 - (5) ごみ集積所に関すること。
 - (6) 事業活動に伴い排出される一般廃棄物の処理および指導に関すること。
 - (7) 市民からの苦情並びに要望等に対する処理および指導に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(報告)

第3条 指導員は、その職務の遂行に当たり、重要または異例な事態が発生したときは速やかにその状況を所属長に 報告しなければならない。

(業務日誌)

- 第4条 指導員は、その職務について所定の業務日誌(様式1)を作成し、所属長へ提出しなければならない。 (補則)
- 第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

※様式1 (業務日誌) は略

福島市集団資源回収報奨金及び助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、資源回収活動を奨励し、もって資源の再利用及びごみの減量を図るため、自主的に資源回収活動を実施するPTA、町内会若しくは子供会その他の市民団体(以下「団体」という。)又は団体が行う資源回収活動に協力する回収事業者(以下「回収業者」という。)に対し、予算の範囲内で報奨金又は助成金(以下「報奨金等」という。)を交付することについて、福島市補助金等の交付に関する規則(平成14年規則第20号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定める。

(交付対象となる団体及び回収業者)

- 第2条 報奨金の交付対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。
 - (1) 地域住民で構成する団体であること。
 - (2) 資源回収活動を定期的に実施する団体であること。
 - (3) 営利を目的としない団体であること。
- 2 助成金の交付対象となる回収業者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。
 - (1) 市内に住所を有し、資源回収を業としていること。
 - (2) 第4条に定める承認を受けていること。
 - (3) 暴力団(福島市暴力団排除条例(平成24年福島市条例第10号。以下「条例」という。)第2条第1号に 規定する暴力団をいう。)ではないこと。
 - (4) 暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)と密接な関係を有する団体ではないこと。
 - (5) 暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者のいずれかが役員等(無限責任社員、 取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その 他の団体ではないこと。
 - (6) 福島県北再生資源協業組合(以下「組合」という。)が、回収能力、経験、実績等を踏まえ総合的に判断し 回収業者として推薦する団体であって、市へ集団資源回収の実施に関する念書を提出していること。

(交付対象品目)

- 第3条 報奨金の交付の対象となる品目(以下「有価物」という。)は、家庭から排出されたものであって、次に掲げるものに限る。
 - (1) 古紙類(新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック)
 - (2) 繊維類(衣類)
 - (3) びん類
 - (4) 非鉄金属類 (アルミニウム、銅)

(団体等の登録)

- 第4条 第2条に定める団体及び回収業者(以下「団体等」という。)は、次の各号に定める書類により市長に登録を申請し、承認を受けなければならない。
 - (1) 団体にあっては、集団資源回収団体登録申請書(様式第1号)
 - (2) 回収業者にあっては、集団資源回収業者登録申請書(様式第4号)
- 2 前項により登録された団体等(以下「登録団体等」という。)は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに次の各号に定める書類により、市長へ届け出なければならない。
 - (1) 団体にあっては、集団資源回収団体登録事項変更届(様式第6号)
 - (2) 回収業者にあっては、集団資源回収業者登録事項変更届(様式第7号)

(登録の取消)

第5条 市長は、登録団体等が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録団体の登録を取り消すことができ

る。

- (1) 虚偽の申請及び届出その他不正の手段により登録又は報奨金等の交付を受けたとき
- (2) その他市長が登録の取り消しを必要と認めたとき

(交付申請)

- 第6条 報奨金等の交付を受けようとする登録団体等は、次の各号に掲げる書類に集団資源回収集荷引取伝票(様式 第3号)を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 団体にあっては、集団資源回収実績報告書(様式第2号)
 - (2) 回収業者にあっては、集団資源回収補助金交付申請書兼請求書(様式第5号)
- 2 規則第4条第1項第1号及び第2号に定める書類の提出については、省略するものとする。
- 3 規則第4条の交付申請は、規則第14条の実績報告及び規則第17条の交付請求と併合するものとする。 (オンライン申請)
- 第7条 第4条及び第6条に定める手続きにおいて、団体が市の定める方法によりオンラインを経由し当該手続きを 行う場合に限り、申請者の顔写真付き身分証明書の写しを添付しなければならない。

(報奨金等の交付等)

- 第8条 市長は、第6条条第1項の規定による申請が書類の提出があった場合は、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、当該申請に係る登録団体等に対して報奨金等を交付するものとする。
- 2 報奨金の額は、売却した有価物に対し、1kg当たり5円とする。ただし、年間50万円を限度とする。
- 3 助成金の額は、次の各号により求めた額の合計額とする。
 - (1) 回数制 団体が行う資源回収に協力した回数1回当たり3千円とする。ただし、年間20万円を限度とする。
 - (2) 従量制 次のア)及びイ)により求めた額の合計額とする。ただし、年間20万円を限度とする。
 - ア 雑誌、段ボール 引き取り重量 1 kg当たり別表のとおりとする。ただし、半年毎に見直す。
 - イ 繊維類、びん類 引き取り重量1kg当たり3円とする。
- 4 規則第5条の規定による交付決定及び規則第7条の規定による通知は、規則第15条の規定による額の確定及び通知と併合するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

別表 (第8条関係)

紙類市況(リサイクルプラザ資源物売払い単価)のうち、雑誌、段ボール各々の四半期ごとの売払い単価を加算する。使用する値は前6ヶ月間(前2四半期)の平均値とする。	従量制の重量1kg当たりの助成金の額
2円未満	3円
2円以上3円未満	2円
3円以上4円未満	1円
4円以上	0円

附 則

この要綱は平成3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成7年4月1日から施行する。

附 目

この要綱は平成9年12月22日から施行し、平成9年11月1日から適用する。

附則

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附具

この要綱は平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正後に使用される改正前の要綱に定める様式による書類は、改正後の要綱の様式により使用されたものとみなす。

福島市ごみ集積所設置等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条第2項で規定するごみ集積所の基準等について必要な事項を定め、もってごみ収集作業の安全と効率化を図り、市民の良好な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(設置基準)

- 第2条 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物のごみ集積所は同一場所とし、おおむね20世帯以上の世帯の区域で1箇所 を基準として設置するものとする。ただし、この基準で設置が困難な場合は、この限りでない。
- 2 同一敷地内でおおむね20世帯以上が入居する共同住宅については、専用のごみ集積所を設置することができる。 (設置場所)
- 第3条 ごみ集積所の設置場所は、原則として次の各号すべてに該当する場所とする。
 - (1) 歩行者及び収集作業の安全が確保できること。
 - (2) 収集車が容易に転回又は通り抜けができる道路に面していること。
 - (3) 土地所有者の承諾を得ていること。
 - (4) 利用者及び近隣者の合意を得ていること。

(協力義務)

- 第4条 市民は、快適な生活環境を確保するために、適切なごみ集積所の設置に協力しなければならない。 (ごみ集積所の位置づけ)
- 第5条 福島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第7条で市長が承認した集積所を市の指定ごみ集積所(以下「指 定集積所」という。)とする。
- 2 指定集積所に、市の収集日に排出された可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物は、市が責任をもって収集するものとする。

(維持管理)

第6条 ごみ集積所を利用する者は、市長が定めるごみの分別及び排出方法を守るとともに、ごみ集積所の清潔保持・ 維持管理に努めなければならない。

(設置者の責務)

第7条 設置者は、設置したごみ集積所の利用についてこの要綱に適合するよう努めるとともに、適合しなくなった場合は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年8月1日より施行する。
- 2 ごみ集積所設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱

(目的)

第1条 市は、生ごみ処理容器の購入及び設置を促進し、一般家庭から排出される生ごみ等の減量化及び資源の再利用に対する市民の意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器の購入設置者に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則(平成14年規則第20号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、生ごみ処理容器(以下「容器」という)とは、次に掲げる容器及び機器で市長が認めた ものをいう。
 - (1) 生ごみ堆肥化(コンポスト)容器
 - (2) 密閉型(ぼかし)容器
 - (3) 電動式生ごみ処理機等
 - (4) ダンボールコンポスト等
- 2 前項第4号の容器は、ダンボール箱などの容器、土壌混合材その他生ごみ処理に必要となるものがセットで販売されている商品に限る。

(助成対象容器)

- 第3条 助成金の交付の対象となる容器は次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 新品未使用品・既製品であること。
 - (2) オークションや個人間で売買されたものでないこと。
 - (3) 一般家庭用の容器であり、耐久性が一定程度あること。

(助成対象者)

- 第4条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。
 - (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
 - (2) 容器を設置することができる敷地を有し、適切に維持管理できること。
 - (3) 堆肥化された生成物または減量化された生ごみを自己の責任で処理できること。

(助成額等)

- 第5条 助成額は、容器1基につき容器購入価格の2分の1とし、2万円を限度とする。ただし、当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 助成数は、同一年度内1世帯につき1基とする。ただし、密閉型(ぼかし)容器については同一年度内1世帯に つき2基とする。
- 3 容器の購入にあたりクーポン、ポイントその他の割引きが適用された場合は、その割引相当額を除いた価格を購入価格とし助成額を計算する。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、容器を購入した日から1年以内に、「生ごみ処理容器購入費助成金交付申請書兼請求書」(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(申請書の添付書類)

- 第7条 規則第4条第1項第1号及び第2号に定める書類の提出については、省略するものとする。
- 2 規則第4条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、領収書の他、オンライン申請の場合には、顔写真付き身分証明書の写しとする。

(交付手続き)

第8条 規則第4条の交付申請は規則第14条の実績報告及び規則第17条の補助金等交付請求と併合するものと

する。また、規則第5条及び規則第7条の交付決定、通知は、第15条の額の確定、通知と併合するものとする。なお、規則第14条の実績報告は領収書の提出で代えるものとする。

(委任)

第9条 要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の助成金から適用する。 (福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱の廃止)
- 2 福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱(平成4年6月1日施行)は、廃止する。 (経過措置)
- 3 平成13度分以前の予算より支出された助成金に関しては、なお従前の例による。 附 則
 - この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
 - この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
 - この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附 則
 - この要綱は、令和6年4月1日から施行する。 附 則
 - この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

福島市廃棄物処理施設連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 福島市域内における廃棄物処理施設の設置について、各部等との連絡調整を図るため、福島市廃棄物処理施設連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設(以下「廃棄物処理施設」という。)の設置に関すること。
 - (2) その他廃棄物処理施設の設置について必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、会長、副会長、委員及び幹事をもって組織する。
- 2 会長は、副市長(環境部所管)をもってあて、会務を総理する。
- 3 副会長は、環境部長をもってあて、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもってあてる。
- 5 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもってあてる。

(会議)

- 第4条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議には必要に応じ、委員及び幹事以外の関係職員等の出席を求め、意見等を求めることができる。 (幹事会)
- 第5条 協議会に廃棄物処理施設の設置等について調整及び協議をするため幹事会を置く。
- 2 幹事会は、第3条第5項の幹事をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、環境部次長をもってあてる。幹事長は、会務を総理する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
- 5 幹事会は、必要により、当該協議事項に関係ある幹事で調査検討を行うことができる。
- 6 会議には必要に応じ、幹事以外の関係職員等の出席を求め、意見等を求めることができる。 (事務局)
- 第6条 協議会の事務局は、廃棄物対策課及び環境施設整備室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

- この要綱は、平成4年2月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成4年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成5年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成6年5月14日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成7年4月1日から実施する。 附 則

- この要綱は、平成8年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成12年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成21年10月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成21年12月28日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成23年5月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成26年6月23日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成29年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和元年10月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月3日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表 1 福島市廃棄物処理施設連絡協議会委員

副市長(環境部所管)
危機管理監
政策調整部長
情報政策監
総務部長
財務部長
商工観光部長
農政部長
市民・文化スポーツ部長
環境部長
健康福祉部長
医療政策監兼保健所長
こども未来部長
建設部長
都市政策部長
教育部長
消防長
水道局長

別表2 福島市廃棄物処理施設連絡協議会幹事会

77.300000000000000000000000000000000000				
部名	幹 事 名			
	部次長	課長等		
危機管理監		危機管理室次長(※1)		
政策調整部		政策調整課長、広聴広報課長、地域共創課長		
総務部		総務課長		
財務部		管財課長、財政課長、財産マネジメント推進課長、公共建築課長		
商工観光部		産業雇用政策課長、にぎわい商業課長、企業振興課長、観光交流推進室次長 (※2)		
農政部		農業企画課長、農林整備課長		
市民・文化スポーツ部		生活課長、文化振興課長		
環境部	環境部次長、環 境施設整備室長	環境課長、ごみ減量推進課長、廃棄物対策課長、あぶくまクリーンセンター所 長、あらかわクリーンセンター所長、環境再生推進課長		
健康福祉部		共生社会推進課長、保健所保健総務課長、保健所健康づくり推進課長		
こども 未来 部		こども政策課長		
建設部		路政課長、道路保全課長、道路建設課長、河川課長		
都市政策部		都市計画課長、交通政策課長、開発建築指導課長、公園緑地課長 市街地整備課長、下水道総務課長、下水道建設課長、下水道管理センター所長		
農業委員会事務局	事務局長			
教育委員会事務局		教育総務課長		
消防本部		消防総務課長、予防課長		
水道局		水道総務課長、経営企画課長		

※1 災害対策担当 ※2 温泉地振興・観光プロモーション担当

福島市廃棄物減量等連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 福島市の一般廃棄物の処理推進に関する事項について、各部等との連絡調整を図るため、福島市廃棄物減量 等連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 一般廃棄物処理基本計画に関すること
 - (2) 一般廃棄物の減量に関すること
 - (3) 一般廃棄物の再生利用に関すること
 - (4) その他一般廃棄物処理推進に関し必要と認める事項

(組織)

- 第3条 協議会は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 2 会長は、副市長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は、環境部長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。 (会議)
- 第4条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議には必要に応じ、委員及び幹事以外の関係職員等の出席を求め、意見等を求めることができる。 (幹事会)
- 第5条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、環境部次長をもって充てる。幹事長は、会務を総理する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、会議の議長となる。
- 5 会議には必要に応じ、幹事以外の関係職員等の出席を求め、意見等を求めることができる。 (事務局)
- 第6条 協議会の事務局は、環境部ごみ減量推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成25年10月17日から実施する。 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成26年6月23日から実施する。

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表1 福島市廃棄物減量等連絡協議会委員

副市長(環境部所管)
危機管理監
政策調整部長
総務部長
財務部長
商工観光部長
農政部長
市民・文化スポーツ部長
環境部長
健康福祉部長
こども未来部長
建設部長
都市政策部長
教育部長
消防長
水道局長

別表2 福島市廃棄物減量等連絡協議会幹事会

部名	幹 事 名
危機管理監	危機管理室次長(災害対策担当)
政策調整部	政策調整課長、広聴広報課長、地域共創課長
総務部	総務課長
財務部	管財課長、財政課長、財産マネジメント推進課長、公共建築課長
商工観光部	産業雇用政策課長、にぎわい商業課長、観光交流推進室次長
農政部	農業企画課長、農業振興課長、農林整備課長
市民・文化スポーツ部	生活課長
環境部	環境部次長、環境課長、ごみ減量推進課長、廃棄物対策課長、あぶくまクリーンセンター所長、あらかわクリーンセンター所長、環境施設整備室長、環境再生推進課長
健康福祉部	共生社会推進課長、保健総務課長、衛生課長
こども 未来 部	こども政策課長
建設部	路政課長、道路保全課長、河川課長
都市政策部	都市計画課長、開発建築指導課長、下水道総務課長、下水道建設課長、下水道管理センター所長
教育委員会事務局	教育総務課長、教育施設管理課長
消防本部	消防総務課長
水道局	水道総務課長

クリーンセンター施設事故調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 クリーンセンター施設内における事故発生の際に、原因の究明と分析を行い、適切な対策を図るため、事故 調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(主な事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 原因の調査、分析に関すること。
 - (2) 防止対策に関すること。
 - (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は環境部次長、副委員長はごみ減量推進課長をもってあてる。
- 3 委員は安全衛生委員会構成員の中から別に定める。(事業側と職管側同数とする。) (会議)
- 第4条 委員は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議には必要に応じ委員以外の関係機関の意見を求めることができる。 (事務局)
- 第5条 委員会の事務局は、環境部ごみ減量推進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

福島市ごみ分別収集計画検討委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「法」という。)の規定に基づき容器包装廃棄物の分別収集及びリサイクル施設の整備を促進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) ごみの分別収集計画及びリサイクル施設整備計画に関すること。
 - (2) その他ごみ収集及び施設計画について必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、副市長をもってあて、会務を総理する。
- 3 副委員長は、環境部長をもってあて、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 委員会に幹事会を置く。
- 5 委員は、庁議構成員をもってあてる。
- 6 幹事は、別表の職員をもってあてる。
- 7 幹事会に幹事長を置き、環境部次長をもってあてる。 (会議)
- 第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員会には必要に応じ、委員以外の関係職員等の出席を求め、意見等を求めることができる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事会の議長となる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、環境部ごみ減量推進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年11月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成21年12月28日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表(第3条関係)

所		属	幹 事 名
環	境	部	次長
環	境	課	課長
ت	み 減 量 推	進課	課長、ごみ減量推進係長、清掃管理係長、清掃指導係長、
			ごみ減量推進係担当職員
あぶ	くまクリーン	センター	所長、施設係長
あら	かわクリーン	センター	所長、施設係長、リサイクルプラザ主任
市县	・文化スポ	ーツ部	次長
生	活	課	課長

福島市ダイオキシン類対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(平成13年4月25日付け、基安発第20号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達)に基づき、作業従事者のダイオキシン類へのばく露防止の徹底を図るため、福島市ダイオキシン類対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) ダイオキシン類へのばく露防止推進計画の策定に関すること。
- (2) その他ダイオキシン類による健康障害防止のための必要な事項。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び対策責任者、衛生管理者、安全衛生推進者をもって組織する。
- 2 委員長には、環境部長をもって充てる。
- 3 副委員長には、環境部次長をもって充てる。
- 4 対策責任者には、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) ごみ減量推進課長
 - (2) 廃棄物対策課長
 - (3) あぶくまクリーンセンター所長
 - (4) あらかわクリーンセンター所長

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員等の出席を求め、意見等を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境部ごみ減量推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年3月31日から実施する。

附即

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

ダイオキシン類へのばく露防止推進計画

1. 目的

この計画は、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(平成13年4月25日付け基安発第20号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達。以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。)に基づき、廃棄物焼却施設におけるばく露防止対策の方法を定め、作業従事者がダイオキシン類にばく露することを防止することを目的とする。

2. 適用範囲

この計画は、廃棄物焼却施設で行う運転・点検・工事等の作業従事者に適用するものとする。

3. 推進体制

焼却施設の対策責任者は、次の事項について行うものとする。

- (1) 労働安全衛生規則第592条の6に定めるところにより、化学物質についての知識を有する者の中から作業指揮者を選任し、作業従事者の保護具の着用状況及びダイオキシン類を含む物の発散源の湿潤化等の確認を行わせること。
- (2)作業等に従事する職員、委託業者、請負業者に本推進計画の徹底を図る為、必要に応じ協議会を設置し、 ダイオキシンばく露防止について具体的な対策を検討し、実施する。
- (3) 運転等を受託している業者、請負業者に対し、ダイオキシン類対策の実施責任者を定め本推進計画を踏まえた対策を実施させること。

4. 労働衛生教育

この計画の目的を達成するため、作業従事者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- (1) ダイオキシン類の性状、有害性等に関すること。
- (2) ダイオキシン類のばく露を低減させるための措置に関すること。
- (3) 作業手順に関すること。
- (4)発散源を密閉する設備、作業を自動化又は遠隔操作する設備、局所排気装置等についての作業開始時の点 検に関すること。
- (5) 呼吸用保護具等の種類、性能、使用方法及び保守管理に関すること。
- (6) 事故防止等における措置に関すること。

5. 作業環境の測定

焼却施設に関係する作業場所の環境測定については、作業環境測定基準(昭和51年労働省46号告示)に準じ、また作業場所の管理区域の決定については、作業環境中のダイオキシン類濃度測定及び作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)に準じ、年2回測定結果の評価を行い、管理区域を決定し、その記録を30年保存すること。

6. ばく露を低減するための措置

作業環境測定の結果、第2管理区域又は、第3管理区域となった作業場所においては、次に掲げる方法等により、 焼却灰等の粉じんの発生やその発散の防止対策を行うこと。

- (1) 焼却工程、作業工程の改善
- (2)発散源の密閉化
- (3) 作業の自動化や遠隔操作方法の導入
- (4) 局所排気装置及び除じん装置の設置
- (5)作業場所の湿潤化

7. 保護具の使用

焼却施設の作業従事者に対するダイオキシン類へのばく露の低減を図るため、次の作業について、次の措置を講じること。

- (1) 焼却施設におけるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の取り扱い作業 作業従事者にダイオキシン類ばく露防止対策要綱で定めるレベル3の保護具又はこれらと同等以上の性能 を有する呼吸用保護具及び不浸透性の保護衣、保護手袋、保護用眼鏡等を使用させること。
- (2) 焼却施設に設置された焼却炉又は、集じん機等の設備の保守点検等の業務 作業従事者にダイオキシン類ばく露防止対策要綱で定める各作業場所の管理区域に応じた保護具を 使用させること。
- (3) 保護具の着用状況、作業後における保護具の取り外し、保守点検や洗浄等の管理については、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱を準用する。

8. 休憩場所における措置

焼却施設の作業従事者には、焼却施設等作業を行う場所以外に休憩場所を設け次の措置を講ずること。

- (1) 窓等のない密閉された構造の休憩場所の入口には、エアシャワーを設け、かつ、水を流し、又は十分湿らせたマットを置く等作業従事者の足部に付着した焼却灰等を除去するための設備等を設けること。
- (2) 密閉されていない構造の休憩場所の入口には、作業衣等に付着した灰を除去するための電気掃除機等を備え、かつ、水を流し、又は十分に湿らせたマット等を置く等を作業従事者の足部に付着した焼却灰等を除去するための設備等を設けること。
- (3) 床の清掃を毎日1回以上すること。
- 9. 休憩場所以外の場所における措置

事務室等で焼却施設等作業に従事する者が出入りする場所については、作業従事者の作業衣等に付着した焼却灰等により当該場所が汚染されないような措置を講ずること。

10. 作業衣等の保管等

ダイオキシン類の付着した焼却灰等で汚染された作業衣等は、二次発じんの原因となることから、クリーンセンターからの持出しを禁止するとともに、当該作業衣等はそれ以外の衣類等から隔離して保管させ、かつ、速やかに作業衣等の汚染を除去させるための措置を講じること。

11. 喫煙等の禁止

焼却施設等作業が行われる作業場所については、作業従事者が喫煙し、又は飲食することを禁止すること。

12. 健康管理

作業従事者に一般健康診断を実施するとともに、ダイオキシン類へのばく露による健康不安を訴える作業従事者に対して、医師等の意見を踏まえ、必要があると認める場合に就業上の措置等を適切に行うこと。

また、事故、保護具の破損等により当該作業従事者がダイオキシン類に著しく汚染され又は、これを多量に吸入したおそれのある場合は、速やかに当該作業従事者に医師による診察又は措置を受けさせること。なお、この場合には、必要に応じて、当該作業従事者の血中ダイオキシン類濃度測定を行い、その結果を記録して30年間保存しておくこと。

13. 女性への就業上の配慮

母性保護の観点から、女性については焼却施設における運転、点検、工事等作業における就業上の配慮すること。 14.作業記録

焼却施設等作業については、従事者名、従事作業名、従事期間等を記録するとともにその記録を30年間保存する こと。

附則

この計画は、平成17年4月14日から施行する。

福島市ふれあい訪問収集実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者又は障がい者の日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するとともに、ごみの適正収集を行うため、家庭ごみをごみ集積所に持ち出すことが困難な高齢者又は障がい者が属する世帯に対し、家庭ごみを戸別に訪問して収集し併せて安否確認すること(以下「ふれあい訪問収集」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 高齢者 概ね65歳以上の者をいう。
 - (2) 障がい者 障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第2条に規定する障がい者をいう。
 - (3) 家庭ごみ 福島市が分別収集している可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物をいう。
 - (4) ごみ集積所 福島市ごみ集積所設置等に関する要綱第5条第1項に規定するごみ集積所をいう。

(対象世帯)

- 第3条 この要綱に基づき、ふれあい訪問収集を受けることができる世帯は、市内に居住する次の各号のいずれかに 該当する世帯で、当該世帯の世帯員が家庭ごみをごみ集積所まで持ち出すことが困難である者とする。
 - (1) 高齢者又は障がい者の単身の世帯
 - (2) 高齢者又は障がい者のみで構成される世帯
 - (3) 前2号で同居する家族がいる場合において、虚弱者又は年少者で構成されている世帯でごみを持ち出すことが困難な世帯
 - (4) その他、市長が特に必要があると認めるもの。

(利用の申込み)

第4条 ふれあい訪問収集の利用を希望する世帯は、利用をしようとする世帯の構成員のほか、当該構成員以外の親族、当該構成員の日々の介護に係わる者及び民生委員等(以下「申込者等」という。)によって福島市ふれあい訪問収集利用申込書(様式第1号)により市長に、利用申込みを行うものとする。

(利用の決定)

第5条 市長は、前条の規定により申込みがあったときは、その内容を審査し、現地状況調査等を行ったうえ、ふれ あい訪問収集の可否を決定し、福島市ふれあい訪問収集利用決定通知書(様式第2号)により当該申込者等に通知 するものとする。

(収集するごみの排出方法等)

第6条 ふれあい訪問収集を利用する世帯は、原則として、家庭ごみを福島市が定めるごみの収集種別及び分別方法 により分別し、その玄関先等に排出するものとする。

(収集日)

第7条 ふれあい訪問収集を実施する日は、利用世帯ごとに市長が定める。

(変更の届出)

第8条 利用世帯の申込者等は、氏名、住所その他当該利用者の状況に変更があったときは、福島市ふれあい訪問収 集利用変更届出書(様式第3号。以下「変更届出書」という。)により市長に届け出なければならない。

(利用停止及び中止の届出)

- 第9条 利用世帯の申込者等は、長期不在その他の理由により、ふれあい訪問収集の利用を一時停止及び中止しようとするときは、変更届出書により市長に届け出なければならない。
- 2 利用世帯の申込者等は、ふれあい訪問収集の利用を再開しようとするときは、変更届出書により市長に届け出なければならない。

(利用の決定の取消し)

- 第10条 市長は、利用世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用世帯に係るふれあい訪問収集の利用 の決定を取り消すことができる。
 - (1) この要綱の規定に反してふれあい訪問収集を利用したとき。
 - (2) 第9条第1項の届出がないまま、長期不在の状況になったとき。
 - (3) その世帯員がごみの収集を行う者に危害を加え、又は危害を加えるおそれがあるとき。
 - (4) 前3号のほか、ふれあい訪問収集を利用させることが著しく困難であると市長が認めたとき。

(個人情報)

- 第11条 福島市は、ふれあい訪問収集の実施に際し収集した個人情報については、ふれあい訪問収集の実施に関する範囲で使用し、「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理しなければならない。
- 2 職員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。 その職を退いた後も、同様とする。

(賠償)

- 第12条 ふれあい訪問収集の実施に際して事故があった場合、従事した職員に故意又は重大な過失がある場合を除き、福島市は責任を負わないものとする。
- 2 利用者の救命や救助を行うために、やむを得ず家屋や家財等を破損させた場合においては、福島市は責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

福島市ごみ集積所構造物設置費助成要綱

(目的)

第1条 市は、地域環境の美化及びごみ処理の適正化を促進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、ごみ集積所(以下「集積所」という。)を設置する本市の町内会等(以下「町内会等」という。)に対して、ごみ集積所構造物設置費(以下「集積所構造物設置費」という。)の一部を予算の範囲内で福島市補助金等の交付等に関する規則(平成14年規則第20号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、助成金を交付する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 集積所 「福島市ごみ集積所設置等に関する要綱」に定める集積所
 - (2) 集積所構造物設置費 町内会等で集積所に構造物を設置した費用で土地の取得、借地等に要する経費は除く
 - (3) 町内会等 町内会、町会、親和会等の名前のいかんを問わず、市が「町会等に対する交付金」を交付している住民の自治組織又は集積所の維持管理を行っている福島市衛生団体連合会加入の団体とするが、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、その活動を行っていると認められる組織も含む。

(助成対象の構造物設置場所)

- 第3条 助成金交付の対象となる構造物設置場所は、次の各号に該当するものでなければならない。
 - (1) 市の「ごみ集積所設置等承認通知」を受けている集積所であること。
 - (2) ごみ収集作業と歩行者の安全が確保できる場所で、歩行者や車両の通行の妨げにならないよう集積所を当該町内会等が適正に維持管理できる集積所であること。
 - (3) 各種法令を遵守した構造物設置場所であること。
- 2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するものについては、助成対象としない。
 - (1) 構造物設置場所が道路(側溝を含む。)、水路、河川、公園等の上であるもの。
 - (2) 住宅団地等の造成にあたり、造成者において造成時に設置される集積所であるもの。(その後の状況変化により、改築を要する場合を除く。)
 - (3) 共同住宅の入居者のために、当該共同住宅の所有者において設置される集積所であるもの
 - (4) 専ら国、地方公共団体、公社又は各種事業所の職員の住宅にあてるため住宅団地に設置される集積所であるもの。
 - (5) 過去5年間に集積所構造物設置費助成金の交付を受けた集積所であるもの。なお、過去5年間に「福島市 ごみ集積所設置費助成金」の交付を受けた集積所も同様とする。

(助成対象構造物)

- 第4条 助成金交付の対象となる集積所の構造物は次に掲げるものとし、単に土地の上に石やプランター等の物を置くだけで範囲を区切るもの、土地の整地及び看板設置等に要した経費は助成対象としない。
 - (1) 木造・鉄製・ブロック造で製作されたもの又は既製品として販売されている構造物であること。
 - (2) 風水雪害に耐えられ、移動しない強固なものであること。
 - (3) 景観や美観を損ねないものであること。

(助成対象者)

- 第5条 助成金の交付を受けることができるものは、前条に該当する集積所及び構造物を設置した町内会等とする。 (助成額)
- 第6条 助成額は、設置価格の2分の1とし、1集積所につき5万円を限度とする。ただし、当該金額に百円未満の

端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

- 第7条 助成金の交付を受けようとする者は、ごみ集積所構造物設置費助成金交付申請書(様式第1号)により市長 に提出しなければならない。
- 2 規則第4条第1項第1号及び第2号に定める書類の提出については、省略するものとする。
- 3 規則第4条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 公図(字限図)
 - (2) 設置場所の土地登記簿謄本
 - (3) 土地所有者の承諾書
 - (4) 必要経費見積書
 - (5) 現況写真
 - (6) その他に市長が必要と認める書類

(助成金の交付条件)

- 第8条 規則第7条の規定による決定の通知を受けた者は、次の各号を遵守しなければならない。
 - (1) 交付決定の通知を受けてから集積所の構造物設置を着工すること。
 - (2) 申請年度に属する3月10日までに規則第4条第1項の申請に係る集積所構造物を設置すること。
- 2 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更は、規則第7条の規定により既に通知した交付決定額が変更しない 範囲、かつ、事業費の10分の3未満の変更とする。

(実績報告等)

- 第9条 補助金の交付決定を受け助成対象事業が完了したものは、ごみ集積所構造物設置費助成金実績報告書(様式 第3号)およびごみ集積所構造物設置費助交付請求書(様式第4号)により市長に提出しなければならない。
- 2 規則第14条の市長が認める書類は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 領収書原本
 - (2) 完成写真

(維持管理)

- 第10条 この要綱による助成金の交付を受けた者は、構造物を設置した集積所を常に清潔に保ち、施設の適正管理 に努めなければならない。また、構造物設置により紛争が生じたときは、当事者間において円満に解決すること。 (季任)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(福島市ごみ集積所設置費助成要綱の廃止)

2 福島市ごみ集積所設置費助成要綱(平成19年7月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 令和4年3月31日以前に申請があった助成金に関しては、なお、従前の例による。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

福島市ごみ散乱防止ネット購入費助成要綱

(目的)

- 第1条 市は、地域環境の美化及びごみ処理の適正化を促進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、ごみ集積所(以下「集積所」という。)を設置する本市の町内会等(以下「町内会等」という。)に対して、ごみ散乱防止ネット(以下「ネット」という。)購入費の一部を予算の範囲内で福島市補助金等の交付等に関する規則(平成14年規則第20号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、助成金を交付する。(定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 集積所 「福島市ごみ集積所設置等に関する要綱」に定める集積所
 - (2) ネット 町内会等が集積所において収集前のごみの散乱及び飛散を防止するために使用する網
 - (3) 町内会等 町内会、町会、親和会等の名前のいかんを問わず、市が「町会等に対する交付金」を交付している住民の自治組織又は集積所の維持管理を行っている福島市衛生団体連合会加入の団体とするが、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、その活動を行っていると認められる組織も含む。

(助成対象のネット設置場所)

- 第3条 助成金交付の対象となるネット設置場所は、次の各号に該当するものでなければならない。
 - (1) 市の「ごみ集積所設置等承認通知」を受けている集積所であること。
 - (2) ごみ収集作業と歩行者の安全が確保できる場所で、歩行者や車両の通行の妨げにならないようネットを当該町内会等が適正に維持管理できる集積所であること。
 - (3) 過去5年間にネット購入費助成金の交付を受けていない集積所であること。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができるものは、前条に該当するネットを購入した町内会等とする。 (助成額)

第5条 助成額は、購入価格の2分の1とし、1集積所につき3千円を限度とする。ただし、当該金額に百円未満の 端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、ネットを購入した日から1年以内に、「ごみ散乱防止ネット購入費助成金交付申請書兼請求書」(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(申請書の添付書類)

- 第7条 規則第4条第1項第1号及び第2号に定める書類の提出については、省略するものとする。
- 2 規則第4条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 集積所の位置図
 - (2) 領収書原本
 - (3) 現況写真(ネット設置後のもの)
 - (4) その他に市長が必要と認める書類(交付手続き)
- 第8条 規則第4条の交付申請は規則第14条の実績報告および規則第17条の補助金等交付請求と併合するものとする。また規則第5条及び規則第7条の交付決定、通知は、第15条の額の確定、通知と併合するものとする。 なお、規則第14条の実績報告は領収書の提出で代えるものとする。

(維持管理)

第9条 この要綱による助成金の交付を受けた者は、ネットを常に清潔に保ち、施設やネットの適正管理に努めなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附即

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

(福島市ごみ集積所設置費及びごみ散乱防止ネット購入費助成要綱の廃止)

- 2 福島市ごみ集積所設置費及びごみ散乱防止ネット購入費助成要綱(平成19年4月1日施行)は、廃止する。 (経過措置)
- 3 平成19年6月30日以前に申請があった助成金に関しては、なお、従前の例による。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

福島市産業廃棄物処理指導要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。)、福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成30年条例第25号。以下「条例」という。)及び福島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成30年規則第26号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
 - 二 特別管理産業廃棄物 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
 - 三 処理 収集、運搬又は処分をいう。
 - 四 処分 中間処理又は最終処分をいう。
 - 五 中間処理 最終処分又は再生利用に先立って行われる人為的な操作をいう。
 - 六 最終処分 埋立てをいう。
 - 七 事業者 産業廃棄物を排出する事業者をいう。
 - 八 収集・運搬業者 産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うため、法第14条第1項、法第14条の2第1項、 法第14条の4第1項又は法第14条の5第1項の許可を受けた者をいう。
 - 九 中間処理業者 産業廃棄物の中間処理を業として行うため、法第14条第6項、法第14条の2第1項、法第 14条の4第6項又は法第14条の5第1項の許可を受けた者をいう。
 - 十 最終処分業者 産業廃棄物の最終処分を業として行うため、法第14条第6項、法第14条の2第1項、法第 14条の4第6項又は法第14条の5第1項の許可を受けた者をいう。
 - 十一 処理業者 収集・運搬業者又は処分業者をいう。
 - 十二 処分業者 中間処理業者又は最終処分業者をいう。
 - 十三 特定産業廃棄物 産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(シュレッダーダスト及び液状の廃プラスチック類に限る。)、鉱さい若しくはばいじん又はこれらの産業廃棄物の最終処分をするために中間処理したものをいう。
 - 十四 有害物質 アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機りん化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シスー1,2-ジクロロエチレン、1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンをいう。
 - 十五 産業廃棄物処理施設 政令第7条各号に掲げる施設をいう。
 - 十六 縦覧等を要する産業廃棄物処理施設 政令第7条の2に規定する施設をいう。
 - 十七 中間処理施設 政令第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設その他の産業廃棄物の中間処理を行う施設をいう。

- 十八 指定処理施設 産業廃棄物処理業の用に供する中間処理施設であって、政令第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設以外のものをいう。
- 十九 最終処分場 政令第7条第14号に掲げる施設をいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、事業者及び処理業者を指導し、監督するとともに、処理業者の団体の健全な育成及び指導に努めるものとする。
- 2 市は、市内における産業廃棄物の発生量、処理状況等を定期的に調査し、その適正な処理が行われるよう努めるものとする。
- 3 市は、福島県との密接な連携を図り、その協力を得て、産業廃棄物の不法投棄等を防止するための監視及び指導に努めるとともに、産業廃棄物に関する苦情及び不法投棄等の事件等への適切な対応に努めるものとする。

(事業者及び処理業者の責務)

第4条 事業者及び処理業者は、産業廃棄物の処理を行う場合には、法、政令、省令、最終処分基準省令、条例及び 規則の規定によるほか、この要綱の規定を遵守するものとする。

第2章 事業者及び処理業者の処理

(産業廃棄物指定処理責任者等)

- 第5条 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条において同じ。)を処理 するために指定処理施設(その設置に第15条第1項の規定による届出を要しない指定処理施設を除く。)が設置 されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務 を適切に行わせるため、産業廃棄物指定処理責任者を置かなければならない。ただし、法第12条第8項の規定に より産業廃棄物処理責任者を置く事業場若しくは自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場又は自ら産業廃棄物指 定処理責任者となる事業場については、この限りでない。
- 2 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る 産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、 法第12条第8項の規定により産業廃棄物処理責任者を置く事業場若しくは自ら産業廃棄物処理責任者となる事 業場、前項の規定により産業廃棄物指定処理責任者を置く事業場若しくは自ら産業廃棄物指定処理責任者となる事 業場又は自ら産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。

(産業廃棄物の保管)

- 第6条 事業者は、その産業廃棄物が処理されるまでの間、省令第8条又は省令第8条の13に規定する保管基準によるほか、産業廃棄物の種類ごとに区分して保管するものとする。
- 2 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬を行う場合において、当該産業廃棄物の保管をしようとするときは、非常 災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、あらかじめ、その保管をしようとする場所ごとに、その旨を 市長に届け出なければならない。なお、届出の対象となる保管は次の各号のいずれにも該当しないものとする。
 - 一 保管の用に供する場所の面積が300平方メートル以上の場所において行われる、建設工事(法第21条の3 第1項に規定する建設工事をいう。)に伴い生ずる産業廃棄物の保管
 - 二 法第14条第1項又は第6項の許可に係る事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において行われる 保管
 - 三 産業廃棄物処理施設において行われる保管
 - 四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第8条第1項 (同法第15条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物 の保管
- 3 非常災害のために必要な応急措置として行う場合において、自らその産業廃棄物の運搬を行うときに前項に規定する保管をした事業者は、当該保管をした日から起算して14日以内に、その保管をした場所ごとに、その旨を市

長に届け出なければならない。

- 4 第2項又は第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第1号による届出書を提出して行うものとする。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 産業廃棄物の保管の場所の所在地
 - 三 保管をする産業廃棄物の種類
 - 四 保管をすることができる産業廃棄物の数量
 - 五 保管の場所の管理者の氏名及び連絡先
 - 六 保管の場所においてその用に供する土地の面積
 - 七 屋外において容器を用いずに保管する場合にあっては、保管をすることができる産業廃棄物の高さ(省令第8 条第2号ロ又は第8条の13第2号ロに規定する高さのうち最高のものをいう。)
 - 八 保管開始年月日
- 5 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 保管の場所においてその用に供する土地に係る登記事項証明書その他当該土地の所有権を有することを証する書類
 - 二 保管の場所においてその用に供する土地が届出者の所有する土地でない場合にあっては、当該土地に係る賃貸 借契約書の写しその他当該土地を使用する権原を有することを証する書類
 - 三 保管の場所の利用計画を明らかにする平面図
 - 四 保管の場所の付近の見取図
- 6 第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る第4項第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 7 前項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第2号による届出書を提出して行うものとする。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 産業廃棄物の保管の場所の所在地
 - 三 変更する内容
 - 四 変更予定年月日
 - 五 変更する理由
- 8 第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る第4項第1号若しくは第5号から第8号までに掲げる事項 に変更があったとき、又は当該届出に係る保管の場所において産業廃棄物の保管を行わなくなったときは、遅滞な く、その旨を市長に届け出なければならない。
- 9 前項の規定による変更または保管を行わなくなった旨の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第3号による届出書を提出して行うものとする。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 産業廃棄物の保管の場所の所在地
 - 三 変更した内容
 - 四 変更した(保管を行わなくなった)年月日
 - 五 変更した(保管を行わなくなった)理由
- 10 第6項から第9項までの規定は、第3項の規定による届出をした者について準用する。

(事業者の産業廃棄物処理)

第7条 事業者は、産業廃棄物の性状、組成等をあらかじめ調査の上把握しておくものとする。この場合において、 特定産業廃棄物については、その発生源別に別表第1の左欄に掲げる産業廃棄物の種類ごとに、同表右欄に掲げる 分析試験を別表第2に定める分析試験の方法により行うものとする。ただし、市が当該分析試験を行う必要がない と認めた特定産業廃棄物にあっては、この限りでない。

- 2 前項に規定する分析試験は、次に掲げる頻度で実施するものとし、当該分析試験の試験結果成績書は、5年間保存するものとする。
 - 一 同一の製造又は加工の工程であって、同一の原料を使用し、かつ、同質の産業廃棄物を反復継続して排出する 場合には、年1回以上
 - 二 製造若しくは加工の工程又は使用原料を変更した場合には、当該変更の都度
 - 三 前2号に規定する場合以外の場合には、産業廃棄物を排出する都度
- 3 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、帳簿を備え、当該 産業廃棄物の処理について次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならな い。ただし、法第12条第13項において準用する法第7条第15項の規定により帳簿を備えることとされる事業 場については、この限りでない。

VITT 140	
運搬	一 運搬年月日
	二 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
	三 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
運搬の委託	一 委託年月日
	二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
	三 運搬先ごとの委託量
処分	一 処分年月日
	二 処分方法ごとの処分量
	三 処分(埋立処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託	一 委託年月日
	二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
	三 受託者ごとの委託の内容及び委託量

- 4 前項本文の帳簿は、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
- 5 第3項本文の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存するものとする。
- 6 事業者は、その産業廃棄物の処理を委託する場合には、政令第6条の2又は政令第6条の6に規定する基準のほか次によるものとする。
 - 一 委託しようとする処理業者が設置している産業廃棄物の処理施設の現況等について、実地に調査を行い、処理 を委託しようとする産業廃棄物が遅滞なくかつ適正に処分できる状態であることを確認した上で、委託契約を締 結すること。
 - 二 産業廃棄物の収集又は運搬を処理業者に委託した場合には、搬出の都度、運搬車両が当該処理業者のものであることを確認するとともに、適正な処理に必要な指示を行うこと。
 - 三 産業廃棄物の処理を委託した後において、その処理が適正に行われるように当該処理業者の処理の状況を実地 調査により確認し、その処理が適正でないと認めたときは、当該処理業者に対し適正な処理を行うように指示す ること。
 - 四 委託料金は、収集又は運搬の料金と処分の料金をそれぞれの処理業者に別個に支払うこと。ただし、収集又は 運搬及び処分を同一の処理業者に委託する場合はこの限りでない。

(産業廃棄物処理票)

第8条 事業者(中間処理業者を含む。以下この条において同じ。)は、自らその産業廃棄物(中間処理産業廃棄物 を含む。以下この条において同じ。)の運搬又は運搬及び処分を行う場合(当該事業者が市外の事業場で生じた産 業廃棄物の運搬を行う場合において、市内において当該産業廃棄物の積替え又は保管を行わないときを除く。)に

- は、次項から第9項までに定める手続に従い、その運搬又は運搬及び処分を行うことにより、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程において適正に処理しなければならない。
- 2 前項の規定により産業廃棄物の運搬又は運搬及び処分を行う場合には、当該産業廃棄物を生ずる事業場の管理者は、当該運搬に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬に従事する者(以下「運搬従事者」という。) に対し、産業廃棄物処理票(以下単に「処理票」という。)を次により交付しなければならない。
 - 一 当該産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
 - 二 引渡しに係る当該産業廃棄物の運搬先が2以上である場合にあっては、運搬先ごとに交付すること。
 - 三 当該産業廃棄物の運搬の用に供する車両が2以上である場合にあっては、車両ごとに交付すること。
 - 四 当該産業廃棄物の種類、数量及び運搬従事者の氏名が処理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、 交付すること。
 - 五 交付した処理票の写しを、運搬従事者(二次運搬従事者を含む。)又は運搬先の産業廃棄物の処理施設の管理 者から処理票の写しの送付があるまでの間保管すること。
- 3 前項の処理票の様式は、様式第4号によるものとし、当該運搬に係る産業廃棄物の種類及び数量、当該運搬を行 う事業者の氏名又は名称及び住所、運搬従事者の氏名その他次に掲げる事項を記載することとする。
 - 一 処理票の交付年月日及び交付番号
 - 二 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
 - 三 処理票交付者の氏名
 - 四 産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の名称及び所在地
 - 五産業廃棄物の荷姿
 - 六 事業者が自ら設置する産業廃棄物の処理施設で処分を行う場合には、当該施設の名称及び所在地並びに当該施 設について法第15条第1項の許可を受けている場合には、当該許可の年月日及び許可番号
 - 七 産業廃棄物の運搬の用に供する車両に係る自動車登録番号又は車両番号
- 4 運搬従事者は、産業廃棄物の運搬を終了したとき(当該産業廃棄物の積替え又は保管の場所への運搬を終了したときを除く。)は、第2項の規定により交付された処理票に次の事項を記載し、当該運搬に係る産業廃棄物の引渡しと同時に運搬先の産業廃棄物の処理施設の管理者に当該処理票を回付しなければならない。ただし、当該運搬の終了後当該産業廃棄物の処分が他人に委託される場合又は当該産業廃棄物の運搬先が市外の産業廃棄物の処理施設である場合にあっては、運搬を終了した日から10日以内に、第2項の規定により処理票を交付した者(以下「処理票交付者」という。)に当該処理票の写しを送付しなければならない。
 - 一 運搬従事者の氏名
 - 二 運搬を終了した年月日
- 5 運搬先の産業廃棄物の処理施設の管理者は、引き渡された産業廃棄物の処分を終了したときは、前項本文の規定により回付された処理票に次の事項を記載し、処分を終了した日から10日以内に、処理票交付者に当該処理票の写しを送付しなければならない。
 - 一 産業廃棄物の処理施設の管理者の氏名
 - 二 処分を担当した者の氏名
 - 三 処分を終了した年月日
- 6 処理票交付者は、第4項ただし書又は前項の規定による処理票の写しの送付を受けたときは、産業廃棄物の運搬 又は処分が終了したことを当該処理票の写しにより確認し、かつ、当該処理票の写しを当該送付を受けた日から五 年間保存しなければならない。
- 7 運搬従事者は、産業廃棄物の積替え又は保管の場所への運搬を終了したときは、第2項の規定により交付された 処理票に次の事項を記載し、速やかに、当該産業廃棄物の積替え又は保管の場所の管理者に当該処理票を回付しな ければならない。

- 一 運搬従事者の氏名
- 二 運搬を終了した年月日
- 8 産業廃棄物の積替えまたは保管の場所の管理者は、前項の規定による処理票の回付を受けたときは、当該産業廃棄物が再び運搬される際に、次に掲げる事項を処理票に記載して、当該産業廃棄物の運搬に従事する者(次項において「二次運搬従事者」という。)に当該処理票を回付しなければならない。
 - 一 産業廃棄物の積替え又は保管の場所の管理者の氏名
 - 二 積替え又は保管を終了した年月日
- 9 第4項の規定は、二次運搬従事者について準用する。この場合において、同項中「第2項の規定により交付された」とあるのは「前項の規定により回付された」と読み替えるものとし、二次運搬従事者は、処理票に次の事項を 記載することとする。
 - 一 二次運搬従事者の氏名
 - 二 運搬を終了した年月日

(処理業者の産業廃棄物処理)

第9条 処理業者は、事業者から産業廃棄物の処理を受託する場合には、あらかじめ、当該産業廃棄物の種類、性状等を記載した書面(特別管理産業廃棄物の処理を受託する場合には、政令第6条の6第1号に規定する文書)及び第7条第2項の分析試験の試験結果成績書の提出を求め、当該産業廃棄物が法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項の規定により自らが受けている産業廃棄物処理業の許可の事業の範囲内で適正に処理できるものであることを確認するものとする。

第3章 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議

(事業計画書の提出)

- 第10条 次に掲げる縦覧等を要する産業廃棄物処理施設を設置し、又は変更(法第15条の2の6第1項の許可を要するものに限る。以下この条及び第14条において同じ。)しようとする者(以下この条及び次条において「設置等予定者」という。)は、あらかじめ、産業廃棄物処理施設設置等事業計画書(様式第5号。以下「事業計画書」という。)を必要部数作成し、市長に提出するものとする。
 - 一 事業者自らが設置する縦覧等を要する産業廃棄物処理施設(ただし、事業者が事業場の敷地内に設置する政令 第7条第3号、第5号、第8号、第10号の2及び第11号の2から第13号の2までに掲げる産業廃棄物処理 施設を除く。)
 - 二 処分業者又は産業廃棄物の処分を業として行おうとする者が設置する縦覧等を要する産業廃棄物処理施設
- 2 前項の事業計画書には、別表第3に掲げる書類等を添付するものとする。
- 3 設置等予定者は、事業計画書に係る産業廃棄物処理施設の設置又は変更の計画の立案に当たっては、法令に定める基準のほか、別に定める「産業廃棄物処理施設等の立地等に関する基準」を遵守するものとする。
- 4 市長は、市の境界付近に産業廃棄物処理施設の設置等を予定する事業計画書の提出を受けたときは、必要に応じて隣接市町村の長に当該事業計画書を送付し、周辺環境への影響の有無、地元住民等の調整状況及び関係法令等との整合性について、様式第6号により当該市町村の意見を求めるものとする。
- 5 市長は、第1項の事業計画書の提出を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告するものとする。
 - 一 設置等予定者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 - 二 縦覧等を要する産業廃棄物処理施設の設置等予定地区
 - 三 縦覧等を要する産業廃棄物処理施設の種類
 - 四処理する産業廃棄物の種類
 - 五 縦覧等を要する産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の関立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- 6 市長は、必要に応じて縦覧等を要する産業廃棄物処理施設の設置等予定地の調査を実施し、関係各部局課等の意

見を踏まえ、当該縦覧等を要する産業廃棄物処理施設の設置又は変更に当たって必要な事項を設置等予定者に通知 するものとする。

- 7 設置等予定者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る事項に対する必要な措置を講じるための地元住民、関係各部局課等との調整、協議等(以下「調整等」という。)を自らの責任において行い、調整等が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。
- 8 市長は、第6項の規定による通知をしてから3年以内に調整等が終了していない事業計画については、設置等予定者が当該計画を廃止したものとみなして、その事業計画書を返戻するものとする。

(環境影響調査の実施)

- 第11条 市長は、前条第7項の規定による調整等の結果の報告を受けた場合において、その内容を踏まえ事業計画書の内容に支障がないと認められるときは、環境影響調査(環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は福島県環境影響評価条例(平成10年福島県条例第64号)に規定する対象事業にあっては、同法又は同条例に規定する環境影響評価)の実施について設置等予定者に通知するとともに、その旨を関係各部局課等及び前条第4項の規定により意見を求めた市町村がある場合にあっては当該市町村の長に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた設置等予定者は、別に定める「産業廃棄物処理施設等の立地等に関する基準」に基づき、産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響について必要な調査を行い、当該調査の結果等を記載した書類(以下「環境影響調査書」という。)を作成するものとする。ただし、その事業に係る環境影響評価法又は福島県環境影響評価条例に規定する環境影響評価書を作成する者については、この限りでない。

(事前協議書の提出等)

- 第12条 次に掲げる産業廃棄物処理施設又は指定処理施設(以下「産業廃棄物処理施設等」という。)を設置し、 又は変更(法第15条の2の6第1項の許可を要するもの又は第15条第1項の軽微な変更以外のものに限る。以 下この条において同じ。)しようとする者(以下この条及び第13条において「設置等予定者」という。)は、産業 廃棄物処理施設等設置(変更)事前協議書(様式第7号。以下「事前協議書」という。)を必要部数作成して、市長 に提出し、協議するものとする。
 - 一 事業者自らが事業場の敷地以外の場所に設置する政令第7条第1号、第2号、第4号、第6号、第7号、第8 号の2から第10号まで及び第11号に掲げる産業廃棄物処理施設
 - 二 処分業者又は産業廃棄物の処分を業として行おうとする者が設置する中間処理施設 (縦覧等を要する産業廃棄物処理施設を除く。)
 - 三 前条第1項の規定による通知を受けた者が設置する縦覧等を要する産業廃棄物処理施設
- 2 前項の事前協議書には、別表第4に掲げる書類等を添付するものとする。
- 3 設置等予定者は、事前協議書に係る産業廃棄物処理施設等の設置又は変更の立案に当たっては、法令に定める基準のほか、別に定める「産業廃棄物処理施設等の立地等に関する基準」、「産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準」及び「産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準」を遵守するものとする。また、指定処理施設においては、次の基準についても遵守するものとする。
 - 一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
 - 二 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - 三 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
 - 四 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
 - 五 施設から排水を放流する場合には、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水 処理設備が設けられていること。

- 六 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有する ものであること。
- 七 前項までに掲げるもののほか、別表第5のとおりとする。
- 4 市長は、事前協議書の受付に当たっては、設置等予定者の廃棄物の処理に関する業務に関し、不正又は不誠実な 行為をするおそれがあると認めるに相当の理由がある場合には、設置等予定者の事前協議書を受け付けないものと する。
- 5 市長は、事前協議書を受け付けたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告するものとする。
 - 一 設置等予定者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 - 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
 - 三 産業廃棄物処理施設等の種類
 - 四処理する産業廃棄物の種類
 - 五 産業廃棄物処理施設等の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の 用に供される場所の面積及び埋立容量)
- 6 市長は、第1項第1号及び第2号に掲げる施設については、必要に応じて当該施設の設置等予定地の調査を実施 し、関係各部局課等の意見を踏まえ、当該施設の設置又は変更に当たって必要な事項を設置等予定者に通知するも のとする。
- 7 第1項第1号及び第2号に掲げる施設の設置等予定者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る事項に対する必要な措置を講じるための地元住民、関係各部局課等との調整等を自らの責任において行い、調整等が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。
- 8 市長は、前項の規定による調整等の結果の報告を受けた場合において、その内容を踏まえ事前協議書の内容に支 障がないと認められるときは、その旨を設置等予定者に通知するとともに、その旨を関係各部局課等に通知するも のとする。
- 9 市長は、受け付けられてから2年以内に調整等が終了していない事前協議書については、設置等予定者が当該事 前協議に係る計画を廃止したものとみなして、これを返戻するものとする。

(連絡協議会)

- 第13条 市長は、前条第1項第3号に掲げる施設の設置等予定者に対し、適切な指導を行うため、関係各部局課等からなる福島市廃棄物処理施設連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置するものとする。
- 2 連絡協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。
- 3 市長は、必要に応じて連絡協議会を開催し、当該連絡協議会において事前協議書の内容につき関係法冷等に基づ く手続きを把握し、調整するものとする。
- 4 市長は、連絡協議会における調整の結果を踏まえ事前協議書の内容に支障がないと認められるときは、その旨を 設置等予定者に通知するとともに、その旨を関係各部局課等に通知するものとする。

第4章 申請及び届出

(産業廃棄物処理施設の設置等の許可の申請)

第14条 産業廃棄物処理施設であって、第12条第1項各号に掲げるものを設置し、又は変更しようとする者は、 第12条第8項又は前条第4項の規定による通知を受けた後に法第15条第2項又は法第15条の2の6第2項 の申請書を提出するものとする。

(指定処理施設の設置等の届出等)

- 第15条 指定処理施設を設置し、又は変更(軽微な変更(次の各号のいずれにも該当しないものをいう。)である ものを除く。)しようとする者は、第12条第8項の規定による通知を受けた後に指定処理施設設置計画届出書(様 式第8号)又は指定処理施設変更計画届出書(様式第9号)により、その旨を市長に届け出るものとする。
 - 処理能力(当該処理能力についてこの項の規定による変更の届出をし、第3項の受理書を交付されたときは、

変更後のもの。以下この号において同じ。)に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が10パーセント以上増大するに至るもの

- 二 位置に係る変更
- 三処理方式に係る変更
- 四 構造及び設備に係る変更であって、当該変更に伴う設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の 水質その他の生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの
- 五 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法に係る変更(排ガス又は排水の排出の方法(排出口の位置、 排出先等を含む。) 又は量の増大に係る変更に限る。)
- 六 維持管理に関する計画に係る変更(排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値の変更であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの又は排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更であって、当該変更によって頻度が高くなるもののみを行う場合を除く。)
- 2 前項の規定による届出に係る添付書類は、別表第4の3の表又は別表第4の4の表に掲げる書類(各表1に掲げる届出書を除く。)とし、第12条第2項の規定により事前協議書に添付した書類等については、省略することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による届出を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認められる場合には、速 やかに受理書(様式第10号)を交付するものとする。
- 4 第1項の規定による届出をした者は、前項の受理書が交付された後でなければ、当該届出に係る指定処理施設を 設置し、又は変更してはならない。

(指定処理施設に係る報告及び検査等)

- 第16条 前条第1項の規定による届出をし、同条第3項の受理書を交付された者は、当該届出に係る設置又は変更の工事が終了したときは、その終了した日から10日以内に、指定処理施設設置(変更)工事終了報告書(様式第11号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の報告書が提出されたときは、原則として確認検査を実施し、前条第1項の届出書に記載した設置 又は変更に関する計画に適合していると認められる場合には、速やかに指定処理施設設置(変更)確認書(様式第 12号)を交付するものとする。

(指定処理施設の承継)

- 第17条 第15条第1項の規定による届出をした者から当該届出に係る指定処理施設を譲り受け、又は借り受けた 者は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 2 第15条第1項の規定による届出をした法人について合併があったとき(当該届出をした法人とそれ以外の法人が合併する場合において、当該届出をした法人が存続するときを除く。)又は分割があったとき(当該届出に係る指定処理施設を承継させる場合に限る。)は、合併後存続する法人、合併により設立される法人又は分割により当該指定処理施設を承継する法人は、当該届出をした法人の地位を承継する。
- 3 第15条第1項の規定による届出をした者について相続があったときは、相続人は当該届出をした者の地位を承継する。
- 4 前3項の規定により第15条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30日以内に、指定処理施設承継届出書(様式第13号)を市長に提出するものとする。
- 5 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 第1項の規定により地位を承継した者にあっては、省令第5条の11第2項に規定する書類
 - 二 第2項の規定により地位を承継した法人にあっては、省令第5条の12第2項に規定する書類
 - 三 第3項の規定により地位を承継した相続人にあっては、省令第6条第2項に規定する書類 (移動式産業廃棄物処理施設等の設置場所の届出)

第18条 事業者は、産業廃棄物の中間処理のため、移動式産業廃棄物処理施設等を産業廃棄物の発生場所等に設置 しようとする時は、当該場所等において処理を開始する日の10日前までに、移動式産業廃棄物処理施設等設置場 所(変更)届出書(様式第14号)を市長に提出するものとする。

(最終処分場に係る報告及び検査)

- 第19条 最終処分場に係る法第15条第1項の許可又は法第15条の2の6第1項の変更の許可を受けた者は、当該最終処分場の埋立法面の造成工事を終了したときは、その終了した日から10日以内に、産業廃棄物最終処分場埋立法面造成工事終了報告書(様式第15号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の報告書が提出されたときは、当該埋立法面の確認検査を実施するものとする。 (廃止の届出等)
- 第20条 指定処理施設の設置者は、当該指定処理施設を廃止し、若しくは休止し、又は休止した当該指定処理施設 を再開したときは、遅滞なく、指定処理施設廃止(休止・再開)届出書(様式第16号)を市長に提出するものと する。
- 2 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による産業廃棄物処理施設の廃止又は休止の届出は、省令第12条の10の2第1項の届出書に、次に掲げる事項についての当該届出に係る産業廃棄物処理施設の現状を明らかにする写真並びに当該写真を撮影した際の撮影者の位置及び撮影箇所を記載した平面図を添付して行うものとする。
 - 一 当該産業廃棄物処理施設内に処理を行うべき産業廃棄物が残存していないこと。
 - 二 当該産業廃棄物処理施設の外に、産業廃棄物が飛散し、及び流出していないこと。
 - 三 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 3 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の規定による最終処分場の廃止の確認を受けるために提出する省令第12条の11の2第1項の申請書には、次に掲げる事項について遵守する旨を記載した最終処分場の跡地所有者の誓約書を添付するものとする。
 - 一 産業廃棄物の埋立期間、埋め立てられた産業廃棄物の種類及び種類ごとの産業廃棄物の埋立量の記録を、当分の間保存すること。
 - 二 吹付けアスベスト、アスベスト保温材料等の飛散性アスベストを含む産業廃棄物が埋め立てられた場合には、事業者、埋立時期、埋立方法、埋立量、埋立場所を示す平面配置図及び断面図、最終処分場の管理者並びに法第21条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に係る技術管理者を記載したアスベスト廃棄物の管理記録を永久に保存すること。
 - 三 跡地利用に際しては、産業廃棄物を掘り起こして悪臭、水質汚濁、大気汚染等を生じさせたり、基礎杭の打設 等により遮水工を破壊し地下水汚染を生じさせたりしないよう注意すること。
 - 四 土地の権利移動の際には、新たな権利者へ第1号及び第2号に規定する記録等を引き継ぐこと。 (事故時の措置)
- 第21条 事業者又は処理業者は、産業廃棄物処理施設等、保管施設その他これらの関連施設において、故障、破損 その他の理由により事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに市長に通報し、事故の状況、応急 措置の方法等について、速やかに産業廃棄物処理施設等事故発生報告書(様式第17号)を市長に提出するものと する。
- 2 前項の場合において、市長が事故の拡大又は再発防止のために必要な措置を採るべきことを指示したときは、事業者及び処理業者はこれに従うものとする。
- 3 事業者及び処理業者は、事故の復旧工事が完了したときは、速やかに産業廃棄物処理施設等事故復旧完了報告書 (様式第18号)を市長に提出するものとする。

第5章 産業廃棄物処理施設等の維持管理

(産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準の遵守)

- 第22条 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に当たっては、省令第12条の6及び省令第12条の7又は最終処分基準省令第2条第2項に規定する維持管理の技術上の基準によるほか、別に定める「産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準」を遵守するものとする。
- 2 指定処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に当たっては、次の基準によるほか、別に定める「産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準」を遵守するものとする。
 - 一 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、 必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
 - 二 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
 - 三 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
 - 四 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
 - 五 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
 - 六 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
 - 七 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
 - 八 施設から排水を放流する場合には、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的 に放流水の水質検査を行うこと。
 - 九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。
 - 十 前項までに掲げるもののほか、別表第6のとおりとする。

(旧型最終処分場の管理)

第23条 旧型最終処分場(政令第7条第14号に規定する最終処分場であって昭和52年3月15日前に設置されたものをいう。)の管理者は、当該旧型最終処分場からの浸出水等により生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある場合には、最終処分基準省令第2条第1項に規定する基準に準じて構造を改善するほか、同条第2項に規定する基準に準じて維持管理を行うものとする。

(維持管理に関する情報の提供)

第24条 産業廃棄物処理施設の設置者(縦覧等を要する産業廃棄物処理施設について法第15条第1項の許可を受けた者を除く。)は、法第15条の2の3第1項の環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る法第15条第2項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について法第15条の2の6第1項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い行う維持管理の状況に関する情報を、地域住民等に対し積極的に提供するよう努めなければならない。

(記録と閲覧)

- 第25条 指定処理施設の設置者 (焼却施設である指定処理施設について第15条第1項の規定による届出をした者に限る。) は、当該指定処理施設の維持管理に関する次の事項を記録し、これを当該指定処理施設(当該指定処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該指定処理施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
 - 一 別表第6の四の項から七の項までの上欄に掲げる施設 次に掲げる事項
 - ア 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - イ 別表第6の四の項下欄6、8、11及び18の規定による測定(同表五の項から七の項までの下欄の規定によりその例によることとされる場合の測定を含む。)に関する次に掲げる事項
 - (ア) 当該測定を行った位置
 - (イ) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (ウ) 当該測定の結果
 - ウ 別表第6の四の項下欄9の規定によるばいじんの除去(同表五の項から七の項までの下欄の規定によりその

例によることとされる場合のばいじんの除去を含む。)を行った年月日

- エ 別表第6の四の項下欄13の規定による測定(同表五の項から七の項までの下欄の規定によりその例による こととされる場合の測定を含む。)に関する次に掲げる事項
 - (ア) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
 - (イ) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
 - (ウ) 当該測定の結果の得られた年月日
- (エ) 当該測定の結果
- 二 別表第6の八の項から十一の項までの上欄に掲げる施設 次に掲げる事項
 - ア 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - イ 別表第6の八の項下欄4及び6の規定による測定(同表九の項から十一の項までの下欄の規定によりその例 によることとされる場合の測定を含む。)に関する次に掲げる事項
 - (ア) 当該測定を行った位置
 - (イ) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (ウ) 当該測定の結果
 - ウ 別表第6の八の項下欄7の規定によるばいじんの除去(同表九の項から十一の項までの下欄の規定によりそ の例によることとされる場合のばいじんの除去を含む。)を行った年月日
 - エ 別表第6の八の項下欄9の規定による測定(同表九の項から十一の項までの下欄の規定によりその例による こととされる場合の測定を含む。)に関する次に掲げる事項
 - (ア) 当該測定に係るガスを採取した位置
 - (イ) 当該測定に係るガスを採取した年月日
 - (ウ) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (エ) 当該測定の結果
- 2 記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める日までに備え置くこと。
 - 一 前項第一号ア及び第二号アに掲げる事項 翌月の末日
 - 二 前項第一号イ及び工並びに第二号イ及び工に掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の 末日
 - 三 前項第一号ウ及び第二号ウに掲げる事項 当該除去を行った日の属する月の翌月の末日
- 3 記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。
- 4 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。 (埋立処分する産業廃棄物の一部保管)
- 第26条 産業廃棄物処理施設の設置者は、産業廃棄物(燃え殻、汚泥及びばいじんに限る。以下この条において同じ。)を埋立処分する場合において、当該産業廃棄物がその処分を受託したものであるときは当該産業廃棄物の処分の委託者及び種類ごとに、当該産業廃棄物が自らその処分を行うものであるときは当該産業廃棄物の種類ごとに、容器に納めた産業廃棄物の性状が外部から確認することができる程度に透明な容量200ml以上の容器に半分以上の量を納め、当該容器に埋立処分した産業廃棄物の種類及び処分年月日、当該産業廃棄物を生じた事業者の氏名又は名称並びに当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地を表示し、当該埋立処分に係る産業廃棄物処理施設が廃止されるまでの間、これを保管しなければならない。
- 2 産業廃棄物処理施設の設置者は、前項の規定により保管されている産業廃棄物を、当該産業廃棄物処理施設(当該産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該産業廃棄物の埋立処分に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(立入検査)

第27条 市長は、法第19条第1項、自動車リサイクル法第131条第1項、浄化槽法第53条第2項、条例第5 4条第1項に規定する立入検査のほか、この要綱の必要な限度において、その職員に、事業者その他必要と認める 者の同意のもと、その土地又は建物に立ち入り、廃棄物の減量若しくは適正な処理又は生活環境の清潔の保持若し くは美化に関し、業務の状況又は帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に自らその産業廃棄物の運搬を行う場合において、当該産業廃棄物を保管している事業者 については、その者を第6条第2項(同条第11項において準用する場合を含む。)に規定する産業廃棄物を保管 しようとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平 成30年4月30日までに」と読み替えるものとする。
- 3 第6条第3項(同条第11項において準用する場合を含む。)の規定は、この要綱の施行の日以後に非常災害の ために必要な応急措置として行う場合において、同項に規定する保管をした事業者について適用する。
- 4 この要綱の施行日前に指定処理施設の設置又は変更(第15条第1項の軽微な変更であるものを除く。)につき 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例(平成16年福島県条例第17号)第32条第1項又は第36条 第1項の許可を受けた者は、第15条第1項の規定による届出をしたものとみなす。
- 5 この要綱の施行日前に福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成2年福島県告示第338号)の規定によってなされ た手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。
- ※別表第1号~第6号及び様式第1号~第18号は略

福島市廃棄物処理施設設置専門委員要綱

(設置)

- 第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条の2第3項 (第9条第2項において準用する場合を含む。)及び第15条の2第3項(第15条の2の6第2項において準用 する場合を含む。)の規定に基づき、廃棄物処理施設の設置の許可又は変更の許可をする場合に、専門的知識を有 する者から意見を聴くため、福島市廃棄物処理施設設置専門委員(以下「専門委員」という。)を置く。 (職務)
- 第2条 専門委員は、市長の依頼に応じ、法に規定する廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に係る次に掲げる事項について専門的見地から意見を述べるものとする。
 - 一 当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全又は周辺の施設であって当該施設の利用者の特性に照 らして生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められるものに対する適正な配慮の有無
 - 二 前号に掲げる事項のほか、市長が当該廃棄物処理施設の設置の許可又は変更の許可に当たり適正な配慮が必要であると認める事項

(委嘱)

- 第3条 専門委員は、次の事項について専門的知識を有する者から、5人以内で市長が委嘱する。
 - 一 廃棄物の処理
 - 二 大気汚染
 - 三 水質汚濁
 - 四 騒音
 - 五 振動
 - 六 悪臭
 - 七 前各号に掲げるもののほか、市長が廃棄物処理施設の設置の許可又は変更の許可に当たり適正な配慮が必要であると認める事項
- 2 専門委員の委嘱は、原則として意見を聴くたびごとに、市長が就任を依頼することにより行うものとする。 (意見聴取の手続)
- 第4条 市長は、専門委員から意見を聴取する際には、あらかじめ、当該意見を聴取する廃棄物処理施設の設置の許可又は変更の許可に係る次に掲げる書類のうち、当該専門委員が意見を述べるために必要と認められるものの写しを提示するものとする。
 - 一 申請書及び添付書類
 - 二 生活環境影響調査書又は生活環境影響評価書
 - 三 法第8条第6項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)及び法第15条第6項(法第15条の2の 6第2項において準用する場合を含む。)の規定により利害関係者から提出された意見書
 - 四 前各号に掲げるもののほか、専門委員が意見を述べるために市長が必要と認める書類
- 2 意見の聴取は、専門委員から意見書の提出又は会議により行うものとする。 (会議)
- 第5条 市長は、専門委員からの要請に基づき、又は必要があると認めるときは、専門委員による会議を開催することができる。
- 2 前項の会議には、専門委員の互選により座長を置き、座長が会議を主宰する。 (庶務)
- 第6条 専門委員に関する事務は、環境部廃棄物対策課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

福島市県外産業廃棄物処理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県廃棄物処理計画の方針に基づき、福島県の区域外の事業場で発生した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物(以下「県外産業廃棄物等」という。)を福島市の区域内で処分しようとする場合に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」 という。)の例による。

(県外産業廃棄物等の処分の記録)

- 第3条 県外産業廃棄物等を福島市の区域内で処分をしようとする産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者(以下「産業廃棄物処分業者等」という。)は、次に掲げる事項を記録し、当該産業廃棄物処理施設に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じてその写しを提供しなければならない。
 - ー 排出事業者の氏名又は名称
 - 二 排出事業場の名称及び所在地
 - 三 県外産業廃棄物等の種類及び年間処分量

(県外産業廃棄物等処理実績報告書の提出)

- 第4条 産業廃棄物処分業者等は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における県外産業廃棄物等の処分の状況を記載した県外産業廃棄物等処理実績報告書(様式第1号)を市長に提出するものとする。 (県外の事業者等の協力)
- 第5条 その事業活動に伴い県外において産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者及び産業廃棄物処分業者等は、当該事業場で生じた県外産業廃棄物等を市内の産業廃棄物処理施設で処分しようとするときは、法第五条の五第一項の規定により福島県が定める廃棄物処理計画(以下「廃棄物処理計画」という。)のほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する県の施策に積極的に協力しなければならない。

(産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の分別保管)

第6条 産業廃棄物処分業者等は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物(以下「産業廃棄物等」という。)の処分を 行う場合において、当該産業廃棄物等を保管するときは、県内の事業場で生じた産業廃棄物と県外の事業場で生じ た産業廃棄物とを分別して保管し、その状況が、外部から容易に識別することができるようにしておかなければな らない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

福島市不法投棄等の防止に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不法投棄その他廃棄物の不適正な処理を防止することにより、生活環境の保全及び公衆衛生 の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第 1項に規定する廃棄物をいう。
 - 二 不法投棄 法第16条の規定に違反して、みだりに廃棄物を捨てることをいう。
 - 三 不法投棄等 不法投棄をすること、法第6条の2第2項及び第3項の処理基準並びに法第12条第1項及び 法第12条の2第1項の処理基準に違反して廃棄物を不適正に保管し、又は法第16条の2に違反して野焼き をすることその他法令等の規定に違反して廃棄物を不適正に処理することをいう。
 - 四 不法投棄者等 不法投棄等をした者をいう。
 - 五 不法投棄物等 不法投棄等をされた廃棄物及びこれらの廃棄物からの浸出液等によって汚染された周辺の土 壌等をいう。

(防止のための対策)

- 第3条 市は、不法投棄等を防止するため、次に掲げる対策を講じるものとする。
 - 一 不法投棄監視員(以下「監視員」という。)の設置
 - 二 不法投棄が行われやすいと認める箇所への不法投棄の防止の立看板の設置
 - 三 公共用地における不法投棄の防止のための防護柵の設置
- 2 市は、前項各号に掲げるもののほか、市民に対し、不法投棄等の防止及び不法投棄等の通報等について、広報 紙等により協力を依頼するものとする。
- 3 市は、市民、事業者及び関係機関との協力体制を確立して、不法投棄等の防止に関する施策の推進に努めるものとする。
- 4 市は、不法投棄等を防止するため、国、県及びその他関係機関に対し、協力を要請するものとする。 (監視員)
- 第4条 別表に掲げる地区に、それぞれ原則1名の監視員を置く。
- 2 監視員の業務は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 不法投棄等の監視活動
 - 二 不法投棄等に関する市への通報
 - 三 不法投棄等を行った者又は行おうとしている者に対する指導勧告
 - 四 不法投棄等が行われた場所又は行われやすい場所の占有者等に対する不法投棄等防止策についての指導助言
 - 五 担当地区内の住民等に対する不法投棄等防止に関する啓発活動の実施
 - 六 その他廃棄物の不法投棄等防止に関する必要な業務
- 3 監視員は次の各号に該当する者で、別表に掲げる地区の住民の中から市長が委嘱する。
 - 一 担当する区域内において、定期的に委嘱業務の遂行ができる者
 - 二 廃棄物の適正な処理等の指導者としてふさわしい者
 - 三 継続して委嘱する場合は、前各号のほか前回の業務遂行状況が良好であった者
- 4 監視員の任期は、2年以内で市長が定める期間とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の監視員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 監視員の業務は、毎月1回以上行うことを原則とする。

- 6 監視員は、業務に従事したときは、その活動状況を不法投棄監視員業務報告書(様式第1号)により翌月の1 0日までに市長に報告するものとする。ただし、急を要する場合は、その都度報告するものとする。
- 7 市長は、業務への従事状況を確認するため、月ごとに不法投棄監視員業務確認書(様式第2号)を作成するものとする。
- 8 監視員に対する報酬は、予算の範囲内で別に定める日額でこれを支給し、その支払いについては、前項に基づく確認書を作成した後、すみやかにこれを行う。
- 9 監視員には、その身分を示す身分証明書(様式第3号)及び腕章を交付する。
- 10 監視員は、その業務に従事するときは、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
 - 一 前項に規定する身分証明書を携帯するとともに、腕章を着用すること。
 - 二 天候に留意するとともに服装や装備に安全を期すこと。
 - 三 現地において、不法投棄者等に対して指導勧告を行う場合は、適切な言動で接すること。
 - 四 その他監視員としてふさわしい態度で業務に従事すること。
- 11 監視員が次の各号のいずれかに該当する場合、市長はこれを解任することができる。
 - 一 生活環境の保全及び公衆衛生の向上に反する行為をした場合又は監視員としてふさわしくないと認められた場合。
 - 二 本人から辞任の申出があった場合。

(通報を受けた場合の処理)

- 第5条 市は、監視員、市民等から不法投棄等に関し通報があつた場合は、関係機関との連携を図るとともに、必要な協力を求めながら、次により処理するものとする。
 - 一 通報者から次に掲げる事項について確認すること。
 - ア 不法投棄等の日時及び場所
 - イ 不法投棄等された廃棄物の種別及び数量
 - ウ 不法投棄等を行った者又はその判明の手掛かりとなるもの
 - エ 通報者の住所、氏名及び電話番号
 - 二 直ちに不法投棄等の現場を確認し、不法投棄等の実態及び周辺の生活環境へ与える影響の程度を調査すると ともに、不法投棄者等の判明に努めること。
 - 三 不法投棄等の場所の地番及び土地の管理者を確認し、不法投棄等が継続拡大することのないよう、監視及び 指導を行うこと。

(不法投棄者等に対する措置)

- 第6条 市は、不法投棄者等が判明した場合は、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 不法投棄等を行った者に対し、不法投棄に係る廃棄物の撤去その他必要な処理をし、不法投棄等の場所の原 状回復を行うよう指示すること。
 - 二 不法投棄等の場所の原状回復の実施について指導し、監督すること。
- 2 市は、前項の措置を講じた後においても、原状回復に応じない等情状が特に重いと認められる者に対しては、 告発するものとする。

(廃棄物の処理に関する指導助言等)

- 第7条 市は、不法投棄された土地又は建物の占有者から、当該不法投棄に係る廃棄物の処理に関し相談があつた場合は、その者に対し適切な指導助言を行うものとする。
- 2 市は、不法投棄者等が判明しない場合であって、周辺の生活環境の保全上支障を生じるおそれがあると認められるときは、不法投棄等をされた土地又は建物の占有者に対して、不法投棄物等の撤去及び不法投棄等の場所の原状回復を行うよう要請するものとする。
- 3 前2項の指導助言又は要請にかかわらず、不法投棄等をされた土地又は建物の占有者において、不法投棄物等

- の撤去及び不法投棄等の場所の原状回復がなされず、かつ、放置すれば周辺の生活環境の保全上支障を生じるおそれがあると認められるときは、市長は、周辺の生活環境保全のための措置を関係機関と協議するものとする。 (排出事業者等の責務)
- 第8条 事業者は、排出した廃棄物がその処理を委託した処理業者によって不法投棄等をされたときは、当該処理 業者と連帯して、当該廃棄物の回収及び不法投棄等の場所の原状回復に努めるものとする。
- 2 事業者から廃棄物の処理を受託した処理業者がその受託した廃棄物のうち産業廃棄物の運搬を他の処理業者に 委託する行為(以下この条において「再委託」という。)をした場合において、再委託を受けた処理業者が当該 産業廃棄物の不法投棄等をしたときは、当該再委託を受けた処理業者及び事業者と連帯して、当該不法投棄等の 場所の原状回復に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

本庁、清水支所、北信支所管内		
渡利支所、東部支所管内		
杉妻支所、吉井田支所、信夫支所管内		
蓬萊支所、松川支所管内		
西支所、土湯温泉町支所管内		
信陵支所管内		
立子山支所、飯野支所管内		
飯坂支所管内		
吾妻支所管内		

※様式は省略

令和6年度 福島市一般廃棄物処理実施計画

I 総則

1 本計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、令和6年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

2 計画期間

令和6年4月1日~令和7年3月31日

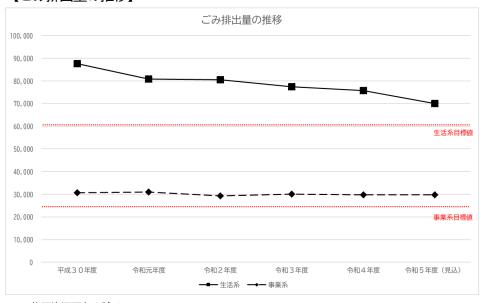
II ごみ処理実施計画

1 ごみ排出量の見込み

種 別	生活系ごみ	事業系ごみ	計
可燃ごみ	49,550t	28, 260t	77,810t
不燃ごみ	5,030t	-	5,030t
粗大ごみ	1,010t	-	1,010t
資 源 物	8,780t	ı	8,780t
計	64, 370 t	28, 260t	92,630t

[※] 集団資源回収を除く。

【ごみ排出量の推移】



※ 集団資源回収を除く。

2 収集・運搬計画

生活系ごみは、以下のとおり収集するものとする。ただし、引っ越しなどにより多量に生じたごみ(一時多量ごみ)については、自己搬入、又は許可業者への委託によるものとする。

事業系ごみは、事業者責任の原則から、自己搬入、又は許可業者への委託によるものとする。

	1 €011	収集	収集	排出	実施	収集
	種別	方法	回数	時間	主体	車両
可燃。	ごみ		週2回			
不燃	ごみ(その他不	즈	月2回	収集日の朝8	市	36台
燃ごる	ን	J	73211	時30分まで	(委託、	
	プラスチック製	ショ	月4回	※紙類は雨天		
	容器包装	<u> </u>		時に出さない	直営)	274
咨	ペットボトル、	迁		母に団のみい	1)	27台
資			月2回			
初				開館(閉所)		
	使用済小型家電	拠点回収	随時	時間又は営業	市(直営)	-
				時間内		
粗大ごみ		戸別収集	随時	収集日の朝	市(委託)	3台
乾電池・ボタン電池・小型		今和くケ時中の同じ問地をマウ				
充電式電池		令和6年度中の回収開始を予定				

[※] 高齢者世帯等のごみ出し困難世帯については、市(直営)で戸別収集(ふれあい訪問収集)を実施する。

3 中間処理計画

種別	実施主体	処理方法	処理量
可燃ごみ		焼却、溶融	77,810t
不燃ごみ	市	破砕	5,030t
資源物	(委託・一部直営)	再資源化	8, 780t
粗大ごみ		破砕	1,010t

[※] 不燃ごみ、資源物、粗大ごみの中間処理で生じる可燃性残さについては焼却する。

4 最終処分計画

区分	焼却処理後 焼 却 灰	溶融処理後 溶融スラグ(残分)	破砕処理後 不燃性残さ	直接埋立	
実施主体		市(委託)			
処分方法	埋立処分				
処 分 量	13, 300t				

[※] 不燃ごみ、粗大ごみの中間処理で生じる金属類については再資源化する。

[※] 資源物のうち、紙類と使用済小型家電については、市処理施設で中間処理を行わず、民間業者へ引き渡す。

[※] 副生成物(溶融スラグ)は、『令和6年度 福島市あらかわクリーンセンター焼却工場の焼却時発生する一般廃棄物の処理計画』に基づき、再生砕石等の原材料として有効利用を図る。なお、残量については、埋立処分を行う。

5 ごみの適正排出

(1) 排出基準

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成30年条例第25号)(以下「条例」という。)第17条第1項で規定する排出基準(分別の区分及び排出の方法)は、以下のとおりとする。

分別の区分			排出の方法
可燃ごみ (粗大ごみ・資源物に当てはまらない可燃 性のごみ)		原物に当てはまらない可燃	透明袋(450以内)に入れて出す ※枝木については、1 本の直径は 10cm 以内とし、おおむね長さ 60cm に 切りそろえ、直径 30cm 以内に束ねて出す
不燃ごみ(粗大ごみ・資源物に当てはまらない不燃性のごみ)			透明袋(45ℓ以内)に入れて出す ※割れたガラスや刃物等の危険な物は、不用な紙に包み「キケン」と書 く
プラスチック製容器包装		チック製容器包装	透明袋(45ℓ以内)に入れて出す ※中身を空にして、中を水ですすぐ ※2重に袋に入れない
	ペットフ	ボトル	透明袋(45ℓ以内)に入れて出す ※中身を空にして、キャップ、ラベルをはがし、汚れのついているもの は水ですすぐか汚れを取り除く
	缶類		透明袋(45ℓ以内)に入れて出す ※中身を空にして、中を水ですすぐ
咨	びん類		透明袋(45ℓ以内)に入れて出す ※中身を空にして、中を水ですすぐ ※リターナブルびんは、別袋に入れる
資源物		紙パック	ひもで十文字に束ねて出す
初		段ボール	ひもで十文字に束ねて出す
	紙類	新聞紙・チラシ	ひもで十文字に束ねて出す 又は、紙製の新聞整理袋に入れて出す ※袋で出す場合は、ひもやテープで開口部をとじる
		雑誌・本	ひもで十文字に束ねて出す
		雑がみ	ひもで十文字に束ねて出す
		(上記以外の資源化で	又は、紙袋*に入れて出す
	/± m>±	きる紙類)	※紙袋で出す場合は、ひもやテープで開口部をとじる
使用済小型家電			回収ボックスに入れる
粗大ご	粗大ごみ		戸別収集を事前に申し込む(1回5点以内)
(おおむね長さ 60cm 以上 200cm 未満、重さ		60cm以上 200cm 未満、重さ	収集日に②と氏名を書いた紙を貼って玄関先に置く
10kg 以上 100kg 未満のもの)			
乾電池	・ボタン	電池・小型充電式電池	令和6年度中の回収開始を予定

(2)搬入基準

条例第17条第2項で規定する搬入基準(分別の区分及び市の処理施設への搬入の方法)は、以下のとおりとする。

なお、市の処理施設への搬入にあたり、事業系ごみ処分ついては、条例第49条の規定に基づき手数料を徴収するものとする。

① 生活系ごみ

分別の区分	搬入の方法
可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、	自己搬入、又は許可業者への委託
乾電池・ボタン電池・小型充電式電池	

② 事業系ごみ

分別の区分	搬入の方法
可燃ごみ	自己搬入、又は許可業者への委託

(3)処理困難物

条例第17条第3項及び第18条に規定する排出等の禁止物は、以下のとおりとする。

区分	例 示	処理方法
家電リサイクル法対象家電品	エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・ プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・ 衣類乾燥機	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、家電小売店へ引き取りを 依頼するか、排出者自ら又は許可業者へ依頼し指定引取場所へ搬入する
パソコン*	デスクトップパソコン本体、ノートパ ソコン、ディスプレイ	資源有効利用促進法により製造事業者等 に引き取りを依頼する
バイク	バイク	廃棄二輪車取扱店へ収集を依頼するか、排 出者自ら廃棄二輪車取扱店、又は指定引取 場所へ搬入する
消火器	消火器	特定窓口に収集を依頼するか、排出者自ら 特定窓口、又は指定引取場所へ搬入する
感染のおそれのある物	注射器、注射針 (在宅医療廃棄物)	医療機関、薬局を通じて専門処理業者へ依 頼する
有害性のある物	バッテリー、農薬等の薬品類	
危険性のある物	ガスボンベ	
引火性、発火性、又は爆発性の ある物	ガソリン、灯油、シンナー、オイル、 塗料、火薬	販売店による引き取りを依頼するか、処理 可能な許可業者へ委託するなど、適正に処
上記のほか、生活系ごみの処理 を著しく困難にし、市の処理施 設の機能に支障を及ぼすおそれ のある物	自動車部品、農機具、タイヤ、建築廃材、コンクリート、ブロック、土、石、砂、ドラム缶、ピアノ、耐火書庫、金庫、厚さ2.3mm以上の鉄板、金属塊	可能な計可集省へ安計9 るなど、適止に処理する

[※] 使用済小型家電で回収できるものは除く。

[※] 処理困難物にあっても、処理ルートの把握や調査検討を行い、適正処理の推進に努める。

6 一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策

(1) 排出抑制の促進

市民1人1日当たりの生活系ごみ排出量(資源物除く)を令和7年度までに530g以下、また、事業系ごみ排出量にあっては、24,200t以下にすることを目標に、生活系ごみの減量化・資源化の促進、事業系ごみの排出抑制・資源化推進対策を実施する。

区分	項目	内 容
	生ごみゼロチャレンジ!	食品ロス削減マイスターの育成やキエーロの普及啓 発を実施し、生ごみ「ゼロ」を目指す。
ごみ	生ごみ処理容器助成事業	生ごみ処理容器の購入者に対し、購入費の一部を 助成し、「生ごみ」の資源化等に対する市民の意識の高 揚を図る。また、ダンボールコンポストを助成対象に 加え、さらなる効果促進を図る。
減量	家庭用剪定枝破砕機貸与 事業	家庭で剪定した庭木等をチップ化するための機械の 貸出を行い、「草枝類」の減量化・資源化を推進する。
こみ減量化促進対策	集団資源回収事業	町内会等の自主的な資源回収活動を支援するため、 古紙類、金属類、繊維類、ビン類の4品目を対象に実 施団体に報奨金を交付する。 また、資源回収に協力する業者に対しても、助成金 を交付することにより、集団資源回収活動を奨励する。
	イベント回収事業	小型家電や古着等のイベント回収を実施し、ごみの 減量化・資源化の促進を図る。
	リユース促進事業	民間事業者と連携したリユース事業を展開し、ごみ の減量化、リユースの促進を図る。
事業者.	フードシェアリングサー ビス事業	「まだ食べられるのに捨てられてしまう食品」を安く提供する店舗と市民とをマッチングするフードシェアリングサービスを開始し、事業系ごみの食品ロス削減を目指す。
事業者との連携・	店頭回収利用促進事業	スーパーマーケット等での資源物の店頭回収利用促進のため、事業者と連携し、広報・周知を行う。
啓発	早朝パトロールの実施	不適正排出防止のため、早朝パトロールを実施し、 ごみ集積所に排出した事業者について指導を実施す る。
	ごみ集積所適正管理の推 進	ごみ集積所のごみ散乱を防止し、地域環境の美化及 びごみ処理の適正化を推進する。
	ごみ分別アプリ「さんあ 〜る」の推進	身近な機能として活用できる、「さんあ〜る」の利用 促進のための広報を実施する。
その他	インスタグラムの開設	当課で行っている事業の紹介や進捗状況、ごみの減量化・資源化に関する情報を発信することにより、市民のごみの減量化・資源化へのさらなる行動を促す。また、ごみに関心の薄い若者の層にごみの量をリアルタイムで発信することにより問題意識を持ってもらい、意識啓発に繋げることを目的とする。
	出前講座の実施	市政出前講座や小中学校での出前講座を実施し、ご みの減量や分別の方法について周知啓発を図る。
	あぶくまクリーンセンタ 一焼却工場再整備事業	あぶくまクリーンセンター焼却工場の再整備にあたり、整備予定地内の旧破砕工場等解体工事や、新工場の設計・建設工事を行う。

(2) 資源化等の促進

区分		内 容
資源物収集(家庭系)		資源物収集として、びん、缶、ペットボトル、古紙
貝冰が以来	(家庭帝)	類をステーション収集方式にて収集する
製品プラスチック回収実証事業		現状不燃ごみとして収集している製品プラスチック
表面ノノヘノ	クノ凹収天証事未	の回収検討に向けた実証事業を行う。
集団回収		地域住民団体が実施する集団回収の普及促進を図る
未四四水		ため、実施団体・回収業者に補助金を交付する。
	小型家電	市の公共施設や民間商業施設に回収ボックスを設置
 拠点回収		し、使用済小型家電を回収する。
12000000000000000000000000000000000000	使用済みはがき	市の公共施設に回収ボックス『ももりんエコポスト』
		を設置し、使用済みはがきを回収する。
その他		イベント回収を実施し、小型家電や古着等の資源化
تاره)		を図る。
		あらかわクリーンセンターより生成される副生成物
副生成物(溶	落融スラグ)	(溶融スラグ)を再生砕石等の原材料として有効利用
		を図る。
乾電池・ボタン電池・小型充電式 電池		車両及び処理施設の火災防止と資源循環や分別収集
		体制の強化を図り、リサイクル率の向上を目指すため、
		令和6年度中に回収を開始する。

7 処理施設の概要

区分			型式	処理能力	竣工年月		
	あぶくま クリーンセンター	福島市渡利字梅ノ木畑 1番地の1	全連続燃焼式 ストーカ炉	240t/24h (120t×2基)	昭和63年 2月		
焼 却施 設	あらかわ 福島市仁井田字北原 クリーンセンター 1番地の1		全連続燃焼式 ストーカ炉、 プラズマ式 灰溶融炉	220t/24h (110t×2基)	平成20年 8月		
	あぶくま資源化工場	福島市渡利字梅ノ木畑 1番地の1	圧縮梱包方式	資源物処理 プラス チック 製容器 包装 10t/日	平成16年 3月		
資源化 施 設	あらかわ資源化工場 福島市仁井田字北原 1番地の1		回転式破砕機	・資源物処理系 缶類 11t/5h びん類 20t/5h ペットボトルなど 11t/5h ・不燃・粗大ごみ処 理系 60t/5h	平成11年 3月		
	リサイクルプラザ	福島市仁井田字北原 3番地の3			平成11年 3月		
最 終 処分場	大舘山一般廃棄物最終処分場	福島市立子山字六角 5-4外	サンドイッチ 工法	埋立面積 約19,800㎡ 埋立容量 約246,000㎡	令和4年 2月		

III 生活排水処理実施計画

1 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の見込み

種別	処理量
し 尿	5, 780 kl
浄化槽汚泥	50, 111 kℓ
計	55, 891 kℓ

[※] 処理量は、一般廃棄物処理基本計画の現状推移予測値による。

2 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、現行どおり許可業者による収集運搬を継続する。

3 処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、現行どおり下記施設による処理を継続する。

施設	所在地	型式	処理能力	竣工年月	対象地域
福島市衛生処理場	福島市堀河町 9番20号	標準脱窒素処理 方式	145 kl/日	昭和 37 年 2 月	飯坂、松川、 飯野地区以外
伊達地方衛生処理組合 し尿処理施設	伊達郡桑折町 大字伊達崎字舟場東 1番地の1	膜分離高負荷 脱窒素処理方式	85 kℓ/日	平成 21 年 3月	飯坂地区
川俣方部衛生処理組合 し尿処理施設	伊達郡川俣町 飯坂字下戸山 9番地の4	標準脱窒方式	60 kℓ/日	昭和 60 年	松川地区 飯野地区

4 一般廃棄物の適正処理に関する方策

(1) 浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽の設置費用及び単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換する際の撤去費用と宅内配管工事費用の一部を補助する。

また、下水道事業認可区域を除く市街化区域の転換費用に対し補助額を上乗せする。

福島市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期:令和5年6月3日~令和7年6月2日

氏名	組織	備考
樋口 良之	国立大学法人福島大学 教育研究院(教授)	
紺野 幸一	福島市町内会連合会(幹事)	令和6年5月31日~
安倍 真知子	JAふくしま未来(部長)	
高橋 洋美	福島市婦人団体連絡協議会(副会長)	
桃井 三夫	福島県建設業協会県北支部(支部長)	
平井優子	福島市消費者団体懇談会(副会長)	
安藤正希	福島市小中学校PTA連合会(副会長)	令和6年5月10日~
宮崎・悦子	福島商工会議所(常任委員)	
三島昭二	福島市衛生団体連合会(会長)	
藤田 宏志	環境省東北地方環境事務所 資源循環課(課長)	令和5年7月1日~
菅野 智也	福島県県北地方振興局 県民環境部(部長)	令和6年4月1日~

A. 一般廃棄物収集・運搬業許可業者(し尿・浄化槽汚泥)

中央地区(飯坂・松川地区を除く)

(令和6年3月31日現在)

十火」	心区(販圾・松川地区を除く	.)	(令和6年3月31日現任)			
NO.	業者名	代表者名	住所	電話番号		
1	有 日進環境	壹岐 健司	福島市南沢又字舘ノ内 123	557-2256		
2	福島環境整備工業街	山岸 大介	福島市泉字下谷地 12	557-1967		
3	(有)第一環境サービス	菊地 常雄	福島市山口字沼田 13-4	534-7619		
4	侑岡山清興	菅野 憲子	福島市岡部字大旦 78-1	534-4605		
5	(有) 色 谷環境整備	菊地 実	福島市笹谷字南一本松 24	557-6213		
6	山本産業街	髙橋 美智子	福島市笹木野字笹木野原 4-112	591-1731		
7	侑信陵サービス	紺野 好栄	福島市北沢又字中清水 4-30	557-1517		
8	日東産業㈱	占部 恵太	福島市泉字道下 15	557-5375		
9	(有)三宝環境整備	古宇田 豪	福島市太田町 34-14	534-0257		
飯坂均	也区(伊達地方衛生処理組合	<u>`</u>)				
1	飯坂産業何	村上 道夫	福島市飯坂町湯野字湯ノ上8	542-3532		
2	和泉総業侑	山川 勇人	伊達市保原町字泉町 101-1	575-4601		
3	山川産業侑	山川 正人	福島市飯坂町中野字高取 1-1	542-4794		
4	旬大鳥産業	松崎 圭	福島市飯坂町字月崎町 7-1	542-3752		
松川地	地区(川俣方部衛生処理組合	<u> </u>				
1	侑赤坂	安斉義勝	二本松市上川崎字赤坂 229	0243-52-2131		

1		安斉 義勝	二本松市上川崎字赤坂 229	0243-52-2131
2	 有白清社	橋本 正喜	二本松市亀谷 2-88	0243-22-0250
3	旬東邦清掃社	安藤智美	福島市下鳥渡字八幡塚 35-1	573-2300

飯野地区(川俣方部衛生処理組合)

1		安斉義勝	二本松市上川崎字赤坂 229	0243-52-2131
2	㈱川俣環境	鴫原 北斗	伊達郡川俣町字柏崎 74-15	566-2858

B. 一般廃棄物処分業許可業者

(令和6年3月31日現在)

NO.	業者名《許可內容》	代表者名	住所	電話番号
1	恵和興業㈱《木くずの資源化に伴う中間処理(破砕)》	笹川 慎太郎	福島市荒井字北一の坂 3-1	593-1451
2	福島県北再生資源協業組合《ペットボトルの資源化に伴う中間処理(破砕)》	紺野 正博	福島市瀬上町字下新田 42-1	552-1381
3	㈱エコライフ福島《木くず等の資源化に伴う中間処理(破砕・資源化)》	渡邉 忠雄	福島市飯野町字相模取場 2-4	561-2011
4	県北建設資源再生協同組合《木くずの資源化に伴う中間処理(破砕)》	石河 德雄	福島市下飯坂字鶴形 36-5	553-6211
5	㈱東日本興産《動植物性残さの資源化に伴う中間処理(堆肥化)》	池上 勇	福島市山田字南音坊 5-6	546-6810

C. 一般廃棄物収集・運搬業許可業者 (ごみ) (令和6年3月31日現在)

NO.	業者名	代表者名	住所	電話番号
1	日東産業㈱	占部 恵太	福島市泉字道下 15	557-5375
2	有三宝環境整備	古宇田 豪	福島市太田町 34-14	534-0257
3	有限会社新条産業	一條 年広	福島市飯坂町字梅津 2-10	542-6078
4	井田興業㈱	井田裕子	福島市旭町 7-12	534-7101
5	キョウワプロテック㈱	吾妻 学	福島市五月町 3-20(協和第一ビル内)	524-1241
6	旬平成産業	菊田 英昭	福島市御山字遠背戸 1-4	533-2441
7	豊富産業街	紺野 正博	福島市鎌田字樋口 3-2	553-3714
8	北部興産㈱	長谷川 玲子	福島市太平寺字古内 3-1	545-4637
9	侑銘形商会	銘形 仁	福島市森合字戸ノ内 43-3	558-5440
10	八巻興業㈱	八巻 弘一	福島市本内字南原 26-1	553-2110
11	福島産廃興業㈱	菊地 利史	福島市御山町 3-19	534-6353
12	(制東北リサイクル	堀越 勇次	福島市立子山字伊達岩 38-1	597-2651
13	JRAファシリティーズ㈱	木所 康夫	福島市桜木町 17-55	535-3494
14	県北環境衛生㈱	井上 浩	伊達市保原町字下野崎 48-2	575-3178
15	有加藤商店	加藤重信	福島市笹木野字北中谷地 28-7	558-4355
16	㈱二瓶商店	二瓶 浩幸	福島市野田町六丁目 8-36	534-6768
17	甪紺野商店	紺野 茂	福島市野田町三丁目 1-34	534-4607
18	阿部建材工業㈱	阿部 茂之	福島市町庭坂字杉ノ下 10-19	591-1744
19	㈱こんの	紺野 道昭	福島市陣場町 2-20	524-2345
20	㈱森藤運輸	森藤 健二	伊達市保原町字小幡町 24-1	576-2166
21	有西戸興業	丹治 宗夫	福島市清水町字北谷地 32-2	549-1177
22	福興産業㈱	山川 憲彦	伊達郡桑折町字田植 12-1	582-6671
23	(有)にぐるまサービス	菅野 尚志	福島市岡島字中島 55-2	533-5589
24	日東物流㈱	占部 純	福島市泉字道下15	557-5130
25	侑クリーンエリアサービス	阿部 弘之	福島市万世町 1-22	521-0253
26	県北清掃環境サービス㈱	古宇田 豪	伊達郡桑折町大字伊達崎字前川原田3	573-5006
27	山本商店	山本 壮志	福島市須川町 5-20	534-6677
28	日東シフト㈱	占部 純	福島市泉字道下 15	563-5950
29	㈱フクシマライフサービス	陳野原 進	福島市方木田字東高屋 20-1	539-6757
30	㈱橋脇商店	橋脇 英行	福島市平石字新田 85-1	546-1830
31	侑川俣クリーンホープ	阿曽 修司	伊達郡川俣町飯坂字米子田 12	565-3153
32	福島日配運輸㈱	引地 克之	福島市成川字石田 46	593-5655
33	㈱プラスワン・福島	菊地 信弘	福島市岡部字大旦 55-1	533-4686
34	㈱ネクスコ・メンテナンス東北	春山 和彦	福島市飯坂町平野字前原 11	542-7610
35	有飯野運輸	安部 久美	福島市飯野町字原田 67-1	562-3112
36	株渡辺土木	渡辺兼光	福島市仁井田字前林川原 2-8	535-5175
37	東日本ユニットサービス㈱	伊藤 栄一	福島市立子山字甚念坊山 9-42	597-2808
38	何みちのく 興業	佐藤 順彦	福島市松川町浅川字蛇森 7-1	567-5108

し尿汲取担当地域名

	《本庁管内》				
区分	地区名	担当事業所名	区分	地区名	担当事業所名
あ	旭 町	日東産業㈱	7	天神町	日東産業㈱
	荒 町	日東産業㈱	ح	遠瀬戸(五十辺)	(有)岡山清興
۲١	五十辺(4号線の西側)	日東産業㈱		所 窪	日東産業㈱
	五十辺(4号線の東側)	侑)岡山清興		豊田町	日東産業㈱
	入江町	有日進環境	な	中荒子(五十辺)	侑岡山清興
	岩 前(五十辺)	日東産業㈱		中町	日東産業㈱
	岩谷(五十辺)	日東産業㈱	ね	猫 渕(五十辺)	日東産業㈱
う	上 町	日東産業㈱	の	野田町	
え	蝦 貫(五十辺)	有)岡山清興		一丁目	侑三宝環境整備
お	太田町	有三宝環境整備		二丁目(5、6、9番地)	旬日進環境
	御山町			二丁目 (上記の他)	侑三宝環境整備
	御倉町			三丁目	旬日進環境
	大町	日東産業㈱		四丁目(1~7番地)	(有)日進環境
	置賜町			四丁目 (上記の他)	福島環境整備工業衙
	大 森 (五十辺)			五丁目(1、2番地)	侑三宝環境整備
か	霞 町	日東産業㈱		五丁目(上記の他)	福島環境整備工業예
	春日町	日東産業㈱		六丁目	(有)三宝環境整備 (1)
	 上荒子(五十辺)	(有)岡山清興		七丁目(1~7番地)	(有)三宝環境整備
	上浜町	山本産業領		七丁目(上記の他)	福島環境整備工業예
=	北町	日東産業㈱	の	野田町	1.2.5 1.55
	北五老内町	日東産業㈱		相 沢	
	北中川原(五十辺)	(有)岡山清興		15	
	北ノ前(五十辺)	(有)岡山清興		清水尻	
	北原(五十辺)	日東産業㈱		清合内、清合内前	 有 日進環境
	高野河原下(五十辺)	(有)岡山清興		竹ノ内	(13) [(2) (1) (1)
	五老内町	(13/11/37/11/37/		八郎内(市道の東側)	
	腰浜町	 日東産業㈱	, ,	八 天	
	小金山	H > N X X X X X X X X X X X X X X X X X X			 日東産業㈱
<u></u>				高野(上記の他)	H > N A D N (N II)
	坂 登 (五十辺)			江添	
	五月町	 日東産業㈱		加賀屋敷、加賀屋敷南	
	桜木町		/3	街道北	
	1g/Nei 山 居(五十辺)山居上含む			 上沼田(市道の西側)	
L	信夫山(清水山、大明神、所窪)	日東産業㈱		勝口	山本産業衙
	下荒子(五十辺)	「一来」 有 岡山清興	Þ		
	新浜町	(有)日進環境 (有)日進環境			
	新町	日東産業㈱		時 田 4 × 以	
	陣場町	福島環境整備工業侑		呼 円 中ノ町	
<u>ਰ</u>	須川町	何三宝環境整備 相三宝環境整備		T / M T T T T T T T T T	
"	杉妻町	日東産業㈱		道端	
tt	清明町	日東産業㈱		花園町	山本産業侑
そ	曾根田町	福島環境整備工業侑	10	10周 浜田町	日東産業㈱
た	大明神			万世町	福島環境整備工業例
, ,		 日東産業㈱	7)	東中央(1丁目)	福島環境整備工業侑
	立石(五十辺)			東中央(上記の他)	日東産業㈱
	立 石(五)返) 舘ノ内(五十辺)			東浜町	日東産業㈱
	部ノ内 (五十辺) 舘ノ前 (五十辺)	 侑 岡山清興		不厌鬥	山木注木(物)
	田中島(五十辺)	(6) 山川月 州	ŵ	 舟場町	福島環境整備工業街
 ち	中島(五十辺)	日東産業㈱	131	古 川(五十辺)	
ر ا			ΙŦ	堀河町	
	茶屋下(五十辺)	(有)岡山清興	ほ	4年/ピーリ	

《本庁管内》

	<u>《 </u>	
区分	地 区 名	担当事業所名
ま	松木町	
	松浪町	日東産業㈱
	松山町(4号線の西側)	
	松山町(4号線の東側)	侑)岡山清興
み	道 前(五十辺)	(有)岡山清興
	宮下町	侑日進環境
	南町	日東産業㈱
	宮 町	日東産業㈱
	三河北町	侑日進環境
	三河南町	侑日進環境
	南中央1丁目79~82	福島環境整備工業예
	南中央(上記の他)	日東産業㈱
も	本 町	日東産業㈱
	森合町	侑)日進環境
ゃ	矢剣町	侑)三宝環境整備
	矢倉下(五十辺)	侑)岡山清興
	八島町	侑日進環境
	山際(五十辺)	
	山下町	日東産業㈱
	柳町	
わ	早稲町	日東産業㈱

		事	美	ŧ F	斤 :	名			電話番号
(有)	Ξ		宝	環	境	į,	整	備	534-0257
(有)	笹	: :	谷	環	境	ţ	整	備	557-6213
(有)	信		陵	サ	-	•	ビ	ス	557-1517
(有)		日		進		環		境	557-2256
(有)	第	_	環	境	サ	_	ビ	ス	534-7619
山		本		産		業		(有)	591-1731
福	島	環	境	整	備	I	業	(有)	557-1967
日		東		産		業		(株)	557-5375
(有)		岡	•	山		清	•	興	534-4605

《 支 所 管 内 》

区分	地 区 名	担当事業所名	区分	地区名	担当事業所名
あ	荒 井、荒井1~3丁目	日東産業㈱		北沢又	2-4-3000 1
	飯野	(有)赤坂		プログス 欠 ケ、上日行壇、]	
V .	MX 21	㈱川俣環境		川寒、川下釜	
	泉	似外川大塚光		小泉西、小泉南	
_	· .				万自理 控 数进工类(左)
	一本橋、泉川			しのぶヶ丘団地	福島環境整備工業例
	大下、乙天堂			中日行壇	
	川原前			日行壇	
	熊 野			道南	
	三斗蒔			門前	
シ	白 川、清水内、清水ケ丘		カ	川寒川原、川寒西、	
	下 鎌、下川原、下谷地			川寒下川原	
セ	先 達		シ	下八計	
タ	台、大 仏		テ	寺 西	/+**** 公理+辛酸/#
ナ	長滝、長滝前		1	東谷地西、	侑)笹谷環境整備
	仲田、仲ノ町	福島環境整備工業衙		樋 越、樋越北	
_	二斗蒔		ナ	成出(飯坂線東側)	
	火焼津			八計	
	元///// 堀之内、堀之内前		, ,	その他(上記以外)	 侑)信陵サービス
	前田、曲松		<	黒岩	日東産業㈱
	宮内前			<u>二二年</u> 郷野目	日東産業㈱
1				<u> </u>	口来産素物
سد	道下(飯坂街道東側)		ک	笹谷(笹谷団地)	
	八 幡			笹谷(その他)	何 <u></u> 色谷環境整備
	早稲田			さくら1~3丁目	日東産業㈱
	上谷地			佐倉下	日東産業㈱
Ξ	道下(飯坂街道西側)	日東産業㈱		佐原	日東産業㈱
	南谷地			在庭坂	日東産業㈱
オ	扇 田 [侑 日進環境		笹木野(奥羽線北側)	山本産業領
シ	清水田	(同/口连外先		笹木野(奥羽線南側)	日東産業㈱
お	小倉寺(114号周辺渡利字唐沢まで)	日東産業(株)		桜 本	日東産業㈱
	御山(東北本線の西側)	福島環境整備工業예	U	信夫山	日東産業(株)
	御山(その他)	日東産業(株)		下飯坂	日東産業㈱
	岡部			 下鳥渡	日東産業㈱
	岡島	 街岡山清興		 下野寺(奥羽線北側)	山本産業係
	大波			下野寺(奥羽線南側)	日東産業㈱
	六	 日東産業㈱		庄 野	日東産業㈱
	大笹生	日東産業㈱		清水町	日東産業㈱
	大森	お一環境サービス	†		
	小田	日東産業㈱	ت	瀬上(阿武隈川泉側) 瀬上(阿武隈川西側)	日東産業㈱
<i>+</i> \			+		
か	鎌田(阿武隈川東側)	(有)岡山清興 口東音業(#)	た	太平寺	日東産業㈱
	鎌田(阿武隈川西側)	日東産業㈱		立子山	日東産業㈱
	上名倉	日東産業㈱		高湯	日東産業㈱
	上鳥渡	日東産業㈱		高 湯(50人槽以上の浄化槽)	日東産業㈱
	上野寺	日東産業㈱		田沢	日東産業㈱
₹	北矢野目	日東産業㈱	つ	土湯温泉町	日東産業㈱
	北中央	日東産業㈱		土 船	日東産業㈱
			ح	鳥谷野	日東産業㈱

ヤ柳清水 3四 辻 シ松北町

下琵琶渕

その他

	《支所管内》				
区分	地区名		区分	地 区 名	担当事業所名
な	永井川	日東産業㈱	み	宮代	日東産業㈱
	成川	日東産業㈱		南矢野目(小泉)	福島環境整備工業例
	南向台	日東産業㈱		南矢野目(上記の他)	日東産業㈱
IC	西中央	日東産業㈱		南中央	日東産業(株)
	仁井田	日東産業㈱	ŧ	森 合(北向)	福島環境整備工業例
ひ	平 石	日東産業㈱		森 合(戸ノ内、道端)	福島環境整備工業例
ŵ	伏 拝	日東産業㈱		→飯坂街道・飯坂線間	
	二子塚	日東産業㈱		森 合(その他)	日東産業(株)
ほ	蓬莱町	日東産業㈱		本内(阿武隈川東側)	(有)岡山清興
	方木田	日東産業㈱		本内(阿武隈川西側)	日東産業(株)
ま	丸子(御山越、三条院)	日東産業㈱	ゃ	Щ П	
	丸子(上記の他)	日東産業㈱	ア	荒屋敷	
		旬東邦清掃社	1	雷	
	松川町(全域)	 (有)赤坂	ウ	梅本	
		甪白清社	才	御成	
	町庭坂		カ	上中田、川 坂	
1	 石田道		⊐	小坂	
	一本松(八島田街道南側)		シ	新林	
力	 柿ノ下		タ	高森	
			チ	茶畑(旧115号線東側)	
シ				寺屋敷	 侑第一環境サービス
	遠原一(八島田街道南側)	· -日東産業㈱	ナ	中田、中平、中ノ内	
	長林(八島田街道南側)			梨ノ木(旧115号線北側)	
	中 通(奥羽本線南側)		ヌ	沼 田	
				根子原	
				柱作(旧115号線東側)	
7				古 坂	
	1 (八曲田闰追用原) 町 尻			T	
	その他(上記以外)	 山本産業領		文字摺、文字摺前	
み	南沢又	田中生水田		山神	
				その他(上記以外)	 侑 岡山清興
	中番匠田	侑)信陵サービス		山田	日東産業㈱
	下番匠田			八島田	山本産業侑
		侑) 笹 谷環境整備		八木田	(有)三宝環境整備
	上並松		よ	吉 倉	日東産業㈱
	下並松	旬日進環境	わ	渡利	日東産業㈱
	北河原、北屋敷		- '-	ļ 13	
	桜内			事業所名	電話番号
	高木				534-0257
	中条			(f) 世 谷 環 境 整 備	557-6213
_	T	 福島環境整備工業侑		相信をサービス	557-1517
	前田			旧	
	南舘			簡 第 一 環 境 サ ー ビ ス	

		事	業	ŧ į	听 :	名			電話番号
(有)	Ξ		宝	環	境	ţ	整	備	534-0257
(有)	笹		谷	環	境	ţ	整	備	557-6213
(有)	信		陵	サ	_		ビ	ス	557-1517
(有)		日		進		環		境	557-2256
(有)	第	_	環	境	サ	_	ビ	ス	534-7619
山		本		産		業		(有)	591-1731
福	島	環	境	整	備	I	業	(有)	557-1967
日		東		産		業		(株)	557-5375
(有)		畄		山		清		興	534-4605
(有)	5	ŧ	邦		清	ł	帚	社	573-2300
(有)	•		•	赤	•		•	坂	0243-52-2131
(有)			白		清	Ī		社	0243-22-0250
(株)	•	Ш	•	俣	•	環	•	境	566-2858

日東産業㈱

日東産業㈱

有日進環境

≪ 飯 坂 支 所 管 内 ≫ 飯 坂 町

豆八	地区名	// 以 以 円	レス ハ	地 区 名	中业市类配力
区分		担当事業所名	区分		担当事業所名
あ	赤川端	和泉総業衙	そ	添穂作	
	赤館	山川産業領		雪舟田	- 飯坂産業衛
	旭町	和泉総業衙		雪舟町	
	鮎寄	飯坂産業街	た	大門(東部)	和泉総業街
١١	石倉	和泉総業衙		大門(西部)	山川産業侑
	一本松	山川産業街		高石仏	
	稲荷田	飯坂産業領		高舘	 飯坂産業係
j	後田	和泉総業예		立町(飯坂線東)	
	後畑	和泉総業侑		立町(飯坂線西)	 和泉総業係
	内畑	和泉総業街		舘	山川産業領
お		飯坂産業侑		常 常下	飯坂産業侑
മ					
	小川端	飯坂産業例	,	舘ノ山	山川産業(4)
	御行壇	山川産業街	ち	筑前	山川産業街
	鬼越	山川産業街	つ	月崎	飯坂産業侑
か	笠松]		て	鉄砲小屋	飯坂産業何
	風穴	和泉総業領		寺畑	
	釜場			寺山	- 和泉総業係
	上川原	飯坂産業街		天王寺	
	上中川原	 街大鳥産業	ح	道城町	和泉総業예
	上原	和泉総業係		 十綱下	飯坂産業侑
		1423 416214(13)		十細町	和泉総業侑
	唐桶		な	中赤舘	山川産業侑
	樹木	 飯坂産業領	5	長泥	飯坂産業係
	川端	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		中ノ内 1	
	川原町			中原	
+		红白 (公兴/ //)			和泉総業侑
₹	北畑	和泉総業例		中森山	
	北原	和泉総業例		鍋沢	
ت	古河岩	和泉総業係	IC	錦町	和泉総業衙
	腰卷	飯坂産業衙		西坂下	飯坂産業衙
	小滝	和泉総業예		西桜瀬	飯坂産業예
	五反田	飯坂産業領		西滝ノ町	和泉総業領
	小森谷地	和泉総業예		西堀切	和泉総業예
	五倫田	飯坂産業係		二本杉	飯坂産業예
	五郎兵고舘	山川産業(有)	は	馬場	和泉総業領
t	梍町	山川産業領		原	飯坂産業街
	 梍町(一部)	和泉総業侑		原口	和泉総業侑
	坂口	和泉総業侑	ひ	東坂下	飯坂産業侑
	桜下	山川産業街		東桜瀬	飯坂産業侑
	桜田	飯坂産業街		東滝ノ町	和泉総業領
	精湖町			東堀切	
l .		和泉総業係			和泉総業例
U	清水上	&C1C ** **/+-\		菱沼	飯坂産業侑
	下川原	飯坂産業例		****	
	下中川原 		ŵ	藤沢田	和泉総業衙
	下原	和泉総業例		舟付	飯坂産業예
す	杉林	飯坂産業衙		古舘	和泉総業예
せ	瀬戸川	飯坂産業領		古戸町	和泉総業領

《飯坂支所管内》 飯坂町

	«	肒	<u> </u>	文	肵	官	囚	<i>>></i>	敗	坎	<u> </u>		
区分			地	区	名			担	.当事業	所名			
ほ	星宮星宮星宮	下]	山川産	産業有				
			道東)		飯坂盾								
	-		道西)		山川盾								
ま	前川	原						飯坂彦	E業 (有)				
	前田	3						飯坂盾	E業 (有)				
	前原	Į						山川盾	E業 侑)				
	町裏	Ī						山川産業領					
み	味川	l田											
	水害	IJ					-	和泉絲	総業(有)				
	南原	Ę											
ゃ	山ノ	'下					1						
	八幅	Ě					-	和泉絲	総業(有)				
	八幡	扚											
	八幡	新田						山川産業侑					
ゆ	湯沂	5						和泉絲	総業(有)				
	湯町	Г						和泉絲	総業(有)				
	湯ノ	'里二	ュータ	タウン	,			飯坂産	産業(有)				
よ	夜蚁	坂						和泉絲	総業侑)				
	横町	「(県	道東)					飯坂産	産業 侑)				
	横町	「(県	道西)					和泉絲	総業(有)				
わ	若葉	町						和泉絲	総業侑)				

○平野全体
山川産業예

〇中野全体 山川産業侑

○茂庭全体 山川産業侑

	事	業所	名		電話番号
飯	坂	産	業	(有)	542-3532
和	泉	総	業	(有)	575-4601
山	Ш	産	業	(有)	542-4794
(有)	大	鳥	産	業	542-3752

《飯坂支所管内》飯坂町湯野

	<u> </u>	// W 4X -J	17/13	<u> 1</u>	
区分	地 区 名	担当事業所名	区分	地 区 名	担当事業所名
あ	赤宮沢口	飯坂産業領	さ	沢田	
	愛宕沼	侑大鳥産業		三角西	· 侑大鳥産業
	愛宕前	飯坂産業領		三番坂下	
	穴原	飯坂産業領	U	四箇 7	
	 粡町 (あらまち)	旬大鳥産業		下窪	
١١	石橋			常安寺	
	 石巻			志和田	(1) 1 45 45 116
	 一ノ関	 侑 大鳥産業		本和田前	侑 大鳥産業
	稲ケ馬場			新古屋	
	稲荷前			新古屋前	
う	浮石沼	(有)大鳥産業 (五)		新畑	
お	大清水	飯坂産業領		 神明、神明脇	飯坂産業侑
	大平			新屋敷	(有)大鳥産業 (有)大鳥産業
	大原山	何大鳥産業		新湯	飯坂産業侑
	大舟			 新湯ノ上	飯坂産業侑
	大水口(県道北)	飯坂産業領	t	芹田	侑大鳥産業
	 大水口(県道南)	 侑 大鳥産業		 千刈田(県道北)	飯坂産業侑
	落合	(有)大鳥産業		千刈田(県道南)	侑大鳥産業
	音ヶ森	飯坂産業領	た	太子	侑大鳥産業
か	角原	旬大鳥産業		太子後	侑 大鳥産業
	蟹屋敷	(有)大鳥産業		太子前	飯坂産業侑
	上川原	飯坂産業領		台畑	侑 大鳥産業
	雷町	旬大鳥産業		高清水、田下	飯坂産業侑
	河原	旬大鳥産業		高畑、台	飯坂産業侑
	寛勢	飯坂産業領		高見	
ŧ	雉子田	旬大鳥産業		滝ノ上	 侑 大鳥産業
	北穴原	飯坂産業領		田島	(F)/人局性未
	北原			舘	
	狐塚	(有)大鳥産業		舘ヶ沢	飯坂産業侑
	君沢			舘下	飯坂産業侑
	切湯ノ上	飯坂産業領		田中	
<	熊ノ堰			田中西	 (有)大鳥産業
	熊ノ脇	 (有)大鳥産業		田中前	(日/八河庄未
	窪田	(F)八同生未		田谷	
	暮坪(市道北)		5	茶畑	侑 大鳥産業
	喜坪(市道南)	飯坂産業領		銚子口	侑 大鳥産業
	暮坪前	飯坂産業領	0	堤	
	暮坪山	侑大鳥産業		堤前	侑)大鳥産業
け	毛勝	旬大鳥産業		坪山	
J	腰廻		て	寺町	
	小性	 侑 大鳥産業		殿上	侑)大鳥産業
	小性東	T(F)八同生未		天神木	
	小山前		ک	道角	
さ	坂下	飯坂産業領		洞上	 侑 大鳥産業
	作道	飯坂産業領		洞口	(F)/人同性未
	桜内	侑 大鳥産業		洞下	
	沢	侑 大鳥産業		導専	飯坂産業侑

《飯坂支所管内》 飯坂町湯野

	<u>《飯</u>			所	管	<u>内</u>	<u> </u>	飯		町		<u>野</u>							
区分		地	区	名			担	当事業	所名		区分		圠	也区	名			担当事業所名	ı
ک	遠渡						(有)大鳥	B産業			め	目暗流	判					(有)大鳥産業	
	土手下						(有)大鳥]産業			ŧ	毛字						(有)大鳥産業	
な	中愛宕											樅ノフ	†					飯坂産業侑	
	中古屋					-	(有)大鳥]産業			ゃ	薬師前	前					飯坂産業侑	
	中屋敷											薬師L	Ц				1		
	鍋ヶ沢						飯坂産	業侑				屋敷前	前						
IC	二井田]						八十山	Ц					 侑 大鳥産業	
	西小性											梁尻						(H)八兩庄未	
ほ	西小手屋					-	(有)大鳥]産業				藪添							
	西桜田											山街道	首						
	西竹											山岸					_	飯坂産業侑	
	西畑						飯坂産	業領				山ノ層	奄]		
	西原											山坊					-	侑)大鳥産業	
	西前野					-	(有)大鳥	B産業				山坊前	前						
	西原前										ゆ	湯尻						飯坂産業侑	
は	禿道						飯坂産	業侑)				湯ノ」	Ł					飯坂産業侑	
	橋本					1					よ	横町((県道北))				飯坂産業侑	
	畑田					-	(有)大鳥]産業				横町(県道南))				侑)大鳥産業	
	八卦										わ	若宮						侑)大鳥産業	
	鼻毛					_	飯坂産	業術				若山						侑)大鳥産業	
	刎渡堂						飯坂産	業領				割前						飯坂産業侑	
	林前					7													_
	原頭					-	(有)大鳥	B産業				〇平野	野全体					山川産業侑	
	半沢畑																		
ひ	東愛宕					7						〇中里	5全体					山川産業侑	
	東小手屋																		
	東沢											〇東湯	易野全体	;				旬大鳥産業	
	東原																		
	東町							- 				〇茂區	医全体					山川産業侑	
	彦内					1	(有)大鳥	詩 座業											
	一口坂																		
	日向畑																		
	平林																		
	平林前																		
ŵ	不動前						飯坂産	業領											
ま	前北原					٦							事	業	<u></u>	<u></u>		電話番号	_
	前田											飯	<u>-</u> 坂	産			(有)	542-3532	_
	前野											和	泉	総		業	(有)	575-4601	_
	前原					-	(有)大鳥] 産業				山	Ш	産		業	(有)	542-4794	_
	町尻							-				有)	大	鳥		産	業	542-3752	_
	的場																		_
	丸山																		
み	宮端						(有)大鳥	 B産業											
	明神町()	国道北	<u></u> ይ)				飯坂産												
	明神町()					7		~ \. • /											
	南町		.,,																
	اليوا					_	(有)大鳥	辞業											

南桜田 三ツ俣沢